

## 第四章

# 高度経済成長と神奈川大学

第四章では高度経済成長期における神奈川大学の資料を扱った。具体的には、学部学科の増設および専修課程から学科への変更、建学の精神、法学部・経済学部・工学部・外国語学部から成る「総合大学」化、新図書館等の施設設備の拡充、大学院の発足といったものである。

第四章の「基本資料」は資料1から資料21までである。

一九六〇年代の日本が経験したいわゆる高度経済成長は、単なる経済上の問題に留まらず、政治、社会、文化等の様々な面で日本社会に大きな変容をもたらした。大学に関わる問題や大学政策でいえば、例えば日本経営者団体連盟（日経連）が「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」（一九五六年）を公表して、大学等における産業界の期待する技術者養成を政府に要望し、結果、理工系を中心に大学の拡充整備が急速に進められた。のちには一八歳人口の増加や大学進学熱等にも支えられて理工系だけではなく大学そのものの量的拡大をみたことは周知の通りである。

資料1から資料6では、そうした時代状況を背景になされた応用化学科の増設や学科への各種変更等に関わる資料を取り上げた。資料1は一九五九（昭和三十四）年、工学部に増設された応用化学科と第二工学部について、および学科とはせずに配されていた、「専修課程」を「学科」に変更することを検討した資料である。専修課程については、それまで第一部、第二部にあつた経済学専修課程は経済学科に、貿易学専修課程は貿易学科に、工学部の機械工学専修課程、電気工学専修課程はそれぞれ、機械工学科、電気工学科として一層の充実を図るために変更となっている。資料2と資料3は応用化学科と第二工学部の増設を伝える記事で、応用化学科は「工業界、産業界が切実に要望しているところを汲みとり特に実際に役立つ高級技術者を養成することを目途」（資料2）として設けられ、「第二工学

部の新設によつて、勤労青年に対し高級の科学技術教育の門戸を開く」（資料3）ことになつたという。

高度経済成長を可能にした要因には技術革新があつたことはよく知られている。「三種の神器」といわれた白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫といった発明や工夫を生み出すためにも、鐵鋼、造船、自動車、電機、石油化学工業等の産業が新技術を導入するためにも、それらを扱える人材が必要であった。日経連が大学に理工系技術者の養成を期待した所以はここにある。資料4は資料1でなされた増設、変更が反映された学則である。資料5は神奈川大学短期大学部の一九六〇（昭和三十五）年四月一日に改正された学則である。同年三月に短期大学部の第二部に置かれていた機械科と電気科が廃止となつたが、そのことを示す資料として収録した。なおこの廃止は先の第二工学部の増設が、「短期大学部機械科、電気科を四年制大学に昇格する問題」（資料2）としてなされたものであつた。資料6は最後に残つた工業経営学専修課程を工業経営学科に変更した資料である。

一九六三（昭和三十八）年十二月十三日、米田吉盛ほか学部長等役職者によつて「建学精神の真髓解説」を試みるという会議が開かれた。神奈川大学で「建学精神」を確認した最初はこのときである。資料7はその議論を記したもので、このとき哲学を担当していて、公職追放の解除後に神奈川大学で教鞭を執つていた高山岩男が「根本方針」として建学の精神の解釈例を示した。この建学の精神については後述する創立37周年記念式典学長式辞で披露されることになる。

資料8から資料12では、新たな学部の新設や、建学の精神等に関わる資料を扱つた。資料8はこれまでの法経学部から法学部、経済学部への分離独立、外国語学部の新設、工学部に建築学科の増設を申請したこと 등을伝えるもので、資料9はその認可の記事である。法学部と経済学部の分離独立は来るべき大学院設置を前提としたものであり、外国語学部は横浜専門学校以来、貿易科等でなされてきた語学教育の発展として、建築学科は高度経済成長政策下、インフラ整備等に関わる社会

的要請のなかで設けられたといえる。こうして神奈川大学は一九六五（昭和四十）年から、法学部、経済学部、外国語学部、工学部の四学部十学科を擁する総合大学になつた（資料10）。

この一九六五年という年は神奈川大学にとつて大きな節目となつていて、同年十一月一日、創立37周年記念式典を開催している。資料11はその式典での米田の式辞である。「本学の概要」、「創立精神」、「大学の在るべき姿」、「本学の目指すもの」が語られているが、なかでも創立精神は資料7の「建学精神の真髓解明」で米田や高山らによつて検討されたのを披露したものである。まず、学校創立の目的を、「極右でもなく極左でもない中正堅実な青年を一人でも多く社会に送り出すことが急務である」と痛感し、横浜専門学校を創立した」という。そして創立精神のうちの「質実剛健」について、「質実剛健とは軽佻浮薄の反対概念であります。しかし明治調の粗野な学生の在り方を指すのではありません。多数決が尊ばれる民主社会において陥りやすい附和雷同性に対し、時流に巻込まれることなく、良心に忠実で自己の主体性を堅持して、正しき自己を守り、真理に對して誠実で勇気をもつ剛毅な精神的態度を指すもの」とした。「またこの質実剛健は正しい意味の保守精神にも通じ、「質実剛健は人間の内面に関する事であり、思想堅固で正しい信念を貫くことを求めるものであり、この精神こそ正しい学問と取組む者にとって必須条件なのである」と続ける。さらに「積極進取」について、「積極進取は積極は消極に対し、進取は退嬰に対する概念であります。要するに自主的主体性發揮を意味するものです。文化は絶えざる創造の集積であるから、各人が各々積極的に努力することがなかつたならば、新しい文化は生まれる筈はありません」、「進取は進歩性を意味」し、「その反面、我が国民性の中には激情的で急進的で左右に激動する欠点をも同時にもつておるのであります。従つて大局から見ると保守と進歩とが即ち質実剛健と積極進取とがダイナミックに調節されることにより、眞の進歩がもたらされる」と述べる。これまで扱つてきた資料から明らかのように、「質実剛健」

は横浜専門学校時代に表れ（第一章資料22）、「積極進取」は戦後に入つて言及されるようになった（第三章資料19）。神奈川大学の建学の精神は、その折々の学校関係者の理念や行動、時代のなかで表現され解釈され、次第に構築されていったといえるだろう。資料12は四学部を取り上げ、「伝統に輝く」経済学部、「国際港横浜に育つ」外国語学部、「広範な進路」希望に対応する法学部、「新鋭の実験研究設備」を備える工学部と、各学部学科の概要や教員の紹介をするものである。一般教育に力点を置くことをアピールするほか、「全学ゼミナール制度」のなかで「合宿ゼミ」の効能も強調している。

資料13と資料14では高度経済成長期の施設設備の拡充に関する資料を収録した。神奈川大学誕生後のキャンパス整備については、前章にて米田の神奈川大学整備拡充計画を取り上げた（第三章資料22）。だがこの計画は翌年の一九五三（昭和二十八）年になると、「新らしい時代の大学のために新らしく建てる建造物は文化的香り高く最高学府の建物として誇り得るものにし度い」（「新様式に設計変え 新校舎明年二月には着工」『神奈川大学通信』第一三号、一九五三年十二月二十五日）との理由から見直されることになった。見直しに際しては、建築家の設計競技が行なわれ、結果、山口文象率いるR I A 建築綜合研究所の計画案が選ばれ「総合計画」として開始された（「本学新校舎いよいよ着工 明春三月には竣工 屋上に庭園や給水塔」『神奈川大学通信』第一五号、一九五四年六月十五日）。この計画に沿つて一九五四（昭和十九）年から一九六九（昭和四十四）年まで十五年にわたるキャンパスの拡充が進むことになるのである。この間の建設の進捗状況を記せば、皮切りとなつた三号館（一九五五年）、五号館（工学研究室、一九五六年）、宮面寮（A・B寮、一九五七年）（第三章資料40）、後述する六号館（図書館、一九五八年）、一号館（本館、一九五九年）、四号館（工学部実験実習棟、一九六一年）、宮面寮（C寮）・七号館（一九六四年）と続く。資料13は一九六五年に建てられた八号館に関する資料で、この年には十号館も竣工している。その八号館には「十三色のガラスのモザイクをあしらつた世界地図」の大壁

画がこしらえられ、学生が集うこのスペースは、「世界は呼ぶ」と校歌歌詞にあるように（第三章資料39）、世界に雄飛する気概の涵養の場として現在まで受け継がれている。さらに一九六六（昭和四十二）年には九号館、翌年には十一号館と十三号館（体育館）と後述の女子寮、そして十二号館（建築学科総合実験所）が設けられ、一九六九（昭和四十四）年には総合計画最後の一号館（大講堂）が完成した。資料14はその大講堂の竣工予定を伝える記事である。完成した大講堂は、シンプルな矩形の建築が並ぶキャンパスのなかにあってそのデザインは独特の魅力を感じさせると評されたが現存しない。

神奈川大学では一九六七（昭和四十二）年四月から大学院が発足することになった。四学部を基礎に置き施設設備の拡張が進むなか、専門技術者や研究者の養成等の役割にも努めるようになつたのである。資料15と資料16はその資料で、前者は発足と募集開始を伝える記事である。後者は神奈川大学大学院の発足時の学則であり、法学研究科（法律学専攻）と経済学研究科（経済学専攻）に修士課程と博士課程、工学研究科（機械工学専攻・電気工学専攻・応用化学専攻）に修士課程が置かれた。この大学院の発足をもつて、米田が一九五二（昭和二十七）年に語った「大学院を設置」、「応用化学科英文科なども増設したらどうか」（第三章資料21）という目標はここに実現することになつたのである。

四学部が設けられ教育研究環境が整う節目となつた一九六五年であるが、この年は教職員の就業面でも諸整備があつた。資料17と資料18はそれらに関する資料で、資料17の神奈川大学職制はすでに触れた職制（第三章資料24）を廃止して制定されたものである。同時に神奈川大学就業規則（資料18）も整えられ、教職員の労働条件等が定められることになつた。

学問の府たる大学の象徴である図書館が、神奈川大学の発足時にいち早く設けられたことはすでに取り上げた通りである（第三章資料9・第三章資料10）。資料上では、横浜専門学校時代に図書館の竣工が記録されているが（「外容今や完し 大講堂と図書館竣工」『横専学報』第一九号、一九三三年一

月二十五日)、実情は図書室程度のものであつたと考えられている。神奈川大学整備委員会の活動もあつて最初の図書館が完成したわけであるが、その最初の図書館も学部の再編や新設が進むなか、学生、教職員の増加著しく徐々に機能を果たせなくなっていた。こうした状況を受け検討されたのが、新しい図書館の建設問題で、資料19から資料21がその資料になる。新図書館は六号館として一九五八年(昭和三十二年)に完成した(資料19)。こちらもキャンパスの総合計画を担つたR I Aの設計であった。資料20では図書蒐集の内規、資料21では図書館閲覧規定を収録している。いよいよ本格的な図書館が設けられ、学生利用のほか教育・研究活動の中心を担うことになったのである(「二百人以上が常時閲覧 新図書館の利用調べ」『神奈川大学通信』第三八号、一九五八年七月二十五日)。

第四章の「教育・研究・学校生活」に関わる資料は資料22から資料48までである。

資料22から資料34では研究活動の状況、学生の履修環境、ゼミ活動等の資料について取り上げた。資料22は米田による神奈川大学創立三十周年記念論文集『社会科学の方法と諸問題』(一九五九年)の発刊の辞で、この刊行は商経法学会と人文学会の協同でなされたことを誇っている。近代思想研究会の発足に尽力し、研究は全学的な協力で行なうことを望んでいた山本新は(第三章資料30)、経済学が専門の宮川武雄の思い出と学会活動を回顧した文章のなかで、同書の刊行によつて神奈川大学は「専門学校から完全な脱却が実証された」(資料23)と評している。

神奈川大学が誕生したとき、その学科構成等は「学生の自由意思」を尊重し「専修コース」(専修課程)として出発したことはすでに取り上げた(第三章資料27)。これは新制大学の理念を汲み、新しい時代の大学を目指したことにはかななかつたが、こうした試みに批判的な動きがあつたことも事実である。例えば、高度経済成長下の技術革新を支える技術者養成を政府等に求めていた日経連が、一九五二年、「新教育制度再検討に関する要望書」を表明して、産業界の求める人材の観点か

ら新制度下の大学等の在り方に不満を示したのはよく知られている。こうしたなかで、当初は「自由意思」に重きを置いていた神奈川大学の履修環境も大きく変更されることになった。どの学科も必修科目の追加や進級必要単位の引き上げがなされ、卒業単位数が増加したのである。カリキュラム改正は何度か行なわれているが、一九六〇年のカリキュラム改正はその最たるもので、「専修課程」を「学科」に変更したこと（資料1）とも無関係ではないだろう。資料24はそれらの改正を伝える記事で、資料25は学生が参照する『学生のしおり』に掲載された学科と最低履修単位数である。卒業に必要な単位数だけを挙げればそれぞれ、法経学部経済学科一五一単位、同貿易学科一六八単位、同法学科一四四単位、第二法経学部経済学科一五二単位、同貿易学科一六四単位、同法学科一四四単位、工学部全学科一四〇単位、第二工学部全学科一三四単位であつた。これは「新制大学発足以來十余年の経験と社会の急速なる進歩に即応して、教育、研究の内容を充実し学力の向上を期して、本学においては学科課程を改正し、昭和三十五年度から実施」（「35年度を顧み36年度を展望」『神奈川大学通信』第五一号、一九六一年三月二十四日）といみじくも述べるように、学生の学力向上と専門知識の習得を目指し、ひいては産業界が必要とする人材育成を意図したものであつた。資料26はキャンパス整備が進むなか設けられた工学部関連研究施設の具体的な紹介である。資料27は神奈川大学商経法学会の学生会員による論集の刊行を伝える記事、資料28は神奈川大学二番目となる研究所として発足した人文学研究所の設立記事である。この資料26から資料28は学科課程の改正に加えてなされた、この時期の教育研究環境の状況を示す資料となつていて。資料29と資料30では講義形式ではない少人数による討論主体の「ゼミナール」に関する資料を収めた。資料12でも触れたが、神奈川大学ではこの時期、「ゼミナールを必修制とし全員、いずれかのゼミに参加しなければならない」とし、そして「単に研究指導室だけでなく教授と寢食を共にし、共同研究の場を持ついわゆる

「合宿ゼミ」が重視されてきた」（資料29）という。資料30はそうした合宿ゼミ等に活用できる研修所を、横須賀市野比海岸に設けたことを伝える記事である。その野比研修所は一〇〇八（平成二十）年に閉所となっている。資料31は法経学部からの分離独立によって法学部と経済学部が誕生したことを受け、神奈川大学商経法学会も（第三章資料28）、神奈川大学法学会と神奈川大学経済学会という新しい名称をもって、それぞれ発足したことを伝えるものである。資料32は新図書館の完成によって神奈川大学最初の図書館を学生ホールに転用することを伝える記事で、とくに課外活動団体での使用に重宝されると期待している。資料33と資料34は神奈川大学ゼミナール連合会に関する資料である。同会は一九五五（昭和三十）年に発足した（「ゼミナール連合会発足」『神奈川大学通信』第二〇号、一九五五年六月十日）。資料33は一九五八年のものになるが同会の会則である。資料34は同会の活動状況を綴った資料であり、各ゼミナールの主体性を保ちながらゼミ同士の関係を深め、ゼミ生の成長のため合同の研究発表会や講演会、親睦を深めるレクリエーション等を行なつていたことが分かる。率直に反省も述べられているが、同会の活動は神奈川大学のゼミを盛り立てる役割を果たしていたといえよう。

豊かな学生生活を送るには大学が整える修学環境はもちろん重要であるが、学生自身の生活や健康等にも気を配らなければならない。日本社会に大きな変容をもたらした高度経済成長の時代は、一億総中流といわれた豊かさを得た反面、公害問題や増える交通事故、過労、食生活の変化による死因の変化、様々のストレス等、日常生活に及ぼした影響も大きかった。こうした影響は様々に形をえて学生にも及ぶことになる。資料35はこうした状況のなか、大学は「社会は過渡期的様相をもつて大きく変化しつつある現代、感受性に富む青年が精神的に不安動揺を覚えるのは、或いはごく当たり前かも知れぬ」と考え、「学修・読書・交友・家庭・健康・経済生活上の問題等その内

容の如何を問わず」相談できる学生相談室を設けるという記事である。神奈川大学の学生相談室は一九五九年から開設となつた。資料36は学生生活調査の結果である。この調査は学生相談室における教育相談の資料とするために行なわれたもので〔学生生活調査実施〕『神奈川大学通信』第四七号、一九六〇年六月十一日）、学生生活に關係の深い数多くの単語のなかから、自身が反応する項目にチェックを入れる方法で実施された。全国調査との比較もできるようになつていて、神奈川大学の学生は「将来」「修学」という単語に高い反応を示し、政治・社会問題に感受性があるという。ちなみにこうした学生生活の調査はゼミの課題としても行なわれていて、山本新のゼミでは「学生の勉学状況」「政治意識」「現代青年觀」を調査内容にしている（「山本ゼミの調査 教授陣の良さに好感 更に欲しい学究意欲」『神奈川大学通信』第四九号、一九六〇年十月二十五日）。学生相談室の開設が進み、このような調査に関心が向くのは、学生周囲の変化を如実に表している。資料37と資料38は学生と保護者との往復書簡という形式で学生生活の状況を披露しているものである。

資料39と資料40では学生寮に関する資料を取り上げた。資料39は一九六四（昭和三十九）年に完成した寮について伝えるもので、それまであつた宮面寮（A・B寮）に並んで建てられ、宮面寮（C寮）と呼ばれることになった。収容人員は旧寮と合わせて五一二名になつたという。横浜専門学校時代の寮も宮面寮のA・B・C寮も全て男子寮である。資料40では「現在、二棟の女子学生寮があつて、四十名の女子学生を収容」と述べているが、これが女子寮の最初である。この女子寮は一九六五年に設けられたといわれる。外国语学部の新設等に伴い、女子学生が増加したためこの女子寮に替えて、一三六名収容の新寮の建設が検討された。資料40の本旨はここにあつて、一九六七年から新たに稼働することを伝えている。新たな女子寮は思苑寮と呼ばれた。

資料41から資料43はいわゆる安保鬭争に関する資料である。安保鬪争は日米安全保障条約の改定

をめぐつて起きた反対運動で、とくに条約の批准に反対する運動は一九六〇年五月以降、デモ隊が国會議事堂を包囲するなど高揚を迎える。反対運動には学生の関心も高く、デモに参加した東京大学の学生・樺美智子が死亡した事件はよく知られている。この反対運動が国民運動といわれるまでの規模になつたのは、自由民主党が行なつた条約批准案の単独強行採決への批判はもちろん、改定を主導した首相・岸信介が戦時の東條英機内閣の重要な閣僚であったことや、この条約によつてアメリカの戦争に加担することになるかもしれないという、まだ消え去らない戦争の記憶の影響が大きかつたからであろう。資料41は単独強行採決のちに出された教員有志による声明文で、資料42はその声明文の発表を歓迎する学生新聞の記事、資料43はのちに自民党の代議士となる岸本光造の安保闘争にまつわる回想である。声明文は、「単独議決の強行」で民主主義の危機を感じたといい、「戦争」という悲惨な代償によつて手にするとの出来た民主主義を守り育ててゆく社会的責任」を強調する。これまで「学内外の平和と民主主義を目的とし、学園の自治と学問の自由を守るために発行してきた」という学生新聞は、この声明文を「絶対的に支持する」と述べた。声明文にある「社会的責任」をどのように果たすのか。岸本の回想によれば、学生達は大学最寄り駅まで改定反対のデモ行進を企画したのだが、教員は当初様々な理由から逡巡していて、参加がなかつた。そうしたなか声をかけたところ、まず反応したのが哲学の信太正三であり、それを合図に皆が参加したという。結局、新安保条約は「自然承認」となり、岸内閣は総辞職したがそこにはらむ問題はいまだ解決していない。

資料44から資料47は神奈川大学学生自治会の全学連加入問題と学生自治会の在り方に関する資料である。全学連とは全日本学生自治会総連合の略称で一九四八（昭和二十三）年に結成された、大學生自治会の連合組織である。安保闘争のころには全学連はそれまでの指導政党から決別し独自

の路線をあゆみ、安保条約改定反対の中心勢力として激しく活動していた。資料44は神奈川大学学生自治会が一九六一（昭和三十六）年六月、「全学投票」を行ない「全学連」に加入することを決定したが、全学投票という議決方法の問題や教育的観点からそうした事態は認められないとした告示で、資料45はその告示を発するまでの経過を記したものである。資料46は学生の自治活動の意義は認めながらもそれはあくまで大学教育の一環、大学という場のなかで行なうべきという、そもそもの学生自治会の在り方に注意を向けた示達である。資料47ではこうした示達は「憲法無視」で受け入れられないとした学生自治会の反論を収めた。これらは安保闘争にしても、こうした学生自治会の活動にしても、大学内外の諸問題に関心を寄せた学生の問題意識の発露であつたといえる。こうした活動は確かにのちに一部が先鋭化し、取り返しのつかない事件等も引き起こしたが、資料は学生があげる声を無視できない時代になつていたことを教える。

第四章の「教育・研究・学校生活」に関する資料の最後には、資料48、一九六四年に開催された東京オリンピックに通訳として参加した松下廸子の体験記を収めた。オリンピックの開催は高度経済成長のさなか、戦後日本の復興・発展をアピールする機会となつたことは周知の通りである。横浜専門学校時代から語学教育に力を入れていた神奈川大学の学生にとつて通訳としての参加は、自身の能力を発揮する絶好の機会であつただろう。資料は発音での苦労等をユーモラスに伝えるが、通訳のみならず様々な交流が貴重であつたことが分かる。通訳にはこの学生のほか、六名の参加があつたようで横浜市による筆記、口述試験を経て、横浜港大桟橋、横浜駅構内、シルクセンター、三溪園、競技場等に配置され、オリンピック選手や観光客等の対応を英語やスペイン語で行なつたという（「五輪通訳に本学より七名」『神奈川大学報』第六九号、一九六四年十一月一日）。

（神奈川大学資料編纂室・齊藤研也）

## 1 学部学科の増設および専修課程の学科への変更\*

(一九五八(昭和三十三)年九月十日)

### 五、学部学科の増設について

一、専修課程を学科に変更するもの

法経学部及第二法経学部

経済学科 貿易学科

工学部

機械工学科 電気工学科 工業経営学科

### 二、新設するもの

工学部応用化学科

第二工学部

機械工学科 電気工学科

### 右增设の提案に対し、第二工学部の増設については

松本教授 設備の点、専任教員の点、年限の点(五年

を可とする)等実力不足ではないか

斎藤教授 従来のもの、充実を計るべきであつて新しいものを増すということは充分検討を要するものと

思う

経営面の検討、その見透し如何

等に付質問あり設置の趣旨を説明、必要な専任教員

第二部曾野氏担当の日本文化史、日本史を追加

### 第六回教授会記録

昭和三十三年九月十日午前十時より十二時まで

出席者 学長以下六十四名

欠席者 岩佐教授以下十八名

議事

### 一、講師の承認について

非常勤 数学 貝塚徹氏

### 右承認

### 二、昭和三十四年度入学試験委員の委嘱について

別紙の通り承認

### 三、二年次学生の体育実技校外指導について

別紙の通り承認

### 四、前期試験について

別紙の通り承認

第二部曾野氏担当の日本文化史、日本史を追加

数の充足が得らるれば設置することに決定

## 2 記事「応用化学科の増設申請 第二工学部(夜)新設も」

六、右に伴う学則の改正について

(一九五八(昭和三十三)年十月二十五日)

堀教務部長より別紙の通り文部省の指示による改正個

所につき報告承認

学長より右新設に伴う改正は学部、学科を置くという  
ことの条項の訂正のみであつて他の行為に関する個所  
には全然ふれないのである点を説明、承認を得た。  
七、三十周年記念事業について

井山事務局長より全般的な記念事業計画の説明を行い  
次いで、堀、山口、岡野、各教授より三十周年記念論

文集の発刊について学長よりの編集委員の委嘱、発刊  
の方針等につき説明を行い委員の構成がある学科に偏  
している等の質疑あり其点は訂正することとして一般  
的に承認

尚工学部は記念論文集の発刊は行わない

以上

(神奈川大学所蔵『昭和三十三年度会議録』、一九五八年)

このような進んで止まない理工系学科を新設する場合、  
最も重要でしかも最も困難となるところは優秀なる教授を

本学工学部に機械工学科、電気工学科及び工業経営学科  
のほかに応用化学科を増設して工学部の体制を整え、その  
内容を充実しようとすることは多年の懸案であつて数年来  
調査研究を続けて来たところであるが、学科課程の編成、  
専門学科担当教授の選考、施設設備の整備拡充計画などこ  
れに伴う各般の準備が完了したので今般文部大臣に増設許  
可申請書を提出し同時に学生募集を開始した。

新たに設ける応用化学科は特色あるものにしたい方針で  
理論の探求は勿論ゆるがせにするものではないが、工業界、  
産業界が切実に要望しているところを汲みとり特に実際に  
役立つ高級技術者を養成することを目途とし教授の選考も  
学科課程の編成も施設設備もこの方針に添うて行われてい  
る。

招聘することが出来るか如何うかであるが、本学は幸に東京大学の桑田教授、祖父江教授、国立大学の永井教授等斯道の権威者の心からなる協力により優秀な学者を招聘することに成功した。予定している主なる教授の顔触れは次の通りで、まことに錚々たるものである。

石油、石炭、油脂工業化学、工学博士桑田勉▽澱粉蛋白質工業化学、工学博士高橋武雄▽高分子工業化学、工学博士祖父江寛▽有機高压化学、工学博士浅原照三▽ケイ酸塩工業化学、工学博士永井彰一郎▽酸アルカリ肥料工業化学、工学博士、山辺武郎▽工業薬品、理学博士斯波之茂▽工業材料、電気化学、工学博士飯沼義雄▽工業分析化学、工学博士岡宗次郎▽無機化学、理学博士古畑威▽有機化学、理学博士藤森栄二▽物理化学、パリ大学理学博士本多健一等諸先生。

本学の応用化学科は前述の様な堅実なる陣容で科学技術振興の波に乗り京浜重工業地帯を背景としデビュウする訳であるからその将来の発展は各方面より期待されている。又かねて在学生、卒業生等から強く要望せられていた短期

大学部機械科、電気科を四年制大学に昇格する問題もこの際一挙に解決し第二工学部（夜間）を設け機械工学科、電気工学科の二学科を置くこととし応用化学科新設と併せて文部大臣に申請した。学問研究の熱意に燃える勤労学徒に大きな福音をもたらすであろう。

〔『神奈川大学通信』第三九号、一九五八年十月二十五日〕

### 3 記事「一月二十日付で認可 応用化学科と第二工学部」

（一九五九（昭和三十四）年三月二十五日）

昨年九月二十九日文部大臣に申請した本学工学部に応用化学科を増設すること及び第一工学部を新設し機械工学科、電気工学科を置き本年四月より実施することは本年一月二十日付で認可せられた。

この結果、本学は法経学部、第二法経学部、工学部、第二工学部及び短期大学部を擁し、特に工学部においては応用化学科の新設により機械工学、電気工学、工業経営と併

せて工学系主要学科を網羅し、体制は一応整つたこととな  
りまた第二工学部の新設によつて、勤労青年に対し高級の  
科学技術教育の門戸を開くとともに二部の組織を整えたこ  
ととなり、本学の発展過程に於いて画期的段階をなすもの  
と認められ、まことに意義が深いのである。

卒直に云つて新制大学は駅弁大学などと云われ発足当時

はあまり香んばしくない批判を被つたのであるが、時の経  
過に従つて玉と石とおのずから分れ各大学に対する評価も  
また定つた感がある。本学は幸にして教職員、学生、同窓  
等一体となつての努力の成果として大学の名にふさわしい  
施設々備と内容を備え、斯界においても有力大学の階層に  
位置づけられるに至つたことはお互にまことに喜ばしき次  
第である。

この時に当つて学部、学科の増設を見たのであるが、今  
後一層の熱意と自信をもつて新段階に達した神奈川大学の  
発展に力を致すべきであると思うのである。

なお学部学科の増設に伴う学部長及び学科長は次の通り  
である。

工学部長兼第二工学部長

工業経営学科長教授 朝倉希一

機械工学科長教授 高田三郎

応用化学科長兼電気工学科長 教授 飯沼義雄

短期大学部長教授 堀五之介

〔『神奈川大学通信』第四一号、一九五九年三月二十五日〕

#### 4 神奈川大学学則

(一九五九(昭和三十四)年)

神奈川大学学則

第一章 総 則

第一条 本大学は教育基本法及び学校教育法により、

一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教  
授研究し人格を育成し社会人類の福祉に貢献  
する人物を養成することを目的とする。

第二条 本大学に法経学部、工学部、第一法経学部(夜

間部) 及び第二工学部(夜間部)の四学部を置く。

各学部の修業年限は四年とする。

第三条 法経学部及び第二法経学部には経済学科、貿易学科及び法学科を置き、工学部には機械工学科、電気工学科、工業経営学専修課程及び応用化学科を置き、第二工学部には機械工学科及び電気工学科を置く。

第四条 本大学に附属図書館を置く。

第六条 本大学において教授する学科目、その単位数並びに各科における必修及び選択科目は別表の通りとする。但し必要と認めるときは教授会の議を経てその一部に変更を加えることがある。

学生は左の各号により自己の所属する学部の学科目を任意に選択履修することができる。

一 一般教育科目において人文科学、社会科学及び自然科学の三系列に亘り、それぞれ各三科目十二単位以上合計三十六単位以上を履修しなければならない。

二 外国語において第一外国語、第二外国語につき前条別表に記載する所定の単位数を履修しなければならない。

三 専門科目において必修、選択を合せて七十六単位以上を履修しなければならない。

四 体育において講義及び実技各二単位合計四

## 第二章 学科課程及び履修方法

第五条 本大学において教授する学科目、その単位数並びに各科における必修及び選択科目は別表

学長  
教授  
助教授  
講師  
助手  
事務職員  
技術職員

単位を履修しなければならない。

#### 第八条

五 第三条の各科の学生はその所属に従い前条の別表に記載する必修科目及び選択科目中より本条第一号第二号及び第三号に規定する科目数につき所定の単位数を取得しなければならない。履修しようとする選択科目は予め届出することを要する。

#### 六 削除

七 学生は関係学部長の承認を得て他の学部の学科目を履修することができる。但しこれを本条第一号第二号及び第三号に規定する科目数及び単位数に加算しない。

八 教育職員の免許状を取得しようとするものは教育職員免許法に従つて所定の単位数を履修しなければならない。

卒業論文は最終年次において所定の期日までに提出しなければならない。

#### 第三章 修了認定及び卒業

#### 第七条

#### 第九条

他の大学より転入学したものはその大学において既に履修した学科について修了認定を学部長に請求することができる。

各履修科目修了の認定は試験又はその他の方法によつて当該科目担任者がこれを与える。前項の認定を得たものは第五条の別表に規定する単位数を取得したものとする。

#### 第八条の二 学科の単位数は次の基準によつて計算する。

一 一時間の授業につき二時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業

二 二時間の授業につき一時間の予習又は復習を必要とする講義又は演習によるものについては三十時間の授業

三 前二号に掲げるものを除く外、予習又は復習を必要としない実習又は実技によるものについては四十五時間の授業を以てそれぞれ一単位とする。

前項の請求があつた場合には教授会の議を経て可否を決定する。

#### 第十条

大学に通算して四年以上在学し第六条、第八条又は前条に規定する方法で所定学科目及び単位数を履修取得し且卒業論文の審査に合格したものに対しても卒業を認め卒業証書を授与する。

#### 第十二条

本大学を卒業したものは左の区別に従つて学士と称することができる。



#### 第十三条

学年は四月一日に始まり翌年三月三十日で終る。

#### 第十四条

前学期 四月一日に始まり十月十五日に終る。  
後学期 十月十六日に始まり翌年三月三十一日に終る。

#### 第十五条

休業日は左の通りとする。但し必要と認めるときは臨時に休業することがある。

一 日曜日 祝日

#### 二 本学創立記念日

- 三 春季休業 三月二十一日から四月十日まで
- 四 夏季休業 七月十一日から九月十日まで  
(第二法経学部及び第二工学部は七月二十一日から八月三十一日まで)
- 五 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

春季、夏季及び冬季休業の期間は必要により変更することがある。

## 第五章 入学

第十五条 本大学学生の定員は次の通りである。

入学定員 総定員

法経学部 経済学科 一八〇名 七二〇名

貿易学科 一〇〇名 四〇〇名

法学科 四〇名 一六〇名

計 三二〇名 一二八〇名

工学部 機械工学科 八〇名 三三〇名

電気工学科 八〇名 三三〇名

工業経営専修課程 八〇名 三三〇名

応用化学科 八〇名 三三〇名

計 三二〇名 一二八〇名

第二法経学部 経済学科 一八〇名 七二〇名

貿易学科 一〇〇名 四〇〇名

法学科 四〇名 一六〇名

計 三三〇名 一二八〇名

第二工学部 機械工学科 六〇名 二四〇名

電気工学科 六〇名 二四〇名

合計 一二〇名 四八〇名

第十六条

入学時期は学年の始めとする。

本大学に入学する者は左の各号の一に該当するものであることを要する。

一、高等学校を卒業した者

二、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によつてこれに相当する学校教育を修了した者

三、外国に於て学校教育に於ける十二年の課程を修了した者

四、文部大臣の指定した者

五、大学入学資格検定規定（昭和二十六年文

部省令第十三号）により文部大臣の行う

大学入学資格検定に合格した者

六、その他本学に於て、相当の年令に達し、

高等学校を卒業した者と同等以上の学力

		があると認めた者
第十八条	本大学に入学を志願する者については選抜試験を行いこれを許可する。	
第十九条	他の大学より転入学を希望する者又は本学を退学した者で再入学を希望する者については選考の上入学を許可することがある。	
第二十条	本大学又は他の大学の学部を卒業した者で本大学の学部に入学を希望する者については選考の上入学を許可する。	
第二十一条	前項の規定により入学を許可された者は第十一条の在学年の計算については既に二年間本大学に在学した者と見做し、その履修科目の修了認定については第九条の規定を準用する。	
第二十二条	外国人で入学を希望する者については選考の上特別学生として入学を許可することがある。	
第二十三条	入学の許可を受けた者は所定の書式により	
		保証人連署の誓約書を提出し入学金その他規定の料金を納付しなければならない。
第二十四条	前項の保証人は父兄又はこれらに準ずるもので独立の生計を営む成年者であることを要する。	
第二十五条	保証人は学生在学中に関する一切の事項につきその責に任ずるものとする。	
第六章	選科及び聴講生	
第二十六条	削除	
第二十七条	削除	
第二十八条	削除	
第二十九条	削除	
第三十条	削除	
第三十一条	学部の学科目中の一科目又は教科目を選択して学修しようとする者があるときは各学部に於て学生の学修に妨げない限り選科生として入学を許可することがある。	
第三十二条	選科生として入学することのできる者は	

十八才以上の者でその履歴及び学力につき

検定の上學修能力があると認められた者に

限る。

第三十一条の三 選科生として入学を志願する者は所定の

出願書類に履修しようとする学科目を記載

して学年の始めに願い出るものとする。

第三十一条の四 選科生は履修した科目について試験を受

けなければならない。試験に合格した者に

は修業証書を授与する。

第三十一条の五 学部の学科目中の一科目又は数科目の聴

講を希望する者があるときは、各学部に於て学生の学修に妨げない限り聴講生として入学を許可することがある。

第三十一条の六 聽講生として入学することができるのは

第十七条の資格を有するものであることを要する。

第三十一条の七 聽講生として入学を志願する者は所定の

出願書類に聴講しようとする学科目を記載

して学年の始めに願い出るものとする。

第三十一条の八 聽講生は履修した科目について試験を受けなければならない。試験に合格した者は単位修得証を授与する。

第三十一条の九 選科生及び聴講生に關して本章各条に規定しない事項については本学則を準用す

る。但し第三章中第九条第十条及び第十二条は適用しない。

## 第七章 休学、転学、退学及び除籍

第三十二条

病気その他の事故により引続き三か月以上修学することができない者は所定の手続を経て休学を願い出るものとする。

休学の期間は一年をこえることができない。

但し特別の事情がある者には願出によりその延長を許可することがある。

休学の事故がやんだときは復学を願い出ることができる。

第三十二条の二 病気の事情によつては休学を命ずること

がある。

**第三十二条の三** 休学三か月以上に亘るときは、その期間は在学年数に算入しない。

**第三十三条** 退学しようとする者は保証人連署の退学届を出さなければならぬ。

**第三十四条** 他の大学へ転学しようとする者はその事由を具し保証人連署の上願い出で許可を受けなければならぬ。

**第三十五条** 左の各号の一に該当する者は本大学学籍より除名する。

一 病気その他の事故に因り成業の見込がないと認められた者

二 在学八年を超えて専修業し得ない者  
三 規定の授業料その他を所定の期日までに納付しない者

#### 第八章 学費及び給費

**第三十六条** 授業料、入学金及び入学検定料等の金額に

ついては別に定めるところによる。

**第三十七条**

授業料は毎学年の始めにその全額を納付するものとする。但し、事宜により分納を認めることがある。

**第三十八条** 分納を認める場合その納付の時期並びに方法については別に之を定める。

**第三十九条** 休学期間中の学費は半額を納付するものとする。

**第四十条** 第三十八条の二 学年の中途において退学した者、他の大学

へ転学の許可を受けた者、除籍された者もその学年の授業料は納付しなければならない。

授業その他既納の料金はいかなる理由があつても一切返戻しない。

本大学に給費生を置き、給費生試験に合格した者に対しては在学中一定額の学資を支給する。

前項の給費生にして学業を怠り若しくは不都合の行為があつたときは給費を停止し、且つ事情によつては既に支給した学資を返

納されることがある。

## 第九章 賞 罰

### 第四十一条

一般の模範とするに足る行為のあつた学生には授賞することがある。

### 第四十二条

一般の模範とするに足る行為のあつた学生には授賞することがある。

## 第十章 寄宿寮

### 第四十三条

本文に反する行為のあつた者については教

授会の議を経て、学長はこれを懲戒する。

懲戒の種類は戒告、停学及び退学とする。

## 附 則

### 第四十四条

社会科学関係  
社会学

国語、国文学  
歴史(二)(日本文化史)

教育学  
歴史(一)(世界史)

倫理学  
論理学  
哲学  
人文科学関係

1 この学則の改正は昭和三十四年四月一日からこれを施

行する。

### (別表第一)法経学部及び第二法経学部学科目及び単位数表

科目別	経済学科	貿易学科	法学科
一般教育科目			

			数学	心理学	経済学	法学(含憲法)	社会学	社会科学関係	国語、国文学	歴史(二)(日本文化史)	教育学	倫理学	論理学	哲学	人文科学関係
物理学	統計学				○ 4	4	4				○ 4	4	4	4	4
4	4	4		4	4	○ 4	4	4	4	4	○ 4	4	4	4	4
4	4	4		4	4	○ 4	4	4	4	4	○ 4	4	4	4	4
4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	○ 4	4	4	4	4

近代経済学	経済思想史	経済学史	同 (三)	専門科目	経済原論(二)	中国語	西語	仏語	独語	英語	第二外国語	英語(一)	英語(二)	語学	生物学	化学	自然科学概論
4	4	4	2	× 4	○ 4							6	○ 14		4	4	4
4	4	4	2	4	○ 4			○ 12	○ 12	○ 12	○ 12	○ 8	8	○ 18	4	4	4

海外市場論	経済地理	同特殊講義	世界経済論	同特殊講義	商業政策	経済政策	貿易論	工業政策	証券市場論	国際金融論	銀行論	金融論	財政学	日本経済史	同特殊講義	経済史	経済哲学	科目別	
4	4	2	4	2	4	○ 4	○ 4	4	4	4	4	○ 4	○ 4	4	4	○ 4	2	4	4
4	4	2	4	2	4	○ 4	○ 4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	

第四章 高度経済成長と神奈川大学

	海上保険論	倉庫論	海運論	交通論	商品学	税経学	商業数学	会計監査論	原価計算	工業会計	簿記学特殊第一部(銀行)	会計学	簿記学	労務管理	経営分析	財務管理	経営学	配給論	産業概論	社会政策
4	4	2	4	4	4	2	4	4	4	2	2	○ 4	○ 4	2	2	4	×	4	2	4
4	4	2	○ 4	4	4	2	4	4	4	4	2	○ 4	○ 4	2	2	4	○ 4	4	2	4
																	4			4

																		科目別		貿易商務論
	同二部	商法一部	身分法	同各論	債権法総論	物権法	民法則	同二部	民法総則	民法一部	国際公法	行政法各論	行政法総論	憲法	法哲学	法史学	外国書講読②	商業英語	経済学科	4
○ 4	○ 4							○ 4	○ 4								2	2	4	
○ 4	○ 4							○ 4	○ 4								2	2	○ 8	○ 8
			4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4			4	4	○ 4	○ 4	4	4			2		法学科

國際政治學	政治史	政治學原論	稅法	外國法	無體財產法	信託法	勞働法	經濟法	刑事演習	刑事學	刑法	民事演習	刑法總論	民事訴訟法	國際私法	強制執行法及破產法	保險・海商法	手形法	會社法	商法總則商行為
2	4	4	4			4	4	4												
2	4	4	4			4	4	4												
2	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	×	○	○	2	4	4	×	○	○	

英米文學特殊講義	同 第二部	英米文學第一部	音聲學	英語演習	英語學特殊講義	同 第二部(英語文法)	英語學第一部(英文法)	公衆衛生學	外國史	日本史	同 (二)	地理學(二)	哲學概論	西洋哲學史	亞洲政治經濟論	社會思想史	科目別	社會構造論	
																		経済学科	貿易学科
4	4	4	2	8	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
4	4	4	2	8	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
4	4	4	2	8	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

	実技	講義	体育	研究指導	工業概論	商業実習	職業指導	教育行政	教育史	教育実習	英語	社会	商業	職業	教科教育法	青年心理学	教育心理学	教育原理	英米文学演習
	○ 2	○ 2		○ 4	2	4	4	2	2	2	3	3	3	3	2	4	4	4	4
	○ 2	○ 2		○ 4	2	4	4	2	2	2	3	3	3	3	2	4	4	4	4
	○ 2	○ 2		○ 4			4	2	2	2	3	3			2	4	4	4	4

(別表第二) 工学部学科目及び単位数表

		政治学	社会科学関係	国語・国文学	歴史(世界史)	心理学	倫理学	哲学	人文科学関係	一般教育科目	科目別		機械工学科	電気工学科	工業経営専修課程	応用化学科	珠算	随意科目
備考	珠算																	
一、単位数の上の○印は必修科目、同じく×印は何れかの一科目を選択必修すべきものである。																		
二、法学科中の訴訟法は、民事・刑事の何れかの一科目必修のこと。																		
4	4			○ 4	4	4	4	4										
4	4			○ 4	4	4	4	4										
4	4			○ 4	4	4	4	4										
4	4			○ 4	4	4	4	4										

専門科目	微分積分学	実技	講義	体育	第二外国語(独、仏、西、中国語)	英語(一)	英語(二)	外国語	化学実験	同実験	物理学演習	化学	物理学	数学	自然科学関係	社会学	経済学	
○	8		○2	○2		8	4	○10		×	2	×	2	○2	○4	○8	○4	4 4
○	8		○2	○2		8	4	○10		×	2	×	2	○2	○4	○8	○4	4 4
○	8		○2	○2		8	4	○10		×	2	×	2	○2	○4	○8	○4	4 4
○	8		○2	○2		8	4	○10		○	2	×	2	○2	○4	○8	○4	4 4

金属材料	科目別							機械設計法	機構学	熱力学	水力学	機械力学	塑性学大意	材料力学大意	工学科	同特論	同第一部	同第二部	代数学	函數論	幾何学第一部
	機械	力学	統計数学	微分方程式	代数学	函數論	幾何学第一部														
○4	○4	○4	○4	○4	○4	2									○4	○2	○4	○4	4 4	4 4	○4
4	4	4																4 4	4 4	4 4	○4
○4		4																4 4	4 4	4 4	○4
4																		4 4	4 4	4 4	○4

同	同	同	機械工学製図第一部	機械工学大意	紡織機	自動車	運搬機	船用機械	鉄道車両	熱機関大意	内燃機関	蒸気原動機	水力学大意	水力機械	溶接工学	機械工作法特論	機械工作法第一部	自動制御	工業測定
第四部	第三部	第二部	第一部														第二部		
○ 1	○ 2	○ 2	○ 2		4	4	4	4	4	△ 4	△ 4	△ 4	△ 4	2	4	○ 2	○ 4	4	4
			○ 2							4		2		4				4	
○ 2	○ 2	○ 2		4	4	4			4		2				2	○ 2	○ 4	4	4
			2	4															

無線工学第一部	有線工学	電気制御	送配電工学	発電工学	科目別	機械工学科	電気工学科	専修課程	工業経営学	応用化学科	同 第一部	電気機器第一部	同 第二部	電子工学第一部	高電圧工学	電気材料	電気計測	電気回路論	電気磁気学	機械工学実習	同 実験	
4	4	4	4	4							○ 4	○ 4	4	○ 4	4	○ 4	4	○ 4	○ 8		○ 2	○ 2
																					○ 2	

品質管理	同 第二部									
	電気鉄道	照明・電熱	電気化学	電子力学	電気法規	一般電気工学第一部	電気工学大意	電気機械設計製図	電気工学実験第一部	同 第二部
					4	2			4	4
					4	2	○ 2	○ 2		○ 2
2	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	2	○ 4	4	2		4
2						4	2			4

工業材料	同 第二部									
	安全管理	設備管理	熱管理	經營學	簿記學及び原価計算	工業經營學實驗第一部	工業經營學演習	機械工学科	電氣工学科	工業經營學
									4	2
									4	
										2
4	4	2	2	2	4	○ 4	○ 4	4	2	2

職業 教科教育法	工業分析化学								工業化学生							
	同 第二	同 第三	同 第四	同 第五	同 第六	同 第七	同 第八	同 第九	同 第十	同 第十一	同 第十二	同 第十三	同 第十四	同 第十五	同 第十六	
2	4	4	2													
2	4	4	2													
2	4	4	2													
2	4	4	2	6	2	○ 4	○ 2	○ 2	4	○ 4	⊗ 4	⊗ 4	⊗ 4	⊗ 4	⊗ 4	○ 4

(別表第三) 第二工学部学科目及び単位数表

経済学	数学								工業								備考
	一般教育科目	人文科学関係	哲學	倫理学	心理学	歴史(世界史)	国語、国文学	社会科学関係	政治学	法学(含憲法)	社会学	政治学	法政学	法政学	法政学	法政学	
4	4	4				○ 4	4	4	4	4							一、毎週授業時間数の上の○印は必修科目、△印は三つの中二つを選択必修すべきもの、⊗は八つの中六つを選択必修すべきものである。
4	4	4				○ 4	4	4	4	4							二、教職に関する専門科目は法経学部と共通である。

同 第二部	幾何学第一部	微分積分学	専門科目	講義	実技	体育	(独西、中国語)	第二外国語	英語(一)	英語(二)	外国语	物理学実験	化学	物理	数学	自然科学関係	社会学	
4	○4	○8			○2	○2		8	4	○10			○4	○8	○4		4	

同 第二部	機械工作法第一部	自動制御	工業測定	機械材料	機械設計法	機構学	熱力学	水力学	機械力学	科目別	原子物理学	材料力学第一部	力学	統計数学	微分方程式	函數論	代数学
										大意							
○2	○4	4	4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	4	○2	○4	4	4	4	4	4
				4	4	4				4		4	4	4	4	4	4

電気計測	電気回路論	電気磁気学	同 実験	機械工学実習	同 第四部	同 第三部	同 第二部	機械工学製図第一部	自動車	運搬機	船用機械	鉄道車両	熱機関大意	内燃機関	蒸気原動機	水力学大意	溶接工学	同 大意	同 特講
○ 4	○ 4	○ 8			○ 2			○ 2						4		2		4	

電気工学実験第一部	電気機械設計製図	同 第二部	一般電気工学第一部	電気法規	同 第二部	無線工学第一部	有線工学	科目別	機械工学科	電気工学科	機械工学科	電気工学科	電気化学	電気制御	電気鉄道	電灯電熱	送配電工学	発電工学	同 第二部	同 第二部	高電圧工学	電子工学第一部	電気機器第一部	同 第二部	同 第二部	電気材料	
○ 2	○ 2												○ 4	4	4	4	4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4

同 第二部 ○2

工業概論						
工場管理総論						
安全管理						
熱管理						
経営学						

科目別	機械工学科	電気工学科				
産業概論						
職業指導						
工業実習						
教科教育法						
工業	3	3	4	4	2	
職業	3	3	4	4	2	

備考 一、毎週授業時間数の上の○印は必修科目、同じく△印は三つの  
中二つを選択必修すべきものである。

## 5 神奈川大学短期大学部学則(抄)

(一九六〇(昭和三十五)年)

神奈川大学短期大学部学則

〔前略〕

第三条 第一部に商科を第二部に商科及び法科を置く。

〔後略〕

## 6 神奈川大学学則(抄)

(一九六二(昭和三十七)年)

神奈川大学学則(抄)

〔前略〕

第三条 法経学部及び第二法経学部には経済学科、貿易学

科及び法学科を置き、工学部には機械工学科、電  
気工学科、応用化学科及び工業経営学科を置き、  
第二工学部には機械工学科及び電気工学科を置く。

〔後略〕

## 7 建学精神の真髓解説\*

(一九六三(昭和三十八)年十二月十三日)

昭和三十八年十二月十三日午前十時十五分から正午まで

出席者 学長、山口、朝倉、大熊、高田、宇田、飯沼、斎藤、

岡野、草薙、須藤、平岡、松川、鈴木、枡山、小坂、高峯、

大野、小川、蒔田

特別出席者 高山、信太

学長あいさつ

高山 質実剛健、積極進取を解説。仮の一案である。

学長 不足のものがあれば追加するし、四つの考え方がある。

時代にあわなければ指摘されたい。

枡山 大学は、どういう人間像をえがくべきかを考える。

朝倉 現在必要であり、世の中が改良されても必要なんだ

という点、もう少し足りないような気がする。

大熊 実質、学問だけでなくもつと巾広く。

草薙 大学に於ける学問の強調は当然であり、あらゆる時代を通じて妥当するもの真理でなければならぬ。

斎藤 自分一個だけで横のつながりが悪い。キリスト教大学では友愛、奉仕を入れている。

朝倉 人間としては人間完成の項目は多い。しかし会得するには『誠』である。

高山 あらゆる学校でいつていることは必要としない。

須藤 時代が变つてもスローガンはかえるべきでない。時代的に解釈をひろめてゆくことが必要で、学生時代の心のもとめ方をもとめたもの、大学として知性のひらめきを加えたらさらによい。

学長 基本をきちんと立てれば不变である。基本のものをおきながら狂わせないようにする。

岡野 質実剛健は人間形成の個人原理、積極進取は社会に出て行動する場合の原理で二つの範ちゅうに分けてスローガンを決定すべきだ。

学生に夢がない、何かビジョンを持たせたい。たと

えば、『青年よ大志を抱け』独立自尊、学問の独立といったようなものを。

須藤 ケンブリッジ大学では、『これより光を』がある。

高田 教育勅語はぶちこわせ、道徳を重んぜよ、徳目をあげよといったことが教育委員会で経験したことだ。私立大学らしい徳目をあげたい。

飯沼 人間全般の問題、大学人として画くイメージ、学生にアピールするものを打出したい。『われ開拓者たるん』といったフロンティア・スピリットを盛つたものが…。

大熊 こういうしつかりしたものを土台として話合えることはうれしい。山本新教授の『護教』ということの意味がはつきりした。すばらしい創造的な仕事である。こゝで学生の風俗をどう考えるか、異様な風態での通学をセーブすべき時期ではないか。大学らしいということを入れるかどうか、この点の結論を少數のものでなく全体会議にかけて自由に討議させるお考えがあるかどうか。

学長 いまはその段階ではなく、高山教授から皆さんのお御

意見を聞いて落ちのないようにしたいということであつたので。

高田 創造的進化が大学のビジョンに含まれねばならぬ。他に対する理念、実践、具体性をどう求めるべきか。

松川 これの奥底に人間性がある。対社会的に積極性が薄い。山口 学生が如何なる生活態度をもつて臨むか。大学像・人間像を書く場合、一つのものにならない。宗教的なものを切ると近ごろの文化人のアクセサリーになつてしまふ。

学長 着実有能な人材の育成が建学の基本方針であり、その教育方針がこれである。あか抜けした深みのあるものを生み出したい。

大熊 新しい日本創造的精神

須藤 社会性をもつと加えれば誤解はまねかなくてよい。高山 倫理の一番大切なものの、個人をないがしろにしている社会科教科書が多い。自己自身に対する誠実性『まこと』に欠けている。

附和雷同が多い。無分別である。安保騒動も日本人のものつてはいる欠陥面の露呈である。

**鈴木信** 目的か、手段か。現代の大学目的を実現すべく質実で積極的にやろう。手段といつてよいものか。地味で上品さが必要である。

**学長** 本学の教育の基本方針を知らないものへの是正に使う。

御意見をき、解釈を深めました。いづれ教授会にもはかるう。学生の刷り物にも入れ、全学に徹底させる。骨のあるものを期待したい。

### 根本方針

「質実剛健、積極進取」が教育方針として特に選ばれた理由は、思ふに、その時代的背景が第一次世界大戦後の自由主義・民主主義の風潮逸脱して関東大震災前後の享楽的

デカダン的世相を生み、更に社会主義・共産主義の思潮入乱れて満州事変を生むに至る疾風怒涛期の日本であったと

ころにある。第二次大戦後の今日といへども、考へようでは之ときまで隔るところがない。それどころか経済再建されるに拘わらず、敗戦的虚脱の深層心理は今なほ医療せられず、異なる消費文化の欲求流行して極めて不健康なる心身のアンバランスが存する現今、質実剛健の教育方針なり倫理徳目なりは一層その必要性を増してみると云つても決して誇大の言とは云へない。

併しながら戦後的新世代にとつて質実剛健、積極進取がそのままでは深く心にアピールしないことも否定できない事実であり、一般知識層にとつても封建の遺風を想はしめ、明治調日本を感じしめることも争い難い事実のやうである。何故戦後の新世代がこのやうな心理になつたのかは研究をする一個の課題であろうが、戦後の新教育、わけても社会科教育を受けた者がそうなるのは自然でさうでなければ却つて不思議と云つてよからう。

右の事実を是非好惡の情を離れて事実として直視するならば、最も賢明なる道は、質実剛健、積極進取なる言葉に現代風の香氣と色調を賦与し、出来れば横文字も直ぐこれ

に当て得るやうな説明を加へること、一言で申せば現代調化することにある。

次にその一案を列記してみる。

(一) 質実剛健を重視するのは、単に軽佻浮薄の反対概念として、明治調書生や軍國調を良しとするのではない。『質実』とは無思慮無分別な態度から徒らに伝統を無視破壊し、過去において人類が苦闘を重ねて建設せるものを罵倒する如き急進的（革命的）行動に対して、良識に富む堅実な態度からよき伝統を尊重する心を云ふのである。学問の進歩は先人の一步一歩の苦闘で獲られたものを尊重すると同時に、教育によつて早くこゝに到達し、以て先人より一歩先に進むことによつてのみ遂げられる。

古典尊重、伝統重視なくして、どうして学問や文化の進

歩を期待し得よう。質実とは實にこのやうな正しい『保守』の精神、眞実の保守主義の心を指すものである。この心なくしては学問の府たる大学は一日たりとも存立し得ない。

(二) 剛健も同様に(i)学問的眞実に対する勇氣と忠実を指し、(ii)或は自己自身（眞実の自己、自己本来の面目、現代

哲学の用語なら『実存』）に対する不撓の誠実を指す。

自由の社会は自由の秩序をもてる社会である。自由の秩序なければ自由さへ享受できないことは自動車の輻湊する都市の十字路を思ふだけで明白である。然るに自由の秩序は欲望解放、放縱無制約といふ自由を制限することによつて成立つ。換言すれば自由の調節なくして自由の秩序なく、自由の相互調節を行はしめるものは克己禁欲の理性的・精神的自由である。剛健とは、このやうな理性的・精神的自己に対する強さに他ならない。この精神なくしては学問は為し得ず。文化の建設はなし得ない。殊にマスコミが発達し、ともすれば浮ついた世論が物言う時代、志操堅固はいよいよ大切であつて、これが剛健の意味するところ。質実と剛健は学問のための必須条件と云つてよい。

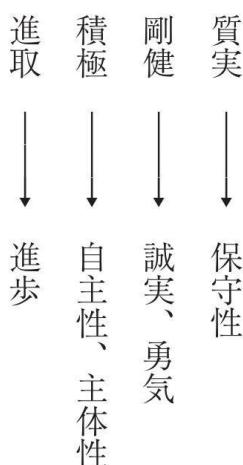
(三) 積極は消極に対する言葉であるが、今日我々がこの言葉の下に特に強調するのは主体性——自主的主体性の發揮である。○○○からの自由といふ消極的精神では学問も文化の建設も不可能である。日本の知識人は古くは漢文化の崇拜、近くは欧米文化の崇拜から、自己の頭を以て思考し、

自己の眼を以て物を見るなどをせず、外国人の頭脳で思索し、外国人の眼で物を見る習性を持続して來てゐる。われらの指摘したいのは、このやうな積極性を欠く文化感覺では、人類文化の進歩に貢献することが困難だといふことで、このやうな意味から日本民族、特に知識人の自主的積極性、主体性に富む積極性を期待するのである。

(四) 進取性は上述の積極性と不可分一体のものであることは明瞭である。進取性は進歩性と云い換えて宜しい。

我が国史を通観するに、日本は地理的にはアジアの中に在しながら、所謂アジア的停滞性の現象が見られず。西欧とほぼ相似か古代・中世・近世の歴史的時代を経過し、ようく“近代化”を達成したアジア唯一の民族である。この歴然たる史実は日本民族が如何に進取的の民族、進歩的の民族であるかを示すものであつて、西欧諸国の植民地たりしこと々が、点と線（都市と鉄道）を除けば悠久なる中世乃至古代の社会と生活を統けて来たのと、全く類を異にする点である。この日本民族の進取性は、日本民族の火山的・颶風的性格と結びついて、間々過激な進歩（革命的現状破壊）を唱える場合を生ずるが（戦後の“進歩的文化人”や極左、極右etc）、国史の全般を大観すれば進歩と保守とよくダイナミックな調節を保つて今日に至つたと云へる。西欧諸国民でよく人類文化の進歩に奉仕した一流の文化民族を見るに、皆堅実な保守性と稳健な革新から進歩の実を挙げている。我が日本民族も進歩と保守、進取と質実とを兼ねて來た民族と云へる。我々はこのプライドを持すると共に颶風的・火山的な激情性から徒らに過激、ラディカルな破壊を進歩と誤認することがあつてはならぬ。進歩を志せば志すほど、古典を尚び、伝統を尊ぶ保守・質実の心を忘れてはならぬ。

(五) 上述のことを図示すれば



（神奈川大学所蔵『昭和三十八年度教務委員会議事録』、一九六二年）

**8 記事「新学部・学科増設を申請 四学部の総合大学に  
建築学科増設 外国語学部を新設」**

(一九六四(昭和三十九)年十一月一日)

大學當局は去る九月二十九日、法学部と経済学部の改組、  
外国語学部の設置の申請と工学部建築学科の増設届出を、  
文部省に提出した。

本学では大學設立当初から、着々と既存の学部学科の整  
備充実を行なつてきいたが、このたびの申請により、本学は  
来年四月から四学部十学科、第二部三学部五学科および短  
期大学部を擁する総合大学として、さらに飛躍發展するこ  
とになる。

新增設に伴う新学部新学科の学生定員は次のとおりであ  
る。

法学部	法律学科	二〇〇名
経済学部	経済学科	二〇〇名
貿易学科	一五〇名	

	英語英文学科	一〇〇名
工学部	スペイン語学科	五〇名
機械工学科	一一〇名	
電気工学科	一二〇名	
応用化学科	一二〇名	
工業経営学科	一二〇名	
建築学科	八〇名	
計	一二六〇名	
第一法学部		
第二経済学部		
法律学科	一〇〇名	
第一工学部		
経済学科	一八〇名	
貿易学科	一〇〇名	
機械工学科	八〇名	
電気工学科	八〇名	
計	五四〇名	

短期大学部 商科	五〇名
商科（二部）	七〇名
法科（二部）	四〇名
計	一六〇名

合計

一九六〇名

（『神奈川大学報』第六九号、一九六四年十一月一日）

### 9 記事「新学部学科認可さる」

（一九六四（昭和三十九）年十二月二十五日）

神奈川大学学則

第一章 総 則

第一条 本大学は教育基本法及び学校教育法により、

本学では法学部と経済学部の改組、外国語学部の設置認可申請と工学部建築学科の増設届出を文部省に提出していくが、十二月十九日、大学設置審議会と私立大学審議会が

一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、人格を育成し社会人類の福祉に貢献する人物を養成することを目的とする。

新增設の認可を文相に答申した。これにより本学は、明春四月より外国語学部英語英文学科、スペイン語学科、工学部建築学科を開設、既設の学部学科とあわせて四学部十学

科、第二部三学部五学科および短期大学部を擁する総合大學として発足することになった。現在在学中の学生はそのまま新学部学科に移行される。

（『神奈川大学報』第七〇号、一九六四年十二月二十五日）

### 10 神奈川大学学則

（一九六五（昭和四十）年）

学部、第二法学部（夜間部）、第二経済学部（夜間部）及び第二工学部（夜間部）の七学部を置

く。

各学部の修業年限は四年とする。

### 第三条

法学部及び第二法学部には法律学科を、経済学部及び第二経済学部には経済学科及び貿易学科を置き、外国語学部には英語英文学科及びスペイン語学科を置き、工学部には機械工学科、電気工学科、応用化学科、工業経営学科及び建築学科を置き、第二工学部には機械工学科及び電気工学科を置く。

### 第四条の二

本大学に附属図書館を置く。

本大学に次の職員を置く。

事務職員	講師	助教授	助手

## 技術職員

### 第五条

本大学において教授する学科目、その単位数並びに各科における必修及び選択科目は別表のとおりとする。ただし必要と認めるときは教授会の議を経てその一部に変更を加えることがある。

### 第六条

学生は左の各号により自己の所属する学部の所定の学科目を履修しなければならない。

一、一般教育科目について、法学部、第二法学部、経済学部及び第二経済学部においては、人文科学系列四科目十四単位以上、社会科学系列三科目十二単位以上合計十科目三十八単位以上を、外国語学部においては人文科学系列四科目十六単位以上、社会科学系列三科目十二単位以上、自然科学系列三科目十二単位以上、

## 第二章 学科課程及び履修方法

合計十科目四十単位以上を、工学部においては、人文科学系列四科目十四単位以上、社会科学系列二科目十二単位以上、自然科学系列三科目十七単位、合計十科目四十三単位以上を、第二工学部においては、人文科学系列三科目十二単位以上、社会科学系列三科目十二単位以上、自然科学系列三科目十六単位、合計九科目四十単位以上を履修しなければならない。

二、外国語について、各学部学科ごとに前条別表に記載する所定の単位数をそれぞれ履修しなければならない。

三、専門科目について、必修、選択を合わせて法学部、第二法学部、経済学部、第二経済学部及び外国語学部においては九十四単位以上を、工学部においては八十六単位以上を、第二工学部においては八十単位以上を履修しなければならない。

四、体育について、講義及び実技各二単位合計四単位を履修しなければならない。

五、第三条の各学科の学生はその所属に従い、前条の別表に記載する必修科目及び選択科目中より、本条第一号第二号及び第三号に規定する科目数につき所定の単位数を取得しなければならない。

六、履修しようとする選択科目はあらかじめ届け出ることを要する。

## 六、削除

七、学生は関係学部長の承認を得て他の学部の学科目を履修することができる。ただしこれを本条第一号第二号及び第三号に規定する科目数及び単位数に加算しない。

八、教育職員免許状を取得しようとすることは教育職員免許法に従つて所定の単位数を履修しなければならない。

## 第七条

卒業論文は最終年次において所定の期日まで

に提出しなければならない。

## 第九条

他の大学より転入学したものはその大学において既に履修した学科目について修了認定を学部長に請求することができる。

## 第三章 修了認定及び卒業

第八条 各履修科目修了の認定は試験又はその他の方法によって当該科目担任者がこれを与える。

前項の認定を得たものは第五条の別表に規定する単位数を取得したものとする。

第八条の二 学科目の単位数は次の基準によつて計算する。

一、一時間の授業につき二時間の予習又は復習

を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業

二、二時間の授業につき一時間の予習又は復習

を必要とする講義又は演習によるものについては三十時間の授業

三、前二号に掲げるものを除く外、実習又は実

技によるものについては四十五時間の授業をもつてそれぞれ一単位とする。

## 第十一条

大学に通算して四年以上在学し第六条、第八条又は前条に規定する方法で所定学科目及び単位数を履修取得し、かつ卒業論文の審査に合格したものに対しても卒業を認め卒業証書を授与する。

本大学を卒業したものは左の区別に従つて学士と称することができる。

法 学 部

第二法学部

法 学 士

経 济 学 部

第二経済学部

経 济 学 科

経 济 学 部

貿易学科

法 学 士

経 济 学 士

商 学 士

第二経済学部

経 济 学 部

商 学 士

外国語学部 文学士

工学部

第二工学部

月二十一日から八月三十一日まで

五、冬季休業 十二月二十五日より翌年一月七日

まで

春季、夏季及び冬季休業の期間は必要により変更  
することがある。

第四章 学年、学期及び休業日

第十二条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に

終わる。

第十三条 学年を分けて左の二期とする。

前学期 四月一日に始まり十月十五日に終わる。

後学期 十月十六日に始まり翌年三月三十一日

に終わる。

第十四条 休業日は左のとおりとする。ただし必要と認め  
めるときは臨時に休業することがある。

一、日曜日 祝日

二、本学創立記念日

三、春季休業 三月二十一日より四月十日まで

四、夏季休業 七月十一日より九月十日まで（第

二法学部、第二経済学部及び第二工学部は七

第十五条 本大学学生の定員は次のとおりである。

	入学定員	総定員
法学部	法律学科	二〇〇名 八〇〇名
	計	二〇〇名 八〇〇名
経済学部	経済学科	二〇〇名 八〇〇名
	貿易学科	一五〇名 六〇〇名
	計	三五〇名 一、四〇〇名
外国語学部	英語英文学科	一〇〇名 四〇〇名
	スペイン語学科	五〇名 二〇〇名
	計	一五〇名 六〇〇名
工学部	機械工学科	一二〇名 四八〇名

電気工学科	一二〇名	四八〇名
応用化学科	一二〇名	四八〇名
工業経営学科	一二〇名	四八〇名
建築学科	八〇名	三三〇名
計	五六〇名	二二四〇名
第二法学部 法律学科	一〇〇名	四〇〇名
計	一〇〇名	四〇〇名
第二経済学部 経済学科	一八〇名	七二〇名
貿易学科	一〇〇名	四〇〇名
計	二八〇名	一、一二〇名
第二工学部 機械工学科	八〇名	三三〇名
電気工学科	八〇名	三三〇名
計	一六〇名	六四〇名
合	一、八〇〇名	七、二〇〇名

第十六条 入学時期は学年の始めとする。ただし第十九条の規定による転入学は学期の始めとする。

本大学に入学する者は左の各号の一に該当するものであることを要する。

- 一、高等学校を卒業した者
  - 二、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によつてこれに相当する学校教育を修了した者
  - 三、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者
  - 四、文部大臣の指定した者
- 五、大学入学資格検定規定（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者
- 六、その他本大学において相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 本大学に入学を志願する者については選抜試験を行ないこれを許可する。
- 他の大学より転入学を希望する者又は再入学を希望する者については、選考の上入学を許可することがある。

第十七条

第十八条

第十九条

**第二十条** 本大学又は他の大学の学部を卒業した者で本大学の学部に入学を希望する者については、選考の上入学を許可する。

つきその責に任ずるものとする。

前項の規定により入学を許可された者は第十条の在学年の計算については既に二年間本大学に在学した者とみなし、その履修科目の修了認定については第九条の規定を準用する。

**第六章**

選科及び聴講生

前項の規定により入学を許可された者は第十二十六条 削除

第十七条 削除

第十八条 削除

第十九条 削除

第三十条 削除

学部の学科目中の一科目又は数科目を選択して学修しようとする者があるときは各学部において学生の学修に妨げない限り選科生として入学を許可することがある。

**第二十一条**  
削除

外国人で入学を希望する者については選考の上特別学生として入学を許可することがある。

**第二十二条**

保証人連署の誓約書を提出し、入学金その他規定の料金を納付しなければならない。

**第二十三条**

前項の保証人は父兄又はこれらに準ずるもので独立の生計を営む成年者であることを要する。

**第三十一条の三**

保証人は学生在学中に関する一切の事項に

**第二十五条**

学部の学科目中の一科目又は数科目を選択して学修しようとする者があるときは各学部において学生の学修に妨げない限り選科生として入学を許可することがある。

**第三十一条の二** 選科生として入学することのできる者は

十八才以上の者で、その履歴及び学力につき検定の上學修能力があると認められた者に限る。

選科生として入学を志願する者は所定の出願書類に学修しようとする学科目を記

載して学年の始めに願い出るものとする。

### 第三十一条の九

選科生は学修した科目について試験を受けなければならない。試験に合格した者には修業証書を授与する。

### 第三十一条の五

学部の学科目中の一科目又は数科目の聽講を希望する者があるときは、各学部において学生の学修に妨げない限り聽講生として入学を許可することがある。

### 第三十一条の六

聽講生として入学することのできる者は第十七条の資格を有するものであること を要する。

### 第三十一条の七

聽講生として入学を志願する者は、所定の出願書類に聽講しようとする学科目を記載して学年又は学期の始めに願い出るものとする。

第三十一条の八 聽講生は履修した科目について試験を受けなければならない。試験に合格した者

には単位修得証を授与する。

### 第三十二条

選科生及び聽講生に関する本章各条に規定しない事項については本学則を準用する。ただし第三章中第九条第十条及び第十二条は適用しない。

#### 第七章 休学、退学、転学及び除籍

病気その他の事故により引き続き三ヶ月以上修学することができない者は所定の手続きを経て休学を願い出るものとする。

休学の期間は一年を越えることができない。ただし特別の事情がある者には願い出によりその延長を許可することがある。

休学の事故がやんだときは復学を願い出ることができる。

第三十二条の二 疾病の事情によつては休学を命ずることがある。

第三十二条の三 休学三ヶ月以上にわたるときは、その期間は在学年数に算入しない。

第三十三条 退学しようとする者は保証人連署の退学届を出さなければならない。

第三十四条 他の大学へ転学しようとする者はその事由を具し、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

第三十五条 左の各号の一に該当する者は本大学学籍より除名する。

一、病気その他の事故により成業の見込みがないと認められた者

二、在学八年を越えてなお卒業し得ない者

三、規定の授業料その他を所定の期日までに納付しない者

第三十七条

授業料は毎学年の始めにその全額を納付するものとする。ただし事宜により分納を認めることがある。

分納を認める場合その納付の時期並びに方法については別にこれを定める。

第三十八条 休学期間中の学費は半額を納付するものとする。

第三十九条 第三十八条の二 学年の中途において退学した者、他の大学へ転学の許可を受けた者、除籍された者もその学年の授業料は納付しなければならない。

授業料その他既納の料金はいかなる理由があつても一切返還しない。

第四十条 本大学に給費生を置き、給費生試験に合格した者に対しては在学中一定額の学費を支給する。

前項の給費生にして学業を怠りもしくは不都合の行為があつたときは給費を停止

第三十六条 授業料、入学金及び入学検定料等の金額については別に定めるところによる。

第八章 学費及び給費

第三十六条

し、かつ事情によつては既に支給した学資を返納させることがある。

### 第九章 賞 罰

#### 第四十一条

一般の模範とするに足る行為のあつた学生には授賞することがある。

#### 第四十一条の二

本大学の諸規則示達に反し、又は学生の本分に反する行為のあつた者については、教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

懲戒の種類は戒告、停学及び退学とする。

### 第十章 寄宿寮

#### 第四十一条の三

本大学に附属寄宿寮を置く。  
寄宿寮に関する規定は別にこれを定める。

### 附 則

一、本学則の改正は昭和四十年四月一日からこれを施行する。

法学部学科目及び単位数表

	科目別	一般教育科目	人文科学関係	法律学科
哲学（含論理学）	○4	○4	○4	
倫理学	○4			
歴史（日本文化史）	4	4	4	
文学概論	4	4	4	
芸術論（音楽）	2	2	2	
芸術論（美術）				
国語	○2			
社会科学関係				
法学	○4			
政治学	4	4	4	
経済学	○4			
社会学	4	4	4	
心理学	4	4	4	
自然科学関係				
数学	4	4	4	

		統計学												
		物理学												
		化学												
		生物学												
		自然科学概論												
		外国語												
		英語(一)												
		英語(二)												
		第二外国語												
		ドイツ語												
		フランス語												
		スペイン語												
		中国語												
		専門科目												
憲法(一)	憲法(一)	科目別												
○ 2	○ 4	法律学科												
		4	4		12	12	12	12	2	○ 10		4	4	4

		行政法総論												
		国際法(一)												
		国際法(二)												
		民法(総則)												
		民法(債権各論)												
		民法(物権法)												
		民法(債権総論)												
		民法(身分法)												
		商法(総則 合名・合資会社)												
		商法(株式会社)												
		商法(商行為 手形・小切手法)												
		商法(保険海商法)												
		民事訴訟法(一)												
		民事訴訟法(二)												
		破産法												
		国際私法												
		民事演習												
		刑法総論												
		刑法各論												
刑事学	刑事訴訟法	刑事訴訟法												
4	△ 4	○ 4	○ 4	△ 2	4	2	△ 4	△ 4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4

刑事演習															
経済法															
労働法															
租税法															
外国法															
政治学原論															
政治史															
国際政治学															
外国書講読															
経済史															
経済原論															
財政学															
経済政策															
社会政策															
産業概論															
簿記会計	◎ 4	2	4	4	◎ 4	4	◎ 4	4	◎ 4	2	4	4	◎ 4	4	△ 2
社会構造論	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
西洋哲学史															
哲学概論															

				科目別												法律学科
教育実習	英語	社会	教科教育法	青年心理学	教育心理学	教育原理	英文学演習	英米文学第一部	英米文学第二部	英語演習	英語学特殊講義	英語学第一部	英語学第二部	日本史	地理学(一)	
2	3	3		2	4	4	4	4	2	8	4	4	4	4	4	4



商法（総則 合名・合資会社）	英語(二)																	
	第二外国語																	
○ 4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	4	4	○ 4	○ 4	4	4	10	10	10	10	10	2	
法律学科	科目別	専門科目	中国語	スペイン語	フランス語	ドイツ語	第二外国語	英語(二)										
○ 4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	4	4	○ 4	○ 4	4	4	10	10	10	10	10	2	

経済政策	商法（株式会社）	商法（商行為 手形・小切手法）	商法（保険海商法）	民事訴訟法(一)	民事訴訟法(二)	破産法	国際私法	民事演習	刑事学	刑法各論	刑法総論	刑事訴訟法	刑事演習	労働法	外国法	政治史	政治学原論	外国書購読	経済原論	経済史	財政学	経済政策
	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4
○ 4	○ 4	4	4	2	4	4	2	4	2	4	○ 4	○ 4	○ 4	2	4	2	4	2	4	2	4	○ 4

教育心理学	科目別	社会政策	簿記会計	社会構造論	西洋哲学史	社会思想史	哲学概論	地理学(一)	地理学(二)	日本史	外国史	英語学第一部	英語学第二部	英語演習	音声学	法律学科
		青年心理学	教科教育法	社会	英語	教育史	教育実習	英語	法律学科							
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

備考  
一、単位数の上の○印は必修科目を示す。

法律学科	科目別	青年心理学	教科教育法	社会	英語	法律学科	科目別	青年心理学	教科教育法	社会	英語	法律学科	科目別	青年心理学	教科教育法	社会
	教育心理学	簿記会計	社会構造論	西洋哲学史	社会思想史	哲学概論	地理学(一)	地理学(二)	日本史	外国史	英語学第一部	英語学第二部	英語演習	音声学	法律学科	
2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	○必	○4	2	2	2	2

## 経済学部・第二経済学部学科目及び単位数表

		経済学部										第二経済学部														
		一般教育科目					人文科学関係					哲學(含論理学)					倫理学					歴史(世界史)				
		経済学科		貿易学科		物理学		化学		生物学		自然科学概論		統計学		物理学		化学		生物学		統計学				
		国語	芸術論(音楽)	芸術論(美術)	文学概論	歴史(日本文化史)	歴史(世界史)	倫理学	哲學(含論理学)	人文科学関係	一般教育科目	経済学科	貿易学科	物理学	化学	生物学	自然科学概論	統計学	物理学	化学	生物学	統計学				
4		○4	○4	○4	○4	○2	2	2	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4				
4		4	4	○4	4	○2	2	2	4	4	4	4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4	○4				

		専門科目										第二学部														
		中国語					スペイン語					フランス語					ドイツ語					英語(一)				
		第一学部		第二学部		第一学部		第二学部		第一学部		第二学部		第一学部		第二学部		第一学部		第二学部		第一学部		第二学部		
		12	12	12	12	8																				
4		10	10	10	10	8	6	14																		
4		○12	○12	○12	○12	○8	○12	○12	○12	○12	○8	○12	○12	○12	○12	○8	○18									
4		○8	○8	○8	○8	2	○8	○8	○8	○8	2	○8	○8	○8	○8	8	18									

アジア政治経済論	世界経済論	貿易論	中小企業論	国際金融論	銀行論	金融論	社会政策	商業政策	工業政策	経済政策	財政学	日本経済史	経済史	経済統計学	経済計画論	科目別	近代経済学
	4	4	4	4	4	○ 4	4	4	4	○ 4	○ 4	4	○ 4	4	4	4	4
海運論	4	4	○ 4	4	2	4	○ 4	4	○ 4	4	4	○ 4	4	○ 4	4	4	4
	4	4	4	4	○ 4	4	4	4	4	○ 4	○ 4	4	○ 4	4	4	4	4

海運論	交通論	証券市場論	配給論	商業学	税務会計	会計監査論	原価計算	会計学	簿記学	管理会計論	事務管理	販売管理	財務管理	労務管理	生産管理	経営学(二)	経営学(一)	日本経済論
	4	4	4	○ 4	4	4	4	○ 4	○ 4	4	2	4	4	2	2	4	○ 4	4
	2	4	4	4	○ 4	4	4	4	○ 4	○ 4	4	2	4	4	2	2	4	
	2	4	4	4	○ 4	4	4	4	○ 4	○ 4	4	2	4	4	2	2	4	

西洋哲学史	社会思想史	社会構造論	国際政治学	政治史	政治学原論	労働法	海商法	商法	民法	国際法	行政法総論	科目別	貿易学科	憲法	商業英語	貿易商務論	海上保險論	商品学	倉庫論 保險論
4	4	4	4	4	4	4		○6	○6	4	4	経済学科	4	2	4	4	4	4	4
4	4	4	4	4	4	4	2	○6	○6	4	4	貿易学科	4	2	○8	○6	4	○4	4

社会	商業	職業	教科教育法	青年心理学	教育心理学	教育原理						科目別	経済学科	英文学演習	英語演習	英語学第一部	英語学第二部	日本史	地理学(一)	哲学概論
3	3	3		2	4	4						経済学科	4	4	4	2	2	4	4	4
3	3	3		2	4	4						貿易学科	4	4	4	2	2	4	4	4

備考

一、単位数の上の○印は必修科目を示す。  
 二、貿易学科の第二外国語はいずれか一外国語選択必須である。

																		英語
選																		
選																		

外国語学部学科目及び単位数表

																	科目別	
自然科学関係																	英語英文学科	
																	スペイン語学科	

米文学史	英文学史	英語学特講	英語史	英語演習	専門科目	中国語	スペイン語	フランス語	ドイツ語	英語	外国語	自然科学概論	生物学	化学	物理学	統計学	数学
×	4	○ 4	4	○ 4	△ 4	○ 32	△ 12	○ 8	○ 8	○ 8	○ 8	4	4	4	4	4	4

科目別							英語 英文学科	スペイン語学科	ラテンアメリカ文学史	スペイン文学史	スペイン語文法論	英米史	英國事情	米国事情	時事英語	パブリック・スピーキング	英文学特講						
言語学概論	貿易商務論	ラテンアメリカ経済論	スペイン史	パブリック・スピーキング	商業スペイン語	時事スペイン語					4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 38	○ 4	△ 2	△ 4	△ 4	× 8	× 8	× 8
4	4	4	○ 4	○ 2	○ 4	○ 2					4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4

第四章 高度経済成長と神奈川大学

国際関係論 商業英語	国文学概論																		
	ラテン語																		
	西洋哲学史	哲学概論																	
4	8	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

講義 体育	憲法																		
	民法																		
	商法																		
○ 2	国際法																		
○ 2	政治学原論																		
○ 2	国際政治学																		
	民法																		
	○必	○必	○必	研究指導	道徳教育の研究	教育行政	教育史	教育実習	教科教育法(英語)	青年心理学	教育心理学	教育原理							
○ 2	4	4	4	○4	2	2	2	2	3	2	4	4							
○ 2	4	4	4	○4	2	2	2	2	3	2	4	4							

工学部学科目及び単位数表										備考
科目別										
一般教育科目										機械工学科
人文科学関係										電気工学科
哲學（含論理学）										応用化学科
倫理学										工業学科経営
歴史（世界史）										建築工学科
歴史（日本文化史）										
○ 2	2	2	4	4	4	○ 4	○ 4			
○ 2	2	2	4	4	4	○ 4	○ 4			
○ 2	2	2	4	4	4	○ 4	○ 4			
○ 2	2	2	4	4	4	○ 4	○ 4			
○ 2	2	2	4	4	4	○ 4	○ 4			

社会科学関係											社会学	
数学												
物理学及び演習 第一部										物理学及び演習 第二部		
○ 4	○ 4	○ 4		4	○ 10			○ 4	○ 3	○ 3	○ 4	
○ 4	○ 4	○ 4		4	○ 10			○ 4	○ 3	○ 3	○ 4	
○ 4	○ 4	○ 4		4	○ 10			○ 4	○ 3	○ 3	○ 4	
○ 4	○ 4	○ 4		4	○ 10			○ 4	○ 3	○ 3	○ 4	
○ 4	○ 4	○ 4		4	○ 10			○ 4	○ 3	○ 3	○ 4	

材料力学 第二部	材料力学 第一部	原子物理学	工業力学	統計数学	微分方程式	関数論	代数学	幾何学 第二部	幾何学 第一部	微積分学 第二部	微積分学 第一部	化学実験	科目別	専門科目		体育		
														物理学実験	実技	講義	体育	
○ 4	○ 4	4	○ 4	4	4	4	4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 1	○ 1	工機 学科械	○ 1	○ 2	○ 2	
		4	4	4	○ 4	4	4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 1	○ 1	工電 学科氣	○ 1	○ 2	○ 2	
		4	4	4	4	4	4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 1	○ 1	化應 学科用	○ 2	○ 2	○ 2	
		4	4	4	4	4	4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 1	○ 1	當工 學科經	○ 2	○ 2	○ 2	
		4	4	4	4	4	4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 1	○ 1	學建 科築	○ 2	○ 2	○ 2	

空気機械	水力機械	溶接工学	工作機械	機械工作法 大意	機械工作法 特論	機械工作法 第三部	機械工作法 第二部	機械工作法 第一部	自動制御	機械計測	金属学 特論	金属学 第二部	金属学 第一部	機械設計法	機構学	熱力学	水力学	機械力学 塑性学大意	材料力学 特論	材料力学 大意
2	4	2	2		2	○ 4	○ 2	○ 2	4	○ 2	2	○ 2	○ 2	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	2	2	
				4					4			2	2	4	4			4		
												2	2					○ 4		
									4					4				4		

						科目別										
	機械卒業計画(論文 設計)	輪講	現業実習	機械工学実習	機械工学	設計製図										
○必	2	選	○2	○2	○2	○4	工機 学科									
		2	選		○1		工電 学科									2
		2	選				化応 学科									
			選		○2		工業 学科									2
		2	選				建 科									

	無線工学 第一部	無線工学 第二部	有線工学	電気制御	送配電工学	発電工学	電気機器 第二部	電気機器 第一部	電子工学 第一部	電子工学 第二部	高電圧工学	電子材料	電気計測	電気計測	電気回路 第一部	電気回路 第二部
△ 2	△ 4	4	○ 4	● 4	● 4	● 4	○ 4	○ 2	○ 2	4	○ 4	4	△ 2	△ 2	○ 4	△ 4

		科目別									
		工業経営特論					オペレーションズ・リサーチ				
		電気音響学		電気鉄道		照明・電熱		原子力工学		電気法規	
工業概論	エンジニアリング・エコノミー	電気卒業計画	通信工学実験	電力工学実験	電気工学実験	電気工学演習	電気工学基礎実験	電気機械設計製図	電気工学大意	パルス工学	電波法規
	2								○ 4		
	2	○ 必 △ 1 ○ 1	● 1 ○ 1	○ 2 ○ 1	○ 1 ○ 1	○ 4 ○ 1			2 △ 2 ○ 2	4 4 4	4 2
	2									4	
4	2								○ 4 ○ 4		4
	2										

		科目別									
		工業経営特論					オペレーションズ・リサーチ				
		機械工学科		電気工学科		応用化学科		工業経営学		建築工学科	
金属材料	第一部	工業計測	生産機械	生産設計	簿記学及び原価計算	経営学	熱管理	事務管理	労務管理	安全管理	品質管理
						2 2			2		
						2			2		
						2 2			2 2		
○ 2	4	4 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 2	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4
						2			2		

工業分析化學																			
○ 4	4	2	2	2	4	○ 2	○ 4	○ 4	4	○ 4	○ 2								
○必	1	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2														

應用化學卒業計画	工業分析化學	光化学	石油化学	有機合成化學	物理化学演習	物理化学	有機化学	無機化学	無機化学特論	無機化学	化學実験及び演習	工業経営卒業計画	名著講読	工業経営卒業演習	工業経営学美験実習 第二部	工業経営学美験実習 第一部	機械製作法 第一部	機械製作法 第二部	機械製作法 第三部
○必	1	2	2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 4	○ 4					○ 4	○ 4	○ 4	○ 4

科目別																	
構造力学		構造力学		構造力学		構造力学		構造力学		建築構造		建築構造		建築構造			
第一部		第二部		第三部		第一部		第二部		第三部		第一部		第二部			
計画各論	第三部	計画各論	第二部	計画原論	第一部	構造学実験		構造設計	第一部	構造設計	第一部	鉄筋コンクリート構造	第二部	鉄骨構造	第二部	建築構造	第一部
2	○ 2	○ 2	2	○ 2	○ 2	□ 1	○ 1	○ 1	○ 2	○ 2	○ 3	○ 2	2	○ 2	○ 3	○ 3	○ 3

建築防災 第一部	都市計画及び法規 第二部	建築設備実験 第一部	都市計画及び法規 第一部	建築設備 第二部	建築設備 第一部	建築施工 第一部	建築施工 第一部	建築施工 第一部	建築施工 第一部	建築材料 第一部	建築材料 第一部	建築史 第二部	建築史 第一部	建築意匠	建築設計 第一部	建築設計 第一部	建築設計 第一部
○ 2	○ 2	○ 1	2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2	○ 3	○ 3	○ 2	○ 2	○ 3	○ 3	○ 3	

建築防災 第二部												
土質工学												
測量												
建築卒業計画(論文 設計)												
教科教育法												
工業実習												
職業												
工業												
数学												
工業実習												
備考												

一、単位数の上の○印は必修科目を示す。  
 二、第二外国語はいずれか一外国語選択必修である。  
 三、電気工学科中単位数の上の○印および△印はいずれかの群を選択必修するものとする。  
 四、応用化学科中単位数の上の⊗印は九科目中六科目選択必修である。  
 五、建築学科中単位数の上の□印は二科目中一科目選択必修である。  
 六、教職に関する専門科目は経済学部と共通である。

第二工学部学科目及び単位数表

一般教育科目	科目別
人文科学関係	機械工学科
	電気工学科

	英語(二)	英語(一)	外国語	化学	数学	自然科学関係	心理学	社会学	経済学	法学(含憲法)	社会科学関係	政治学	国語・国文学	倫理学	歴史(世界史)	哲学
4	○	8		○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	4	4	4	4	4	○ 4	4	4	4
4	○	8		○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	4	4	4	4	4	○ 4	4	4	4

												第二外国語(独・仏・西)		
												体育		
												講義		
専門科目	実技													
水力学	機械力学	塑性学大意	材料力学大意	材料力学演習	材料力学 第二部	材料力学 第一部	原子力工学	工業力学	微分方程式	幾何学 第一部	微分積分学 第一部	物理學實驗	物理学演習	
○ 4	○ 4	2	2	○ 4	○ 4	4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 1	○ 2	○ 2
														8
				4		4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4	○ 1	○ 2	○ 2
														8

														科目別
														熱力学
														機構学
機械工作法	機械工作法 第一部	機械工作法 第二部	機械工作法 第三部	特殊工作法	溶接工学	工作機械	機械工学大意	蒸気原動機	水力機械	内燃機関	運搬機	自動車	機械工学製図 第一部	機械工学科
○ 2	○ 2	2	2	4	4	4	2	2	2	○ 4	○ 2	○ 2	○ 2	○ 4
														4
	○ 2													4
														4
														電気工学科

設計製図																	
機械工学実習																	
機械工学実験	○ 2	○ 1	○ 4														
機械卒業計画(論文 設計)		○ 必															
電気磁気学 第一部																	
電気回路 第一部																	
電子回路 第二部																	
電子回路 第二部																	
電子計測																	
電子材料																	
電気材料																	
高電圧工学																	
電子工学 第一部																	
電子工学 第二部																	
電子工学 第三部																	
電気機器 第一部																	
電気機器 第二部																	
電気工学 第一部																	
電気工学 第二部																	
電気工学 第三部																	
発電工学																	
送配電工学																	
電気制御																	

科目別																	
電気機械設計製図																	
電気工学 第一部																	
電気工学 第二部																	
電気工学 実験																	
電力工学 実験																	
通信工学 実験																	
工業概論																	
工業経営管理総論																	
安全管理	2	4	2														
機械工学科																	
電気工学科																	
電気工学科																	

経営学		
電気卒業計画	2	○必 2

備考  
 一、単位数の上の○印は必修科目を示す。  
 二、電気工学科中単位数の上の○印および△印はいずれかの群を選択必修するものとする。

### 11 記事「創立37周年記念式典学長式辞」

(一九六五(昭和四十)年十一月二十五日)

本学創立三十七周年記念式典は、去る十一月一日大講堂において行なわれ、米田学長は次の式辞を述べた。

#### 本学の概要

本学の概要

来賓各位の御臨席を得まして創立記念式典を挙げますことは、誠に幸せに存ずる次第であります。本学の発祥は昭和三年四月創立の横浜学院で、翌四年横浜専門学校となり、ついで神奈川大学に発展して、今やここに三十七周年の創立記念式典を挙行することになりました。御同慶の至りであります。

学生定員は七千五百二十名。教職員五百六十余名、学部学科の増設に伴う完成年度には六百五十名に達します。校地は九万五千坪、そのうち中山駅前の六万坪は、将来一年次の全寮制度の為の敷地等に当てる考えであります。建物は鉄筋コンクリートで一万六千坪になりましたが、さらに二年以内に合計二万二千坪に拡張し充分なスペースをもつ

当初、商工経営、貿易、法学をもつて出発致し、十年後の昭和十四年に機械・電気・工業経営の工学三学科を増設致し、ここに初めて我が国でもかつてない総合専門学校の端緒を開いたのであります。さらに十年を経て昭和二十四年神奈川大学に移行し法経学部、工学部を置き、翌二十五年には短期大学部を併設しました。昭和三十四年に工学部に応用化学科を第二部に工学部を増設致し、今春、法学部、経済学部の独立を見、工学部に建築学科を、新たに外国語学部を増設し英語英文学科・スペイン語学科を置くに至りました。今や第一部においては四つの学部と十の学科、第二部においては三つの学部と五つの学科を置き、ほかに短期大学部を擁する学園に発展したのであります。

よう以致します。将来第一部学生数は一万名をもつて抑え、これに対して六百五十名のスタッフをもつて教育に当たる訳であります。

### 創立精神

本学を創立した所以は昭和三年当時の世界的思想混亂期に当たり、当時私は二十七歳の若輩でありましたが、極右でもなく極左でもない中正堅実な青年を一人でも多く社会に送り出すことが急務であると痛感し、横浜専門学校を創立したことに始まります。思えば非常に困難な大事業と取組んだ訳であると、その重責を深く感じております。

およそ大学には総ての大学に共通する目的使命があると共に、また特定の大学にはその大学独自の目的使命があるものであります。この独自の目的使命を充分發揮してこそ、その大学の存立意義が益々高まる訳であります。「質実剛健・積極進取」という本学の教育方針は三十七年前に決めたものですから、語感としてはやや古い感じをする人があるかもしれません、その内容は不变の原理を包蔵してい

ることに疑いはありません。

### 質実剛健

質実剛健とは軽佻浮薄の反対概念であります。しかし明治調の粗野な学生の在り方を指すのではありません。多数決が尊ばれる民主社会において陥りやすい附和雷同性に對し、時流に巻込まれることなく、良心に忠実で自己の主体性を堅持して、正しき自己を守り、真理に對して誠実で勇気をもつ剛毅な精神的態度を指すものであります。警戒しなければならないことは、自省心を欠いたり独善癖に陥ることなどで、保守反動の誇りを招くが如きは、厳に慎しまなければなりません。

またこの質実剛健は正しい意味の保守精神にも通ずるものであります。ここにいう保守精神とは今日いわゆる政党者流に使われる言葉とその意味を異にし、進歩を求める正義に対しては勇敢であることが根本になります。しからば何故保守精神に通ずるかといえば、學問の進歩は我々の先輩が苦心して築き上げた所産である伝統を土台として、さら

に先人よりも學問の力によつて先に進むことにより進歩が

もたらされるものであります。勿論伝統の中にも進歩を妨げる因襲と化しているものもありましよう。因襲は無論排斥すべきであります。伝統の中において現在将来を通じて永遠に価値あるものを古典といい、伝統を尊び古典を重視してこそ学問文化は進歩があるのです。すべての世界の一流民族は皆この道を辿つておるにかかわらず、我が国民の一部にはこの当然の道理を否定して伝統を破壊し急進に走るものがありますが、これでは祖先の築き上げた努力の上に立つことなく、いつでも最初の振出しから出発することになり、これでは学問というものの真の進歩はありません。

何となれば学問は何代も何代もの人間の努力の結晶の集積であるからであります。このように質実剛健は人間の内面に関する事であります。思想堅固で正しい信念を貫くことを求めるものであり、この精神こそ正しい学問と取組む者にとって必須条件なのである。

### 積極進取

積極進取は積極に対し、進取は退嬰に対する概念であります。要するに自主的主体性発揮を意味するもので

す。文化は絶えざる創造の集積であるから、各人が各自積極的に努力することがなかつたならば、新しい文化は生まれる筈はありません。考えてみると日本の知識人は古くは漢文化を、近くは欧米文化を崇拜し、無意識のうちに自己の頭で考えず自己の目でものを見ないで、外国人の頭で考え外国人の目でものを見るという習性がだんだん強くなつてきました。このような積極性のない文化感覚では模倣文化以上のものは生まれる筈がありません。我々が特に知識人の自主的主体性発揮を促す所以はここにあるのです。即ち積極進取を強く訴える理由がここにあるのです。

進取は進歩性を意味します。日本はアジアに属しながらアジア民族にありがちの停滞性もなく、ヨーロッパにほぼ似た古代・中世・近世の歴史的時代を経過して、アジアの諸民族が欧米の植民地ないし属国になつておつたとき、独り日本だけは独立を全うし近代化を達成しております。この史実は日本民族の進取性を明らかに証明するものである。私はこれを強く諸君に自覚してもらいたい。しかしその反面、我が国民性の中には激情的で急進的で左右に激動

する欠点をも同時にもつておるのであります。従つて大局から見ると保守と進歩とが即ち質実剛健と積極進取とがダインミックに調節されることにより、眞の進歩がもたらされるのであります。

### 期待する人間像

最近の日本人は戦後の民主化により良くなつた面もあるが、反面概して人々は神經質になり土性骨が細くなつた、理屈っぽくて実行力が乏しく中にはだらしがなく無軌道なことがいつの間にか民主主義だと履違えるような者も出てきた。また僅か一握りの人間の扇動ですぐ雷同的に陥るというような弱点を露呈するようになつてきて、その結果社会の安定を著しく損つております。都會ではイデオロギーの対立、政治の貧困、文化生活の未熟さ等々からくる複雑な雜音に明け暮れしている現状であり、眞の文化国家の姿は決してこのよだんなものではありません。世界の何れの文化国家を見ても、もつと文化性が豊かに薫つております。過去の日本人はもつとしつかりしたバックボーンをもつていました。お互い日本人が資源の少ない悪条件の下に立

上る為には、しつかりした一人一人の日本人であることが必要で、本学が期待する人間像は創造力豊かで近代性の中に重厚さを備えたスケールの大きなものを要望するものであります。新しい日本の建設には、我が伝統の中の良いものをさらに生成発展せしめて、創造開発を積極的に行ない得る人材が特に必要であるが、実際はこれが甚だしく欠けている現在である。これでは民族の興隆も發展もない。要是着実有能、創造力豊かで国際的感覚にも富み、積極性のある青年を育成することが本学の目標であります。

三十七年間過ごしてきましたことを顧みますと、山あり谷あり幾山河を苦難と努力の連続で乗越えて今日に来たものであります。その苦労の実感は言葉や筆では言い表わしえるものではなく、体験者のみが知るものであります。

### 大学の在るべき姿

お互いに理想とする新日本建設は、当然国民全体の責任でなきねばならぬのであるが、特に政治並びに教育が負うべき部分はすこぶる大きいものがある。今、政治並びに教

育の全般について論及する時間はないが、最近の大学の在り方のみについて考えてみても、実に憂慮に耐えないものがある。その一二、三を挙げてみよう。

### 「大量教育」を排す

いわゆるマスプロ教育である。設備も充分ないのに定員の何倍という沢山の学生数を収容して、責任ある教育を行なわないことである。設備は収容学生の五、六割程度しかないから、人気のある教授の教室は机、椅子を我先きに奪い合う有様で秩序ある学園の姿ではない。また運動競技の試合等は土曜の午後とか日曜祭日に行なうことが我々の常識であるが、これらの大学ではウイークデイの一番勉強しなければならないお昼頃から試合をやっている。そこへ沢山の応援学生が詰めかけている。行く筈である。応援に行けば体育の出席になるという仕組みになつているとのことである。大変な体育の出席があるものである。しかもこれらをラジオ・テレビで放送しているが、誰も責める人がない。民主主義時代を良いことに便乗して、沢山の学生を収容しながら充分の責任を尽くさず、自由放任にして手をか

### 「教育不在」を憂う

次の大学教育の型は国公私立に共通して存在する事柄であるが、大学には日常煩わしい幾多の問題が発生する。それが学生の人間形成に如何に深い係わりをもつ場合であつても大学は適切有効な指導を行なうことが極めて少ないことである。学生の一部には民主主義を履違えて善意の指導助言を干渉呼ばわりし、或いは特定の思想や団体に囚われ

けないやり方が、マスプロ教育の実態であろう。

一体文化國家といふものは、もつと格調の高い品位のあるものである。今や日本は解放経済の時代に入っているが、世界の一流民族と伍してお互いの生活水準を維持向上さす為には、国民一人一人の勤勉と学問の進歩なくしてはできな訳である。従つて民主時代の大学の在り方は他から強制されずとも自から進んで社会の負託に応えるべく、積極的に努力すべきである。学生もまた学生としての良識によるモラルや節度ある勉学態度をもつて処することが要求されるのである。かくしてこそ期待される人間像が実現し、学問の進歩と社会の要請にも応える大学といい得るのである。

ていて、自己の立場のみを主張し、学園全体の調和と利益を犠牲にしてでも問題を起こしがちであるから、指導力乏しき指導者は自然消極的となり逃避的となる。しかし善良な多数の学生は、このような時には正しい指導を渴望しているのであるが、大学側はこれに対しても充分な応えをしていない。これらの大学に対する教育不在の大学との世評さえ生まれるに至った。

大学生は大人というが、無論大人として取扱うべきであるが年令的には未熟であるから難しい民主主義の実践や自由自治についての理解が不充分なときもある。そのときこそ時期を逸せず正しき助言が必要なのである。鉄は熱した時に打つべきである。かくの如き国公私立共通の大学教育の弱点は、熱意と良識と責任ある教育者の姿とは認められまい。マスプロ教育といい、教育不在の大学といい、いずれも人々は今日慢性化してきてあまり憂慮せぬようになってしまった。しかし教育はすべての根源に関する問題であるから、お互に深刻なる反省と責任を感じるべきであろう。

## 大学本来の型

今一つ残っている型は、少數ながら大学本来の教育の型である。大学教育であるから、学問を通して人間形成をするという基本は、あくまでもこれを守るが、これのみに終始するにあらずして、あらゆる機会、方法を創意工夫しき細かに努力して教育の効果を挙げる眞面目な型である。これこそ大学本来の型と確信する。本学は無論この型を実行しているものである。

大学の任務は研究と教育にあるが、良き教育をする為にも、また社会の進運の為にも学問水準の高いことが、基本的に必要なのである。しかるに我が国の大学の数は三百近くあるにかかわらず、学問水準は一部分の分野を除いては必ずしも世界の上位水準とはいがたい現状にある。英、独、仏の各国を見ても、いずれも二十前後の大学の数であるが、そのいずれの国においても学問は世界水準を完全に維持していることがうかがわれる。

## 本学の目指すもの

お互いに本日は創立記念日であるから、本学の存立意義

について再確認をし、新たなる覚悟をもつて処する決心が必要と存ずる。

とかく大学が文部省の監督権がなくなつたのを良いことに、マンモス化、マスプロ化の安易な道に陥つていくとき、本学は努めて自らを制し、採用する学生数を調和ある数に抑えながら、一方、施設設備を充実することに努めてきたのであるが、その理由は眞の大学らしい大学たらん為であります。一口に言えば、国立でもなし得ない特色のある、しかも学問水準の高い品位のある神奈川大学の完成これがお互いの目標である。もはやこの実現は数年後に可能となつた今日、ますます関係者一同の総力を結集して、一日も早くこの実現に努むべきである。

創立は私が致したのであるが、以上の本学目的を達成する為には、大学の関係者の他に理解ある多数の方々の協力を得ねばならんと思う。学校法人神奈川大学の役員組織も近き将来人員を増加し、天下一流の人材を学界、財界等の中から三分の一を推薦し、格調の高い法人の役員組織を

断行して、大学の基盤を固め、いやしくも創立者一族で要職を独占する如き寺小屋式の考え方は、厳に戒しむべきと信ずる。また天下一流の人材が喜んで求めに応じていただけるに価する大学に、速やかになりきることが先決でもありますよう。

本学の物的施設は今後二、三年にて完成しこの期間内にさらに優秀な教授陣の充実も実現し、四十周年の記念式典を迎える所存であります。この上は関係者一同、各々その持場持場の責任を尽くすということが最も大切であり、学生諸君もまた他大学学生の在り方を模倣追随することなく、本学学生としての自覚と責任を尽くすことなくしては、明日の神奈川大学の誇りは生まれないことを知つていただきたい。

（『神奈川大学報』第七五号、一九六五年十二月二十五日）

## 12 記事「学部紹介」

(一九六六(昭和四十一)年一月六日)

### 学部紹介

国際港横浜の市街を一望する静かな高台に建つ、白亜の神奈川大学。これが本学を訪れる受験生の第一印象である。法学部、経済学部、外国語学部、工学部の四学部十学科を擁し、全学ゼミナール制を通じて人間形成を重視する学園の姿を、教授陣の紹介を中心に簡単に紹介しよう。希望学部への進学の一指針となれば幸いである。

### K 経 経済学科

本学のなかで中心的な存在であって、優秀な多数の教授

陣を擁している。各教授の研究活動は学界においても顕著であり、学生もまた教室内外において経済学科を中心としたゼミナール活動、サークル活動等を活発に行なっている。

経済学科では学習的関心と卒業後の進路の配慮から、経

済、商業、経営の三コースにわかれ、専門課程ではそれぞれに適応した学科目編成を確立している。

経済学部長の山口茂教授(経博)はわが国金融理論学界の泰斗であり、大蔵省金利調整委員会の委員でもある。第

二経済学部長の大熊信行教授(経博)は経済学、経済計画論を担当し評論家としても有名。経済学科長の大泉行雄教授(経博・元香川大学長)は経済政策商業学の担当。経済原論、近代経済学を担当するのは宮川教授(経博)で、経済史は内田教授と諸田教授、財政学は岡野鑑記教授(経博)が担当。さらに産業社会学の渡植教授、金融論は山口教授のもとに森・原両教授、会計学の小山教授、経営学の向井教授、商業学の荒木教授などの優秀な教授をはじめ、多数の新進有為の学者陣容をそろえていることが強味である。

### 貿易学科

本学の特色の一つでユニークな存在として全国的に注目され、海外雄飛の夢をもつ若人の憧れの的となっている。

貿易学科の目的は貿易日本の明日をになうにたる国際的視野をもつた有能な貿易マンの養成にあるが、この目的は

開放経済への移行によつてますます重要になつた。

卒業後の進路は多方面にわたるが、とくに語学力の充実を買われて、商事、貿易、金融、保険、海運、観光などの方面に進出する者が多く、最近ではメーカーの貿易部門に進出する者が多くなつてゐるのが注目される。

貿易学科長の斎藤武雄教授（経博）貿易論の第一人者として知られ、小山伝三教授は貿易商務論・商業英語の担当。歯切れのよい英語での講義は学生間で好評である。保険論・海上保険論担当の古沢源刀教授は長年の実務の経験を生かし、理論と実務の融合に成果を挙げている。

#### 国際港横浜に育つ 外人教師の演習に重点

##### K外 英語英文学科

専門課程で英語学コースと英文学コースに分かれ、前者では英語力を駆使して実業界に雄飛する能力を養成し、後者では英米文学の研究によつて教育界、ジャーナリズム等に進出する学力の養成に重点が置かれる。

両コースを通じて語学力の徹底的な充実をはかるため

##### スペイン語学科

次にはほとんどの講義を原語で受けいれられるまでに養成し、ゼミナールは必修であり、教授と学生の密接な関係にもとづいて、専門研究の学習が行なわれる。

教授陣については、まず外国語学部長の岩崎民平教授（前東京外国语大学長）は人も知るわが国英学会の重鎮であり、実際に授業を担当されている。労作英和辞典ではおなじみのはずである。英語英文学科長であり、一般教育英語部主任教授の須藤兼吉教授はわが国英語教育界の長老であり、英詩ことに海洋詩についての大家である。田中菊雄教授は「岩波英和辞典」の編者で篤学温厚の学者であり英語学を担当。また英詩人テニソン研究の権威である入江直祐教授は英文学史の担当。メルビルの新進研究者である向井俊二助教授、英語学研究者の山下雅巳助教授、リード研究の相原幸一助教授と新進気鋭の助教授陣のほかに、二名の専任外国人講師と三名の英米人講師がおり、さらに二名の英国人（うち一名専任）を新年度から採用する。

わが国におけるスペイン語に対する認識は、ここ数年来急激に高まりつつあるが、スペイン語の専門教育を行なっている大学は、全国で僅か十指に満たず、卒業生も年に数百名を数えるに過ぎない。このような状況のもとにあって、本学のスペイン語学科は大いなる意義をもつ。教授陣は、学科長が元東京外国语大学イスパニア語科主任教授の会田由教授。わが国におけるスペイン文学の第一人者であり、「ドン・キホーテ」の邦訳をはじめ、数々の文学作品の翻訳によつて著名である。文法論・演習担当の岡田辰雄教授は現代スペイン語、特に口語スペイン語に造詣が深く、その実力は著書、放送などを通じスペイン語教育界では定評がある。外人教師のホセ・マタ助教授はマドリッド大学出身、専門のギリシア語・ラテン語はもとより、フランス語・英語・日本語にも堪能である。担当はスペイン語史等である。また渡部登教授は外交官としてスペインをはじめラテン・アメリカ諸国に多年在勤し、豊富な海外生活の体験をもつ異色ある存在。このほか若手有能な大林・桑名専任講師と外人教師を揃えている。

法学部出身者の進路は非常に広汎である。専門知識を端的に活用できる法曹界、官界をはじめとし実業界、言論・放送界など事務系のあらゆる分野へ進出している。また最近の就職状況をみると、実業界進出の希望が多いようである。

そのため最近の法学部の構成は従来の法律職コースのほかにビジネスマン向けの産業経済（経営法類）コースがおかれるようになつてきている。本学においても法学部法律学科を法律コースと政経コースに分けている。法律コースにおいては法曹界・官界の志望者を対象に、政経コースにおいては実業界、言論・放送界等ビジネスマン志望者を中心と考え、それぞれに適応した学科課程の編成を行なつている。

教授陣を一べつすると、学部長は憲法で名高い黒田覚博士、民法の薬師寺博士、商法の小町谷博士、国際法の東博士、刑法の岩崎、商法の浦田、政治学の春宮諸教授のように研

究室で学問として法学の真髓を探求してきたものと、法学の正木博士、刑事訴訟法の坂本博士、労働法の平岡博士、刑法の尾後貫、民事訴訟法の前沢、商法の千野、行政法の田中、同じく堀の諸教授のように行政・司法その他の分野にあって、実務の経験の中に学理を体得したものによつて構成されている。

#### 充実した教授陣容 新鋭の実験研究設備

##### K工 機械工学科

練達の学者として、理論計算と実験とに秀れ、また学会に推薦された津村教授（工学部長）工場現場の経験豊かな自動制御の高田教授、切削研削に関する研究の正野崎教授、理論計算に秀でたる松本教授、ころがり軸受研究で日本の中心人物の内海教授、斜流ポンプの権威者で昨年広く欧米の水力実験室を視察してかえった井田教授、最近東京工大から来られた塑性力学並に塑性加工の益田教授等に加えて新進気鋭の教授、助教授、専任講師陣を擁している。特に

注目に値することは設計製図教授陣の充実した姿であつて、本学の特徴の一つとして数え得る自信をもつてゐる。

##### 電気工学科

無線工学、電子工学の宇田教授はわが国マイクロ波研究の草分者で、現在我々が使つてているテレビのアンテナは宇田教授の発明で、帝国学士院賞や紫綬褒章等数々の授賞者である。電気機器、自動制御を担当しました電気探鉱技術の向上と実施の功績で技術院賞をうけた岩佐教授、電気磁気学および電気計測等の基礎部門を深く掘り下げた伊藤努教授、ラジオ、テレビ等に用いる真空管の研究特に雑音の研究で高く評価されている大河内教授、電気機器、電気機械設計製図の上条教授、電気回路、電気工学基礎実験の木下教授、電気音響のエキスパートの横山教授等の他に若手の助教授、専任講師群が存在している。また最近は半導体等の工学上、工業上の利用研究がクローズアップされて來たので電気通信研究所から若手有能の森山教授（工業材料）を新たにむかえた。

##### 応用化学科

日本分析化学会会長等数々の学会長を経歷に持つ岡教授は我が国の分析化学の権威者で、工業分析化学、機器分析を担当、分析は化学工業の重要な基礎の一つであることから、すべての分野の化学工業界にその学識が活用されている。電気化学、工業材料特に電気材料を担当しているのが飯沼教授、現在百万以上の物質が知られている有機化学製品、染料工業化学ととり組んでいるのが富岡教授、石油化学、燃料工業化学専攻の栗原教授、酸、アルカリ、肥料工学相手の研究者は佐々木教授で、窯業製品（砥石など）等のケイ酸塩工業化学の伊藤幸人教授、無機化学専攻で鋼の腐食研究の古畠教授等を中心に油脂工業の山田助教授、光化学の浜野助教授、在来三年で帰国間もない若手の三橋助教授（有機化学）等がいる。

#### 工業経営学科

昨年までドイツに留学していた鈴木教授は生産管理分野の先駆者的役割を果たして、この分野でとかく羅列的である講義を体系づけて講義をしている。また松村教授は工程、作業の研究で独自の方式を樹立し、これをM式分析法と称

して単に大学内講義に止まらず外部の会社においてもこの方式が広く採用されている。神山教授は多年有数な造船会社に勤め、その豊富な経験を基として生産設計に新理論をたて学生に教授している。この他計測技術の田村助教授、電子計算機応用による品質管理の熊坂助教授等がいる。

また長老教授としては前の日本機械学会会長であり、今なお日刊工業新聞の論説委員として活躍中の朝倉教授が名著講読によつて学生を導いている。

#### 建築学科

本科は昭和四十年度に開設されたものである。谷口忠教授は日本の建築構造学の最高峯としてまた世界の地震工学会にいろいろの学説で有名で、構造力学、鉄骨鉄筋コンクリート造の高層建築の耐震設計法や耐風設計法を講じている。

建築計画、意匠設計の方面では桂離宮や庭園の研究で第一人者である堀口捨己教授があり、また法隆寺の再建に所長となつて働いた有名な竹島教授が他の二助教授と共に設計図、図学を担当している。渡辺要教授は建築環境方面

の科目を教えている。川崎助教授は土質力学を専攻し建築基礎の構造を、津下助教授は建築鋼構造を分担している。なお学年進行につれて、多くの教授陣を予定しているのであるが、今は省く。

#### 一般教育に力点をおく

学問の普遍的基礎を与えるとともに、全体的人間の自己形成を通じて大学教育本来の目的を達成するのが一般教育の使命なのであるが、本学はこの目的に即して、特に一般教育に力点をおいている。

本学の教授陣が豊富で優秀であることは、すでに世間一般の定評となっているが、とりわけ一般教育および語学の教授陣容は本学の誇りである。

まず人文科学では、ヤスパース哲学の研究で著名な草薙正夫教授（文博）、ニーチェ研究で独自の分野を開拓している信太正三教授（文博）、先年醍醐寺の塔の研究で恩賜賞を受けた芸術論の伊東卓治教授をはじめ、教育学の長井和雄教授（教育学）歴史哲学の優れた研究者として将来を

囁きされている神川助教授などの逸材が揃っている。それに多年朝日新聞で音楽批評を担当していた野呂信次郎講師の講義は学生の人気を呼んでいる。

#### 社会科学では、文明論の権威として著名な社会思想史の

山本新教授（文博）、わが国言論界の重鎮である経済学の大熊信行教授（経博）をはじめ近代経済学担当の宮川教授（経博）、産業社会学で優れた業績を示している渡植教授があり、自然科学では、化学の岡教授（工博）、物理学の山口教授（理博）をはじめとして、数学の貝塚教授（理博）、生物学の荻原教授（農博）など優秀な新進気鋭の学者を擁している。本学が語学教育に優れた特徴を有していることは、昔から知られているが、その名声にふさわしく、語学教育界の重鎮、新進と有能多彩な教授陣容を誇り優れた語学教育の成果をあげている。英語教授陣には外国語学部の岩崎民平教授をはじめとし岩谷元輝、飯田耕作、小倉兼秋、福田実、松川昇太郎、宮村タネ、独語の妹尾幹教授等その名を挙げれば際限のないほど教授陣容は強力である。

## 全学ゼミナール制度

今日の大学の共通の悩みは、大教室の講義をやらざるをえないところにある。このマス・プロ教育の弊害を解消しようというのが、小人数からなるゼミナール制の狙いの一つである。

しかし、小人数のクラスだというところに、ゼミナールの本質はない。それ以上に大切なことは、ゼミが聴くだけの講義とちがつて、一方交通ではなく、学生から教師へ、また学生から学生へと多角的な相互交通の場だということである。ここに師弟の人間的触れあいがはじまり、人格的影響がおこる。また学生同士に友情が芽ばえる。

だから、本学はゼミナールを大切にと、ゼミ必修制をとっている。これがマス・プロ大学とのちがいである。三年次になれば、誰もが特定の先生につき、親しく指導をうけなくてはならない。そればかりではない。ゼミをより有効にするため、大半のゼミが何泊かの合宿ゼミを夏の休暇にやっている。三日の合宿は、半年のゼミに匹敵するといわれている。合宿ゼミは年を追うて盛況となり、ゼミ水準の

高まりは、全国的規模のインター・ゼミ、全学的なインナー・ゼミの実績にあらわれている。合宿ゼミのため、本学独自の施設として、ゼミ・ハウスを昨年横須賀野比と千葉館山に開設し、各方面から注目されている。

合宿ゼミの実体を一、二紹介してみよう。今夏妙高ホテルで行われた三、四年、昼夜合同のゼミでは、休み前に年次別にテーマをあたえ、さらに細分して各自がうけもち、休中に研究をまとめる。三年次は本合宿に一週間のサブ合宿を野比で行うという緊張ぶりであった。総勢六〇名は朝九時から十時まで研究発表と討論に五泊六日熱中した。そのあいだを縫つて野尻湖にストーム・ファイアに、ソフトボーラーにリクリエーションを行い、英気を養った。

法学関係のあるゼミでは、八班にわかれ、北は網走から南は福岡までの刑務所に一週間にわたって実習した。受刑者と懇談会をひらいたり、ともに作業したり、受刑者の食事を試食したりして、実態把握につとめ、理論と現実とのひらきについて、死刑廃止について、毎日宿舎に帰つて討論した。八月一日の朝日新聞北海道版に「熱心に刑務所実

習——網走で神奈川大生七人」と大きく報道された。

ゼミは大学の要めであり、合宿はゼミ活動の源泉である。

(『神奈川大学報』第七六号、一九六六年一月六日)

### 13 記事「新しいシンボル誕生 八号館に大時計塔と大壁画」

(一九六五(昭和四十)年十一月二十五日)

本学の建設は急ピッチに進められていることは既に報道したとおりであるが、本年八月竣工した十号館について、このほど八号館が竣工した。八号館の学生ホールには八十平方メートルの大壁画、高さ十二メートルの大時計塔などが設けられ、本学の新しいシンボルとなりそうである。なお、建築中の九号館(大学院)、増築中の大学書館はともに来年三月に竣工する。

八号館は六館建てで、延面積八、〇一六平方メートル、一階には講堂四。二階には講堂三、学生ホール(一、三階吹き

抜け)、三階には講堂四。四階には講堂三、製図室二。五階には建築学科教授室十、専門図書室、標本室。六階には機械製図室、卒業設計資料保管室、機械教授研究室三、スケッチ及び模型室等、来たる正月からの利用を待つてある。

なお、二階の学生大ホールに施された三階通しの大壁画は、高さ六・二メートル、幅一三メートルという大きなもので、十三色のガラスのモザイクをあしらつた世界地図である。本学は国際港都横浜にあり、教育方針として質実剛健、積極進取をうたい、着実有能にして国際的感覚に富む青年を育成することを目的としていることは、周知のところであるから、このホールに出入する学生たちが、この地図に対し雄大な氣宇をかきたてることであろう。

また、八号館の屋上には、高さ十二メートルの時計塔がそびえ立つ。この時計塔には文字盤直径三・五メートル長針一・八メートルの、五分遅れ自動調整付電動式時計が四面備えつけられている。十二箇の電灯(うち12時一箇が赤色)で時刻を標示することになつており、时限ごとにチャイムが美しく鳴りわたる仕掛けになつておつて、日本でも

第二の大きさといわれる。

(『神奈川大学報』第七五号、一九六五年十二月二十五日)

#### 14 記事「本学のシンボルに 近代的設備の大講堂」

(一九六七(昭和四十二)年十一月一日)

などが完備している。

そのほか地下一階に舞台左右連絡路、舞台用便所、一階にピアノ格納庫、器具倉庫、講師控室、三階に音響調整室、照明調整室、照明機械室、映写室、同時通訳室、ピンスポット照明室等がある。

(『神奈川大学報』第八六号、一九六七年十一月一日)

来年九月に竣工する予定で建設の始まつた本学のシンボ

ルともなる新大講堂は、地下一階、地上三階、延面積三、八五九、九七〇平方メートル、オーディトリウムの座席数八五〇〇、シネマスコープ映写設備、同時通訳室、エレベーターシステムのメインマイク、音響調整、空気調整、照明調光等の設備冷暖房設備のほか、ホワイエ、ホール、会議室等を備えた近代的建物になる。

#### 15 記事「四月より発足 大学院 修士と博士の二課程 募集開始 修士三研究科五専攻」

(一九六七(昭和四十二)年三月二十五日)

本学大学院設置については、かねて文部省に申請中のところ、大学設置審議会並びに私立大学審議会の審議を通り、設置認可すべきものとして、文部大臣に答申された。

本学大学院は、いよいよ來たる四月より発足することになつた。

特に中心となる舞台は、奥行八メートル、左右二七メートルの広さで、有線四無線二、計六チャンネルのマイク等を含む音響設備、フットライトスポットライト、ピンスポット等の電動調光設備、厚幕、薄幕、映写幕等を含む吊り物

大学院には修士課程と博士課程を置き、修士課程には法

学研究科（法律学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、工学

研究科（機械工学専攻、電気工学専攻、応用化学専攻）の三

研究科五専攻を置き、博士課程には法学研究科（法律学専

攻）と経済学研究科（経済学専攻）を置くことになつてゐる。

右の次第により、本学は次のとおり大学院生募集を始め

た。募集要項は次のとおり。

▼募集人員＝法学研究科一八名、経済学研究科一一〇名、  
工学研究科機械工学専攻一五名、電気工学専攻一五名、応  
用化学専攻一五名計一五名。なお、博士課程は昭和四十四  
年度から募集。

▼出願資格＝大学を卒業した者もしくは大学を卒業した者  
と同等以上の学力があると認められた者。

▼出願期間＝昭和四十二年四月十二日から四月十七日まで。

▼試験日＝昭和四十二年四月十九日と二十日の両日。

▼合格発表＝昭和四十二年四月二十二日。

なお、大学院入学要覧は、郵券一五〇円を添え、神奈川

大学大学院事務室に申し込むこと。

（『神奈川大学報』第八三号、一九六七年三月二十五日）

## 16 神奈川大学大学院学則

（一九六七（昭和四十二）年）

神奈川大学大学院学則

神奈川大学大学院学位規程

### 第一章 総 則

第一条 本大学院は学術の理論および応用を教授研究  
し、その深奥を究めて、学術の発展と人類福  
祉の増進に寄与し、本学建学の精神を発揚す  
ることを目的とする。

第二条 本大学院に修士課程と博士課程を置く。修士  
課程においては、学部の教育の基礎のうえに  
広い視野に立つて専攻分野を研究し、精深な  
学識と研究能力を養い、博士課程においては、  
独創的研究によつて、従来の学術水準に新し  
い知見を加えるとともに、専攻分野に関して  
研究を指導する能力を養う。

本大学院に次の研究科を置く。

## 法学研究科

## 経済学研究科

## 工学研究科

とする。

第四条 各研究科に次の専攻を置く。

研究科名	修士課程		
	法 學 研 究 科	經 濟 學 研 究 科	工 學 研 究 科
応用 化 學 專 攻	電 氣 工 學 專 攻	機 械 工 學 專 攻	法 學 專 攻
五 五 五 〇	一 八	一 六	法 學 專 攻
一一 〇 〇	二 〇	一 六	經 濟 學 專 攻
四 三	入 學 定 員	博士 課 程	法 學 修 士
一 二 九	總 定 員	博士 課 程	經 濟 學 修 士

第五条 各研究科の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名		修士課程
	入学定員	総定員	
法 學 研 究 科	法 律 學 專 攻	一 八	博士 課 程
經 濟 學 研 究 科	經 濟 學 專 攻	一 六	博士 課 程
工 學 研 究 科	電 氣 工 學 專 攻	二 〇	博士 課 程
應用 化 學 專 攻	機 械 工 學 專 攻	五 五 五 〇	博士 課 程
電 氣 工 學 專 攻	法 學 專 攻	一 六	博士 課 程
機 械 工 學 專 攻	經 濟 學 專 攻	四 三	博士 課 程
應用 化 學 專 攻	工 學 修 士	一 二 九	博士 課 程

第六条 本大学院において授与する学位は次のとおり

研究科名	修士課程		博士課程
	専攻名	学位	
法 學 研 究 科	法律學專攻	法学修士	法律學專攻
經 濟 學 研 究 科	經濟學專攻	經濟學修士	經濟學專攻
工 學 研 究 科	機械工學專攻	工学修士	工学博士
應用 化 學 專 攻	電氣工學專攻	工学修士	經濟學博士

第七条

本大学院において修士の学位を取得するためには修士課程に二年以上、博士の学位を取得するためには博士課程に三年以上在学しなければならない。ただし、大学院に在学する期間は、修士課程にあつては四年博士課程にあつては五年を越えることはできない。

## 第一章 教員組織

本大学院の授業担当教員は本大学教授をもつてこれにあてる。ただし、助教授および講師

第八条

をこれにあてることがある。

#### 第四章 学科課程および履修方法

##### 第十一條 学科の単位数は次の基準によつて計算する。

###### 第三章 運 営 組 織

第九条 本大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために、大学院委員会を置く。

大学院委員会に大学院委員長を置き、学長これにあたる。

大学院委員会の構成、管掌事項、議事手続き等については別に定める。

第十条 本大学院各研究科の研究指導に関する事項を審議するために、研究科委員会を置く。

研究科委員会は当該研究科に関係する教授をもつて組織する。

研究科委員会に研究科委員長を置き、当該研究科委員の意見をきき、大学院委員長これを委嘱する。

研究科委員会の細則は別に定める。

##### 第十二条

修士課程における必要な履修単位数は法学研究科および経済学研究科にあつては三十二単位以上、工学研究科にあつては三十単位以上とし、博士課程における履修単位数は、各研究科とも二十単位以上とする。

修士課程または博士課程のいづれにおいても、学生は入学の当初に専攻学科目を選択し、研究科委員長から指導教授の指定をうけなければならない。

## 第十四条

修士課程においては、指導教授が学生の研究上必要と認めたときは、他の研究科または学部の学科目を八単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位に充当することができる。

博士課程においては、指導教授が学生の研究上必要と認めたときは、当該研究科委員会の承認を得て、修士課程の学科目を八単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位に充当することができる。

各研究科が開設する学科目、単位数および履修方法は次のとおりとする。

## 第一、法学研究科

		専攻	修士課程	
			学科目	
				講義 単位数
4	4	(A類)		
4	4	民法特講Ⅰ		
		民法特講Ⅱ		

履修方法	攻専学律法																
	(イ) A類を履修する者は、A類から二十単位以上をB類および共通科目中から十二単位以上を選択履修すること。(ロ) B類を履修する者は、B類から二十単位以上をA類および共通科目中から十二単位以上を選択履修すること。指導教授が研究上特に必要と認めた場合には、前項にかかるらず、他の研究科または学部の課程による単位を八単位以内選択履修せることができる。			商法特講Ⅰ			商法特講Ⅱ			民事訴訟法特講			国際私法特講			労働法特講	
	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

攻専学法律										専攻	博士課程
										学科目	
										(A類)	
民法特殊研究Ⅰ										民法特殊研究Ⅰ	
民法特殊研究Ⅱ										民法特殊研究Ⅱ	
商法特殊研究										商法特殊研究	
民事訴訟法特殊研究										民事訴訟法特殊研究	
労働法特殊研究										労働法特殊研究	
(B類)										(B類)	
憲法特殊研究										憲法特殊研究	
行政法特殊研究										行政法特殊研究	
刑法特殊研究										刑法特殊研究	
刑事訴訟法特殊研究										刑事訴訟法特殊研究	
刑事学特殊研究										刑事学特殊研究	
(共通科目)										(共通科目)	
法史学特殊研究										法史学特殊研究	
法哲学特殊研究										法哲学特殊研究	
外国法特殊研究										外国法特殊研究	
4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	講義	単位数
4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	演習	

攻専学経済						専攻	修士課程	第二、経済学研究科			履修方法
								学科目	講義	単位数	
理論経済学特講Ⅰ (基礎理論)											(1) A類を履修する者は、A類から十六単位以上を、B類および共通科目から四単位以上を選択履修すること。
理論経済学特講Ⅱ (計画経済論)											(2) B類を履修する者は、B類から十六単位以上をA類および共通科目から四単位以上を選択履修すること。
理論経済学特講Ⅲ (価格論)											二、指導教授が研究上特に必要と認めた場合には、前項にかかるらず、他の研究科または修士課程による単位を四単位以内選択履修させることができる。
計量経済学特講											
経済学史特講											
(基礎理論)											
4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4	講義	単位数
4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	演習	

履修方法	学科目	博士課程									
		専攻					単位数				
一、指導教授の指導によって、合計三十二単位以上を選択履修すること。	経済史特講Ⅱ (西洋経済史)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
二、指導教授が研究上特に必要と認めた場合には、前項にかかるらず、他の研究科または学部の課程による単位を八単位以内選択履修させることができる。	経済史特講Ⅲ (日本経済史)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

履修方法	学科目	博士課程									
		専攻					単位数				
一、指導教授の指導によって、合計二十単位以上を選択履修すること。	理論経済学特殊研究Ⅰ (経済学方法論)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
二、指導教授が研究上特に必要と認めた場合には、前項にかかるらず、他の研究科または修士課程による単位を八単位以内選択履修させることができる。	理論経済学特殊研究Ⅱ (国民所得分析)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

### 第三、工学研究科

#### 第四章 高度経済成長と神奈川大学

機械工学科専攻												専攻	修士課程	単位数
												(A類)	科目	
材料力学特論	応用弹性学特論	塑性力学特論	機械力学特論	熱工学特論 I	熱工学特論 II	流体力学特論	機械工作学特論	潤滑工学特論	機械材料特論 I	機械材料特論 II	オペレーションズリサーチ特論	(B類)		
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2													講義	
2 2													演習	
2 2													実験製図	

					専攻	履修方法	(C類) 応用数学	(D類) 応用物理	他専攻の科目
					科目				
電子回路特論	電磁界理論	線形回路論	非線形回路論 I	非線形回路論 II	(A類)	C類およびD類から四単位以上 右のほか、B類を除いた各類の中から四単位以上 二、指導教授が研究上特に必要と認めた場合には前項に かかるらず、他の研究科または学部の課程による単位 を八単位以内選択履修させることができる。 (この場合は、C類およびD類中の同数単位にかかる。)			
2 2 2 2 2					講義				
					演習				
					実験				

## 攻専学工気電

物性論	パルス工学	自動制御特論Ⅰ	自動制御特論Ⅱ	量子エレクトロニクスⅡ	量子エレクトロニクスⅠ	マイクロ波回路									
(B類)	電気機器特論	音響工学特論	電気機器特論	電気工学輪講Ⅱ	電気工学輪講Ⅰ	電気工学特別実験Ⅱ	電気工学特別実験Ⅰ	電気工学特別実験Ⅱ	電気工学特別実験Ⅰ	電気工学特別実験Ⅱ	電気工学特別実験Ⅰ	電気工学特別実験Ⅱ	電気工学特別実験Ⅰ	電気工学特別実験Ⅱ	
(C類)	応用数学	応用物理	(D類)	他専攻の科目											

4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

2 2

2 2

攻専学化用応	(A類)	専攻		履修方法
		科目	単位数	
		講義	演習	
物理化学特論	物理化学特論	物理化学特論	物理化学特論	C類およびD類から四単位以上
無機化学特論	無機化学特論	無機化学特論	無機化学特論	B類八単位必修
無機工業化学特論Ⅰ	無機工業化学特論Ⅰ	無機工業化学特論Ⅰ	無機工業化学特論Ⅰ	A類から十四単位以上
無機工業化学特論Ⅱ	無機工業化学特論Ⅱ	無機工業化学特論Ⅱ	無機工業化学特論Ⅱ	
有機工業化学特論Ⅰ	有機工業化学特論Ⅰ	有機工業化学特論Ⅰ	有機工業化学特論Ⅰ	
有機工業化学特論Ⅱ	有機工業化学特論Ⅱ	有機工業化学特論Ⅱ	有機工業化学特論Ⅱ	
高分子化学特論Ⅰ	高分子化学特論Ⅰ	高分子化学特論Ⅰ	高分子化学特論Ⅰ	
高分子化学特論Ⅱ	高分子化学特論Ⅱ	高分子化学特論Ⅱ	高分子化学特論Ⅱ	
有機合成化学特論	有機合成化学特論	有機合成化学特論	有機合成化学特論	
電気化学特論	電気化学特論	電気化学特論	電気化学特論	
有機天然物特論	有機天然物特論	有機天然物特論	有機天然物特論	

			工業分析化学特論Ⅰ 工業分析化学特論Ⅱ 化学工学特論Ⅰ 化学工学特論Ⅱ
	(B類)		応用化学輪講Ⅰ 応用化学輪講Ⅱ
	(C類)		応用化学特別実験Ⅰ 応用化学特別実験Ⅱ
	(D類)		応用物理 応用数学
履修方法	他専攻の科目		
一、指導教授の指導によって、三十単位以上を選択履修すること。 その内訳は次のとおりとする。 A類から十四単位以上 B類八単位必修 C類およびD類から四単位以上 右のほか、B類を除いた各類の中から四単位以上 二、指導教授が研究上特に必要と認めた場合には、前項にかかわらず、他の研究科または学部の課程による単位を八単位以内選択履修させることができる。 (この場合は、C類およびD類中の同数単位にかえる。)		4 4 2 2 2 2	

## 第五章 試験および単位の取得

第十六条 履修学科目については試験を行なうものとする。

病気その他、やむをえない事故のため、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行なうことができる。

第十七条 試験は毎学年末に行なうものとする。ただし、前期に終了する学科目については、当該学期末に試験を行なうことができる。

学科目担任者が必要と認めたときは、臨時試験を行なうことができる。

第十八条 試験の方法は、大学院委員会の方針に従い、各研究科委員会が定める。

試験成績の評価は次のとおりとする。

(1)科目試験

1.優 2.良 3.可 4.不可 合

第十九条

(2)論文試験

<p><b>イ、修士課程</b></p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">1. 優</td><td style="text-align: center;">合格</td><td style="text-align: left;">2. 良</td><td style="text-align: left;">合</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">格</td><td style="text-align: center;">3. 可</td><td style="text-align: left;">合格</td><td style="text-align: left;">4. 不可</td></tr> </table>	1. 優	合格	2. 良	合	格	3. 可	合格	4. 不可	<p><b>不</b> <b>合</b> <b>格</b></p>	<p><b>(3) 最終試験</b></p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">1. 合格</td><td style="text-align: center;">2. 不合格</td></tr> </table>	1. 合格	2. 不合格	<p><b>第二十三条</b> 博士の学位を得ようとする者は、博士課程に三年以上在学し、所定の学科目について各研究科とも二十単位以上を修得し、かつ、学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。</p>
1. 優	合格	2. 良	合										
格	3. 可	合格	4. 不可										
1. 合格	2. 不合格												
<p><b>第二十条</b> 学修について正規の手続きを怠つている者、出席常でない者および学費の納付を怠つている者は、受験資格を失うものとする。</p>	<p><b>第二十一条</b> 所定の単位を取得したものには、必要に応じて履修証明書を与える。</p>	<p><b>第二十四条</b> 学位論文の審査および最終試験は、大学院研究科委員会の選任する審査員若干名によって行なう。</p>	<p><b>第二十五条</b> 学位に関する最終試験は学位論文を中心とし、広く関連する学科目にわたつて口頭試問を行なう。</p>										
<p><b>第六章 権論文審査、最終試験および学位</b></p>	<p><b>第二十六条</b> 学位論文の提出にさきだち、学生は当該研究科委員会の指定する方法により、外国語文献を自由に利用しうる能力を立証しなければならない。</p>	<p><b>第二十七条</b> 修士の学位を得ようとすると、修士課程に二年以上在学し、所定の学科目について法学研究科および経済学研究科にあつては三十二単位以上、工学研究科にあつては三十単位以</p>											

語、博士課程においては二か国語とする。

**第二十七条**

論文審査および最終試験の後、研究科委員会は審査員の報告に基づき、学位授与の可否を審議し、大学院委員会に報告する。大学院委員会はその報告に基づき、学位授与の可否を決定する。

する研究科を指定し、学長あて提出しなければならない。

**第三十条**

博士の学位を授与されたときは、その論文審査の要旨を公表する。

**第三十一条**

博士の学位を授与された者は、一年以内に「神奈川大学審査学位論文」と明記して、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表したときはこの限りではない。

**第三十二条**

本大学において修士または博士の学位を授与された者で、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があつたときは、大学院委員会の議を経てその学位を取消すものとする。

**第二十九条**

前条の規定による学位を請求する者は、学位二十七条の規定を準用する。

**第七章 入 学**

申請書に試問を受けようと/orする外国語二種を記載し、これに学位論文、履歴書および別に定める審査手数料を添え、審査を受けようと

**第三十三条**

本大学院の修士課程に入学しうる者は次のとおりとする。

一、大学を卒業した者。

二、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

第三十四条 本大学院の博士課程に入学しうる者は次のとおりとする。

一、修士の学位を有する者。

二、修士と同等以上の外国の学位を有する者。

第三十五条 本大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、検定試験を行なう。

第三十六条 修士課程または博士課程を中途で退学した学生で、当該課程に再入学を希望する者は、二年以内に限り、別に定めるところにより、選考のうえ、これを許可することがある。

第三十七条 本大学院の入学時期は毎年四月とする。

第三十八条 入学の許可を受けた者は、別紙所定の書式による誓約書、保証人の保証書および戸籍抄本来出し、入学金その他所定の納入金を納付しなければならない。

第三十九条 前条の保証人は、父兄またはこれに準ずるもので、独立の生計を営む成年者であることを要する。

第四十条 保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

第四十一条 保証人は学生在学中のいっさいの事項につき、その責に任ずるものとする。

第四十二条 保証人が死亡し、またはその他の事由で、その責務を尽くし得ない場合には、遅滞なく新保証人を選定して届け出なければならない。

## 第八章 休学、退学および除籍

第四十三条 病気その他の事由により、引き続き三ヶ月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て休学を願い出るものとする。

休学は当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することがある。

第四十三条 病気の事情によつては、休学を命ずることがある。

前学期 四月一日に始まり、九月三十日に終わる。

第四十四条 休学の事由がやんだときは、復学を願い出て許可を受けなければならない。

後学期 十月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第四十五条 休学期間は在学年数に算入しない。

第四十六条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を出さなければならない。

第五十条 休業日は次のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、臨時に休業することがある。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

二、本大学創立記念日

三、春季休業 三月二十一日より三月三十一日まで

四、夏季休業 七月十一日より九月十日まで

五、冬季休業 十二月二十五日より翌年一月七日まで

二、所定の在学年限を越えてなお修了し得ない者。  
三、所定の授業料その他の納入金を期日までに納付しない者。

春季、夏季および冬季休業の期間は、必要により変更することがある。

第九章 学年、学期および休業日

第十章 学 費

第四十八条 学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日  
に終わる。

第四十九条 学年を分けて次の二期とする。

第五十一条 本大学院の授業料、入学金、その他の学費に  
関しては別に定める。

## 第十一章 賞 罰

**第五十二条** 賞罰に関しては、本大学学則第五十三条ないし第五十五条の規定を準用する。

**第二条** 本大学の職員の組織は、学校法人神奈川大学に関する寄付行為及び諸規則に定めるもののほか、すべてこの規則の定めるところによる。

**第三条** 本大学に学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員及び労務職員を置く。

一、本学則は昭和四十二年四月一日からこれを施行する。

本大学に学長を補佐するため副学長を置くことができる。

る。

本大学に名誉教授、顧問及び参与を置くことができる。

学長は校務を総理し所属教職員を統督する。

副学長は学長を助けて校務をつかさどる。

教授は学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

助教授は教授の職務を助ける。

講師は教授または助教授に準ずる職務に従事する。

助手は教授、助教授及び講師の職務を助ける。

事務職員及び技術職員は上司の命を受けて事務に従事する。

第一条 この規則は本大学の組織を定め、各職員の所掌事務の範囲と責任を明らかにし、教育及び研究の目的を能率的に遂行するために必要な体制を整えることを目的とする。

技術職員中実験・実習技術員は実験・実習に関し教授、

## 17 神奈川大学職制

(一九六五(昭和四十)年四月二十八日)

### 神奈川大学職制

#### 第一章 総 則

第一条 この規則は本大学の組織を定め、各職員の所掌事務の範囲と責任を明らかにし、教育及び研究の目的を能率的に遂行するために必要な体制を整えることを目的とする。

技術職員中実験・実習技術員は実験・実習に関し教授、

助教授及び講師の職務を助け、事務については事務局長の指揮を受ける。

労務職員は上司の命を受けて労務に従事する。

第四条 本大学に学部長、学生部長、付属図書館長を置く。

学部長は学部を代表し学生の教育、研究の責に任ずる。

学生部長は学生の学修及び生活の指導の責に任ずる。

付属図書館長は付属図書館運営の責に任ずる。

第五条 本大学は必要に応じ研究機関、審議機関、諮問機関等を置くことができる。

第六条 各組織の系統及びその相互の関係は別表にこれを掲げる。

## 第二章 教授会

第七条 本大学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

教授会は学長、副学長、学部長、教授、助教授、学生部長、教務部長、付属図書館長、事務局長、事務局次長をもつてこれを組織する。

教授会はその決議により前項以外の教職員を教授会に参

加させることができる。

理事長は必要ありと認めた場合は教授会に出席して発言することができる。

第八条 教授会は学長がこれを招集する。

学長は時宜により学部ごとに教授会を開くことができる。

第九条 教授会においては学長が議長となる。

学長故障あるときは副学長または学長の指定する学部長、その他の教授がその職務を代理する。

第十条 教授会は左の事項を審議する。

一 教授、助教授、講師、助手の採用に関する事項

二 学科課程に関する事項

三 学生の入学、退学、転学、休学、履修科目修了の認定及び卒業に関する事項

四 学生の指導に関する事項

五 学生の賞罰に関する事項

六 学長より付議された事項

教授会は学生の教育上必要と認める事項につき学長に建

議することができる。

**第十一條 教授会は教授の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。**

人事その他重要な事項については学長、副学長、学部長、教授及び事務局長の議決による。

**第十二條 教授会の議事は出席者の過半数をもつて決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。**

### 第三章 学生部委員会

**第十三条 本大学に学長の諮問機関として学生部委員会を置く。**

学生部委員会は学生の学修及び生活の指導に関する事項を審議するものとする。

学生部委員会は職員の中より学長の委嘱した委員若干名をもつてこれを組織する。

学長は必要と認めたときは出席して発言することがある。

**第十四条 学生部委員会は学生部長がこれを主宰する。**

学生部長故障あるときは学生部長の指名によりその職務

を代理するものを定める。

**第十五条 学生部委員会に幹事若干名を置き、職員の中より学長の指定したもののもつてこれに当てる。**

幹事は委員会に関する庶務に従事する。

### 第四章 教務委員会

**第十六条 本大学に学長の補佐機関として教務委員会を置く。**

教務委員会は左記の者をもつてこれを組織する。

一 学長、学部長、学生部長、教務部長、事務局長、事務局次長

二 職員中より学長の委嘱したものの若干名

**第十七条 教務委員会は委員長がこれを主宰する。**

委員長は学長がこれに当たる。

委員長故障あるときは委員長の指名によりその職務を代理するものを定める。

**第十八条 教務委員会は学長より付議された事項につき意見を具申する。**

教務委員会は大学の運営に関する事項につき学長に建議

することができる。

第十九条 教務委員会に幹事若干名を置き、職員の中より学長の指定したものをもつてこれに当てる。

幹事は委員会に関する庶務に従事する。

## 第五章 付属図書館

第二十条 付属図書館においては左の事務をつかさどる。

一 図書（視聴覚教育資料を含む）の保存整理に関すること

二 図書印の保管に関すること

三 図書の購入、出納、貸与に関すること

四 図書目録に関すること

五 付属図書館の運営に関すること

六 図書委員会に関すること

七 その他図書に関する一切の事項

第二十一条 付属図書館に司書を置く。

司書は館長の命を受け、図書に関する事務に従事する。

付属図書館に副館長を置くことができる。

副館長は館長を助けて図書館の事務をつかさどる。

図書館に事務を処理するため課を置く。

第二十二条 付属図書館に図書の選定その他図書館の運営に関する事項を審議するため図書委員会を置く。

図書委員会は職員の中より学長の委嘱した委員若干名をもつてこれを組織する。

## 第六章 事務部局

第二十四条 学長のもとに学生部、教務部及び事務局を置く。

図書館長故障あるときは、館長の指名によりその職務を代理するものを定める。

一 学生部に左の課を置く。

学生課、職業指導課

二 教務部に左の課を置く。

教務第一課、教務第二課、第二部教務課

三 事務局に左の部、室、課を置く。

総務部 総務課、福利課、營繕課

財務部 会計課、経理課

監査部　監査課

管理部　管理課  
調査部　調査課

秘書室

る。

部次長は部長を助けて部の事務をつかさどる。

課には課長のほかに課長代理及び課長補佐を置くことができる。

**第二十五条** 学生部は第四条の学生部長がこれを統轄する。

教務部に部長を、事務局に局長を置く。

前項の部局長は学長の命を受け、その部局に属する事務を掌理する。

学生部及び教務部には部長のほかに副部長を置くことができる。

副部長は部長を助け、その部に属する事務をつかさどる。事務局の各部、室、課に長を置く。

各部、室、課の長は上司の命を受け、その部、室、課に属する事務をつかさどる。

事務局には局次長を、事務局の部には、部次長を置くことができる。

**第二十六条** 学生部、教務部及び事務局の各部、室、課の分掌規定は別にこれを定める。

**第二十七条** 行政事務の部局は学長の統轄のもとに相互の連絡を図り、すべて一体として

その機能を發揮するようにしなければならない。

事務局長は前項の目的を達成するため他の部に属する事務職員を指揮することができる。

**第二十八条** 事務職員は参事、副参事、主事、書記、司書及び雇員とする。

技術職員は技師、技手、実習・実習技術員、技術員とする。

労務職員は衛視、用務員とする。

別表

## 第七章 寄宿寮

第二十九条 本大学に寄宿寮を置く。

第三十条 寄宿寮に寮監、寮長、寮長補佐を置く。

寮長、寮長補佐は職員の中から学長がこれを命ずる。

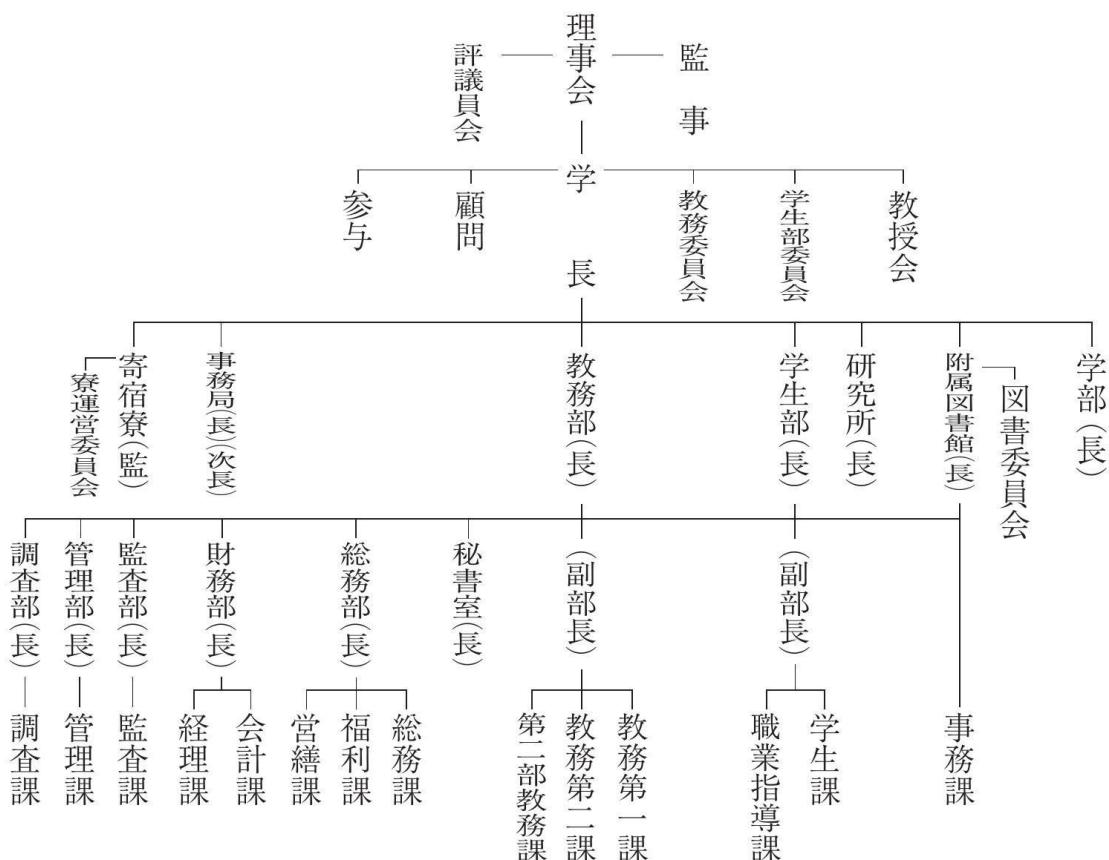
第三十一条 寄宿寮の管理運営に関する規則は別にこれを定める。

### 付 則

第三十二条 この規則は昭和四十年四月二十八日から施行する。

昭和二十四年四月一日施行の「神奈川大学職制」はこの職制施行の日をもって廃止する。

第三十三条 現に技術員の職にある者は実験技術員または実習技術員となる。



## 18 学校法人神奈川大学就業規則

(一九六五(昭和四十)年四月二十八日)

手等)

四 労務職員 衛視、用務員

### 第二章 人事

#### 学校法人神奈川大学就業規則

##### 第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は学校法人神奈川大学(以下法人と称する)の職員の就業に関し、基本的な事項を定めるものである。

2 臨時職員については別に定める。

(職員の定義)

第二条 この規則において、職員とは、本法人に採用され

た次の者をいう。

一 教育職員 学長、副学長、教授、助教授、講師、助

手

二 事務職員 参事、副参事、主事、書記、司書、雇員

三 技術職員 技師、技手、実験・実習技術員、技術員(自

動車運転手、ボイラーマン、タイピスト、電話交換

第三条 教育職員は、大学設置基準に定める資格を有する者のうちから採用する。

2 前項以外の職員は人物、学歴、知識、技能、経験、健康等を勘案し適当と認める者を採用する。

(試用期間)

第四条 新たに採用した者については、採用の日から六ヶ月間を試用期間とする。但し、教育職員及び特殊の技能または経験を有する者には試用期間を設けないことがある。

2 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不適当と認められる者は解雇する。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

(採用決定者の提出書類)

第五条 職員に採用された者は、採用後二週間以内に次の

書類を提出しなければならない。

但し、そのいずれかもしくは全部を省略することができる。

一 戸籍抄本

二 身分証明書

三 住民票抄本

四 身元保証書

2 前項の提出書類の記載事項に異動があつたときは、そ

のつど速かに届け出なければならない。

(配置転換及び職種の変更)

第六条 業務上必要あるときは職場の転換及び職種の変更

を行なうことがある。

(休職)

第七条 職員が次の各号の一に該当したときは休職とする。

- 一 傷病により欠勤し三月を経過しても治ゆしないとき
- 二 刑事事件に関し起訴され休職を適当と認めたとき
- 三 災害その他の事由により生死または所在不明となつたとき

(休職命令)

第八条 職員が次の各号の一に該当し、引き続き二月以上

業務に従事できないと認められたときは、休職を命ずることができる。

一 他の機関において調査、研究または指導に従事する

場合

二 他の機関の招きにより職務を離れる場合

三 公職に就任した場合

四 前各号のほか休職を命すべき正当な事由があると認められた場合

(休職期間)

第九条 前二条の規定による休職期間は次のとおりとする。

- 一 第七条第一号の場合は六ヶ月（結核性疾患の場合は三年）
- 二 第七条第二号の場合は判決確定のときまで
- 三 第八条の場合はその必要な期間

(復職)

第十条 休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、直ちに復職させる。但し、旧職務と異なる職務に配置する

ちに復職させる。但し、旧職務と異なる職務に配置する

ことがある。

### (解雇)

第十一條 職員が次の各号の一に該当する場合は解雇する。

- 一 学科目の廃止その他業務の変更もしくは縮小等において、やむを得ないと認められた場合
  - 二 精神または身体の障害により職務に堪えられないと認めた場合
  - 三 勤務成績または能率が不良で就業に適しないと認められた場合
  - 四 第三十七条の各号の一に該当し業務の遂行上、支障があると認めた場合
  - 五 その他やむを得ない業務の都合による場合
- 2 第八条による休職期間が一年を超えた場合は、必要により解雇することができる。

### (解雇制限)

第十二条 前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- 一 業務上負傷したとき
- 二 病気にかかり、療養のため休業

する期間及びその後三十日間

二 産前、産後の女子が第二十一条の規定により休業する期間及びその後三十日間

### (退職)

第十三条 職員が次の各号の一に該当するときは、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

- 一 本人の都合により退職を願い出て法人の承認があつたとき
- 二 死亡したとき
- 三 期間の定めのある雇用が満了したとき
- 四 休職を命ぜられた者が復職させられず休職期間が満了したとき

### (退職願)

第十四条 職員が退職しようとする場合は、少なくとも三十日前までに退職願を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により退職願を提出した者は、法人の承認があるまで従前の勤務に服さなければならない。

- 第三章 勤務時間、休憩、休日及び休暇

(勤務時間)

第十五条 勤務時間は一時間の休憩時間を除き実働八時間とし、始業及び終業の時刻は次のとおりとする。但し、業務上必要ある場合は勤務時刻を変更することができる。

一 昼間勤務者 始業午前八時、終業午後五時、休憩正

午から午後一時まで

二 夜間勤務者 始業午後零時四十五分、終業午後九時

四十五分、休憩午後四時から午後五時まで

(時間外勤務)

第十六条 業務の都合により所定時間外に勤務させることができる。

2 前項の時間外勤務は、組合との時間外労働協定の範囲内とする。

3 災害その他避けることのできない事由によつて臨時に時間外勤務をさせる必要がある場合には、労働基準監督署長の事前許可または事後届出により時間外に勤務させることができる。

4 満十八才以上の女子に対し、第二項の協定による時間

外勤務をさせる場合は、一日について二時間、一週間

について六時間、一年について百五十時間を超えない範囲とする。但し、学年末において必要な業務に従事させる場合は、二週間にについて十二時間を超えない範囲内で、時間外勤務をさせることができる。

5 本条第二項の規定は、満十八才未満の者には適用しない。

(休日)

第十七条 職員の休日は次のとおりとする。但し、業務の都合によりあらかじめ振りかえ休日を指定して勤務を命ずることができる。

一 日曜日

二 国民の祝日及び本学創立記念日

三 年末、年始(十一月二十九日より翌年一月五日まで)

四 その他臨時に定めた日

(休日勤務)

第十八条 業務上必要があるときは、前条第一号に定める

休日に勤務を命ずることができる。

- 2 前項の場合は所轄労働基準監督署長に届け出た組合との休日労働協定の範囲内とする。
- 3 災害、その他避けることのできない事由により臨時の必要がある場合は、所轄労働基準監督署長の事前許可または事後届出により前条第一号に定める休日に勤務を命ずることができる。
- 4 満十八才未満の職員及び女子職員については第二項の規定にかかわらず週一回の休日に勤務させることはない。  
 (宿日直)
- 第十九条 満十八才以上の職員を所轄労働基準監督署長の許可を受けて、所定勤務時間外または休日に宿直または日直の勤務を命ずることができる。但し、女子職員については宿直を命じないものとする。
- (年次有給休暇)
- 第二十条 一年間継続勤務し、全勤務日の八割以上出勤した者には継続し、または分割して六日の有給休暇を与える。
- 2 二年以上継続勤務した者には一年を超えるごとに一日を加算した有給休暇を与える。但し、その日数は二十日を限度とする。
- 3 年次有給休暇は事前に申し出て業務に支障のないよう日に受けるものとする。
- (特別休暇)
- 第二十一条 職員が次の各号の一に該当するときは特別休暇を与える。
- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| 一 本人が結婚するとき                    | 五日                  |
| 子が結婚するとき                       | 二日                  |
| 二 妻が分べんするとき                    | 二日                  |
| 三 父母、配偶者、子が死亡したとき              | 五日                  |
| 四 祖父母、配偶者の父母、<br>及び兄弟姉妹が死亡したとき | 三日                  |
| 五 女子職員が出産するとき                  | 産前産後各六週間            |
| 六 生理日の勤務が著しく困難な女子職員の生理期間       |                     |
| 七 天災その他の災害を被つたとき               | 種類程度に応じ<br>法人が認めた期間 |

ればならない。

3 第一項第五号ないし第七号の期間は無給とする。

(育児時間)

第二十二条 生後一年に達しない生児を育てる女子職員があらかじめ申し出た場合は、所定の休憩時間のほか、一日について二回それぞれ三十分の育児時間を与える。

(公民権行使の時間)

第二十三条 職員が勤務時間中に選挙権その他公民との権利行使し、または公の職務を執行するため、あらかじめ申し出た場合は必要な時間を与える。

2 前項の申し出があった場合、権利の行使を妨げない限度において、その時刻を変更することがある。

(出勤、退出)

第二十四条 出勤及び退出については、次の事項を守らなければならない。

一 出勤の際は直ちに本人自から出勤簿に押印すること  
二 退出は書類等を整理した後に行なうこと  
(遅刻、早退及び外出)

第二十五条 遅刻した者または早退をしようとする者は、所属長に届け出なければならない。

2 私用で外出しようとすると者は、あらかじめ、所属長の許可を受けて休憩時間中にしなければならない。但し、特別の事由がある場合は勤務時間中でも許可することがある。

3 無断で外出した場合は早退とみなす。

(欠勤)

第二十六条 病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前に申し出なければならない。事前に申し出る余裕のない場合は事後速かに届け出なければならない。

2 病気欠勤七日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(勤務の特例)

第二十七条 教育職員の勤務時間については別に定める。

二 当の職員については本章に定める労働時間、休憩及び休日に関する規定(第二十三条を除く)は適用しない。

## 第四章 服務心得

### (服務の基本原則)

第二十九条 職員は本学の学風を重んじ、この規則に定めるもののほか業務上の指示命令に従い、自己の職務に専念し、互いに協力して職場の秩序を維持し、積極的に神奈川大学の発展に努めなければならない。

### (服務心得)

第三十条 職員は次の事項を守らなければならない。

- 一 職務の権限を超えて専断的なことを行なわないこと
- 二 常に品位を保ち、本学の名誉、信用を傷つけるようなことをしないこと
- 三 本学の秘密事項及び不利益となる事項を他に洩らさないこと
- 四 火災、薬品の爆発等の予防に努めること
- 五 許可なく職務以外の目的で本学の設備、機械、器具その他物品を使用しないこと
- 六 職場の整理整頓につとめ、常に清潔を保つようにすること

### (給与)

第三十一条 紹与に関する事項は別に定める。

### 第六章 福利厚生

#### (福利厚生)

第三十二条 職員の福利厚生事業は本学の財政を勘案して行なう。

#### (授業料等の減免)

第三十三条 職員または職員の子弟が本学に在学するときは、別に定めるところにより授業料等を減免する。

### 第七章 保健衛生

#### (健康診断)

七 学内の風紀、秩序を乱さないこと、及び派閥等による弊害を釀成しないよう留意すること

八 職務に関し不当な金品の借用または贈与その他の利益を受けないこと

九 勤務時間中はみだりに職場を離れないこと

十 許可なくして本法人以外の業務に従事しないこと

### 第五章 紹与

第三十四条 職員は毎年一回健康診断を受けなければならぬ。

2 健康診断の結果、特に必要がある場合は勤務を一定期間禁止し、または職場を配置換えることができる。

## 第八章 災害補償

### (災害補償)

第三十五条 業務上の災害補償については労働基準法の定めるところによる。

## 第九章 表彰、懲戒

### (表彰)

第三十六条 職員が次の各号の一に該当する場合は表彰する。

一 永年優良な成績で継続勤務した場合

二 特に善行または功労があると認められた場合

### (懲戒)

第三十七条 職員が次の各号の一に該当するときは第三十八条により懲戒する。

一 重要な経歴を偽つて就職したとき

二 重要な経歴を偽つて就職したとき

- 二 本学の教育方針に反する行為があつたとき、または学内の風紀秩序を乱したとき
  - 三 本学の発展を妨げ、または妨げるおそれがあると認められる行為があつたとき
  - 四 勤務不良または業務に非協力と認められたとき
  - 五 勤務上の注意を怠り、もしくは監督不行届によつて事故をひき起こし、または本学の施設、設備、機械、器具等を損壊したとき
  - 六 本学の名譽信用をきずつけたとき
  - 七 本学の秘密をもらし、またはもらそうとしたとき
  - 八 許可なく在職のまま他に雇用されたとき
  - 九 職務上の指揮命令に違反したとき
  - 十 その他本規則に違反したとき
- （懲戒の種類、程度）
- 第三十八条 懲戒はその情状により次の区分によつて行なう。

### 三 停職（一ヵ年以内）

#### 四 解雇

- 2 前項の懲戒は懲戒委員会の審議を経て、これを行なう。
- 3 懲戒委員会の規定は別に定める。

- 4 職員は本条の懲戒によつて損害賠償の責を免れるものではない。

#### 付 則

この規則は昭和四十年四月二十八日から施行する。

ホール、会議室、応接室等を有する白亜四階建の近代建築は、学校図書館としては有数のもので参観者の眼を見はらせた。

#### 閲覧規定改正

図書館では学生諸君に効率的に図書を利用してもらうために、閲覧規定を改正して四月一日から実施した。

#### 図書館

図書館はこれまでどおり、休日を除き毎日午前九時から午後九時まで開館している（但し正午から午後一時までと午後六時から午後六時三十分までの間は事務を行わない）。改正点で学生諸君の便宜を計つたのは館外帶出に関する条項である。それによると、担任教授の保証を得た諸君は、一般図書については、一回に二冊以内（休業中は三冊まで）を二週間以内は館外帶出ができることになつた。

一般教養図書に限り、土曜日午後一時から翌週月曜日午前九時三十分まで館外帶出ができる（但し第二部学生の返納時間は午後六時まで）。そのほか、諸君の読みたい図書を書いて積極的に館内備つけの投書函に入れてもらいたい。

昨年五月着工以来、その竣工が待たれていた図書館は一年ぶりに完工、去る四月二十六日午後一時から関係者多数を招いて開館披露を行つた。

総坪数七九三坪、一四三坪に及ぶ閲覧室のほか十五万冊を収容できる書庫、特別研究室十室、教授研究室四二室、

科学の殿堂の扉を開き、ロゴスを手にするべく、多くの

#### 19 記事「新図書館開館さる」

（一九五八（昭和三十三）年六月十二日）

君は、一般図書については、一回に二冊以内（休業中は三冊まで）を二週間以内は館外帶出ができることになつた。

一般教養図書に限り、土曜日午後一時から翌週月曜日午前九時三十分まで館外帶出ができる（但し第二部学生の返納時間は午後六時まで）。そのほか、諸君の読みたい図書を書いて積極的に館内備つけの投書函に入れてもらいたい。

科学の殿堂の扉を開き、ロゴスを手にするべく、多くの

諸君が有効に利用してくれるよう図書館では希望している。なお、快適に図書の利用ができるようお互に注意し、図書を紛失したり毀損したりすることのないようにこの上とも心がけてほしい。

(『神奈川大学通信』第三七号、一九五八年六月十二日)

## 20 図書蒐集に関する内規

(一九五八(昭和三十三)年五月十九日)

図書蒐集に関する内規 神奈川大学図書館 昭33・5・19  
第一条 本館の図書蒐集は左の方法によつて行う  
1、購入 2、寄贈図書の受入  
第二条 図書の購入は図書委員会の議を経て、館長の定める購入計画によるものとする  
第三条 図書の購入は図書館を通じて行うものとする  
第四条 図書の購入を請求し得る者は、本学専任の教授、助教授、講師及び館長の承認を得た者とし、図書

購入請求票に所要の記入をなし、館長に提出するものとする

第五条 図書購入の請求を受けた場合、館長は要否を決定し速かに処置するものとする、但し特に高価な図書又は必要ある場合は図書委員会の議を経るものとする

第六条 古書等の購入に当り、状況急を要する場合は、所定の手続を経ずして書店又は供給者と購入の契約をすることができる、この場合は速かにその旨を館長に申出で、第四条の手続をしなければならない  
第七条 学生の購入希望図書については、図書委員又は図書委員会に因つてその購入を決定するものとする  
第八条 寄贈図書は、寄贈図書たることを明記するものとする  
第九条 購入図書、寄贈図書共に受入整理を終つてから閲覧に供するものとする

以上

(神奈川大学所蔵『昭和三十三年度会議録』、一九五八年)

## 21 神奈川大学附属図書館閲覧規定

(一九五八(昭和三十三)年四月一日)

とができる 但し教職員は当日に限り館内閲覧に  
代え、研究室、講堂、又は執務の場所に図書を帶  
出することができる

### 神奈川大学附属図書館閲覧規定

#### 第一章 総則

第一条 本館は休日を除き左の時間に開閉する、但し正午

より午後一時まで及び午後六時より午後六時三十分までの間は事務を行わない

開館 午前九時 閉館 午后九時

第二条 定期休日は左のとおりとする

1. 日曜日、国民の祝日、本学創立記念日

2. 各季休業中

臨時休館を行う場合はその都度掲示する

第三条 図書の閲覧は左の方法によるものとする

1. 館内閲覧 2. 館外帶出 3. 入庫検索

#### 第二章 館内閲覧

第四条 教職員、学生、及び特に館長の許可を受けた者は

所定の手続により閲覧室に於て図書を閲覧するこ

#### 第八条

学生は一般教養図書に限り、土曜日午後一時より  
翌週月曜日午前九時三十分まで図書を帶出するこ

#### 第三章 館外帶出

第六条 図書を館外に帶出できる者は左のとおりとする

1. 教職員 2. 担任教授が保証し館長が許可した者  
3. 特に館長が許可した者

第七条 館外帶出の制限は左のとおりとする、但し必要に

応じ冊数又は期間を更に制限することがある

1. 教職員 三〇冊以内 三ヶ月以内

2. 学生及びその他の者 二冊以内 二週間以内  
(但し休業中は三冊まで)

前項の制限を超えて図書の帶出を希望する者は予め館長の許可を受けなければならない

とができる、但し第一部学生の返納時間は午後六時までとする

第九条 左の図書は帶出することができない

1. 貴重図書
2. 百科辞典
3. 辞書類書
4. 地図及び海図
5. 統計書類
6. 図書目録
7. 散逸の恐れるもの
8. 特に館長が指定するもの

#### 第四章 入庫検索

第十条 入庫検索できる者は教職員及び特に館長の許可を

受けた者に限る

第十二条 入庫検索をしようとする者は予め申出なければ

ならない

#### 第五章 弁償及び閲覧の禁止

第十三条 図書を紛失又は毀（汚）損した者は速かに館員に申出た上、現品若くは相当の代金を以て弁償しなければならない

第十四条 この規定は昭和三十三年四月一日から施行する

第十五条 昭和二十三年九月制定の神奈川大学附属図書館  
閲覧規定は廃止する

（神奈川大学所蔵『昭和三十三年度会議録』、一九五八年）

## 22 米田吉盛『社会科学の方法と諸問題』発刊の辞 \*

（一九五九（昭和三十四）年十月一日）

#### 発刊の辞

創立三十年にあたり往年を回顧するに、本学は社会の活動の中にはあって、今日まで順当な発展の経路を辿ってきたとの感慨を禁じ得ないものである。すなわち昭和三年に発足して以来、十年にして、従来の法経系に工科系三科を増設し、綜合専門学校としての実質を具備することができた。その後、戦中・戦後の波浪を乗り切ること十年にして、昭和二十四年に神奈川大学に移行するに至った。爾來嘗々として大学の内容外觀の整備充実に力を致すことさらに十

年、いまや将来に向って躍進するための基盤を形成し得たが、これとともに本学に負荷された社会的責任の重大さを痛感するものである。

このたび本学創立三十年を記念して、わが商経法学会および人文学会の知能を集めて、ここに記念論文集を刊行することことができたことは、本学の学的発展を示す力強い道標の一つと信ずるものである。本書の刊行を契機として本学に対する江湖の期待に更に応えんことを誓う次第である。

昭和三十四年九月二十日

神奈川大学学長 米田吉盛

(神奈川大学『社会科学の方法と諸問題』、一九五九年)

まだ不惑に達していなかつた。アメリカのキリスト教的社會主義の提唱者であつたライルホールド・ニーバーについてすでに二冊ばかり小著を書いて、多少は知られていた上に、私の出身校である京都大学哲学科の先輩や後輩が先任者としてすでに実績をあげていたおかげもあり、なんの抵抗もなく、むしろ、すらすらと迎え入れられた。

その頃、なにかと気になる人がいた。それが宮川さんだつた。今は大学の規模が大きくなり、新任者が学部のちがう中心的教授を気にすることもないが、当時は全学一家的な風が濃く、なにかしようとするとき、中心的教授につき当つた。当りはいつも強くはなかつた。だが、気になつた。

まず、しようとしたことは全学的な研究会であつた。専門学校が新制大学になつたばかりの頃であつたので、大学全体も、いわんや私の所属している一般教養関係にいたつては、なおさら学問研究の空気が稀薄で、一、三の人を除いては不毛の荒野のごとく感ぜられた。そこで、全学的な研究会(「近代思想研究会」)を提唱してみたら、何人かの

### 23 山本新「宮川さんと学会のことなど」(抄)

〔一九五九(昭和三十四)年〕

私は一九五二年(昭和二七年)に大熊信行さんの紹介で神奈川大学に勤めることになった。二七年前のことである。

先任者の賛同をえた。宮川さんもその一人であった。専門

学校が大学に名称がえしたもの、実質に欠けていることを何人もが痛感していたからであろう。

その上、私が入ったとき同時に十名もの大物教授が入られた。京都大学での私の先生すじに当る方々もおられた。

多くは客員教授であった。待遇が良かつたので、評判になつた。これは、大学になつてから大々的に行われた教授陣拡充の第一歩であり、それ以後、これほどの大量拡充はなかつた。実際に画期的であつた。研究会は、理解ある先任者の先導とこれらの大物教授の理解と支援をうけ、順調に発足し、徐々に学内に学究的空気を醸しだしていつた。

この研究会は一年ほどつづき、一冊の論集『世界危機と現代思想』（理想社）をなんの援助もなしに出版した。寄せ集めのお粗末なものではあつたが、何かやろうとする研究意欲のあらわれであつた。それほど熱心なのなら、一般教養関係の学会を作つてやろうというところまできた。当時の米田学長自身がその気になつた。それまでは、学会といえば、「商経法学会」がただ一つしかなく、われわれ一般教養関係のものはあたかも母屋の庇を借りるような形で、唯

一つの学会の機関誌『商経法論叢』の一巻を年一回だけ部分的に押借させてもらつていた。これはまつたくのお情けであつたから、当然学会に参加するわけでもなく、肩身の狭い思いであつた。

ところが、一般教養関係で新しい学会（「人文学会」）を作ろうというのだ。風当たりが強くなつた。一時期ながら、ある緊張と摩擦が新旧のあいだに起つた。このときから私は急速に宮川さんに近づくようになつた。新勢力が台頭していくと、既成のものは屋台が揺らがされ、脅かされるようを感じ、とりわけ新入りのくせに生意氣だと思うのは、世の常であろう。だが、宮川さんはそのような保身的なだけの旧守派ではなかつた。大学が大きくなり、拡がりの出ることを自然の勢いと感じ、それに抗わず、いわんや敵対的にならず、心おだやかでないこともあつたろうが、ぐつと呑みこみ、既成のリーダー格でありながら、新旧のバランスの役目をみずからに課したのだろう。その抱擁力は宮川さんの身についた、巧まざる資質であつた。この心の広さはそれ以後も何回となく見た。人となりだけでなく、

学問追求の幅が広く、大学がまず学問研究の場でなくしてはならないと念じていたからにちがいない。

旧守派の何人かは以上の緊張のためもあつて大学を去つた。だが、一時期をすぎると、なにごともなかつたように、両学会は協調的関係を保つた。宮川さんとわれわれ人文学会会関係との親しい間柄がその支えとなつていた。

当時、学会と組合だけが教師の自主的な自発的な運営の場であつたので、両学会の協調的な関係、ひいては連係プレーは貴重なものであつた。それは、一朝一夕にしてなつたものではない。この頃、たしか火曜日の夜の二限目の終つたあと、毎週のように大森一二さんを誘い、あとでは原司郎さんをも誘い、宮川さんと六角橋界隈の赤提燈の類いで放言している間に培われたものである。（大森さんはつい先程亡くなられた。）終電間近かまでつづいた。時間の浪費どころか、朝から夜までの重労働による神経の緊張を解きほぐすためではあつた。それ以上に、両学会の意思の疎通が自然に行われ、宮川さんとの人間的な相互理解を生みだすのにも役立つたかと思う。

私は創設されたばかりの学会に力を注いだ。学会はやつと出来たものの、論文の書ける人が僅少だった。機関誌『人文研究』は、はじめの年が一回ではじまり、次の年に二回、三年目で三回出せるようになつてくると、有力執筆者が欠けると、雑誌が出せないので、毎号のように書きつづけた。

教師稼業はたしかに研究論文を書かなくても勤まるだろう。しかし、不断の探究がなければ、学問は生命を失う。研究への情熱が学会活動に具象化されていった。これは両学会いすれについてもいえることである。やがて何人かの学位取得者があらわれたのは当たり前のことである。人文学会の方は学位取得者は十指に近い。

商経法学会と人文学会との連係プレーまた競合はいろいろの面で行われた。なかでも特筆すべきものは、創立三十周年記念論集を両学会で作ったことである。おそらく大学全体が世に問うた最初の出版であった。大学に新しい空気ができていたから可能となつた出版事業であった。下からの盛りあがりでなつたものだから、総力を結集することができ、本学の充実振りを一応示すに足るものであつた。

一九五九年（昭和三四年）刊であった。専門学校からの完全な脱却が実証されたといえよう。人文学会の方はすでにいくつかの論文集を出した経験をもつていたので、ただちに応ずることができた。〔後略〕

（『商経論叢』第一四巻三・四号、一九七九年三月）

経済学科 一五一 一三〇

貿易学科 一六四 一四二

法学科 一四四 一二六

工学部 一四〇 一三三

第二工学部 一三四 一三〇

#### 24 記事「経済を三コース制に 卒業取得単位も増す」

（一九六〇（昭和三十五）年三月二十五日）

〔前略〕  
一、従来の卒業に必要な取得単位数が次のように改正される。

新 旧

法経学部  
経済学科 一五二 一三〇  
法経学部  
貿易学科 一六八 一四六

一、法経学部、第二法経学部の経済学科、貿易学科では一般教育科目の社会系列中、商業学が必修科目として加わり、従つて一般教育科目の単位数は四〇単位となる。

一、また法経学部、第二法経学部経済学科では選択科目によつて経済、商業、経営の各コースに分れ、各自の専攻する科目を重点的に第一選択でえらべるようになる。  
一、法経学部法学科では法律と法経の両コース制をとり、共通必修科目以外にそれぞれのコースの必修と選択科目が配置されている。  
一、経済、貿易学科では一年次に専門科目の必修として新たに産業概論（四単位）が加えられ必修で経済史が一年に繰り上り逆に簿記、民法一部が二年に繰り下げられる。二

年次では経済原論が二科目必修八単位となり経済学科では経営学が二年に配置される。

一、貿易学科では従来選択の経済史、財政学、金融論、海上保険論が必修科目に加えられた。

一、法学科では法律コースは民事訴訟法、刑事訴訟法がともに必修科目となる。

一、工学部及び第二工学部電気工学科では三年になつて一般電気工学と通信、電子工学の両コースに分れるよう学科

目を配置し、電気回路論はさらに二単位を追加し（三年次）六単位となる。

一、工学部機械工学科、電気工学科および第二工学部機械工学科に物理実験（一単位）が二年次に必修として加えられる。

一、第二工学部電気工学科では物理演習（一単位）物理実験（一単位）が必修となる。

以上目立つた点を挙げたが、この外に進級に必要な単位数も引き上げられるので、この学科課程の改正によつて、学力の向上が期待できるとともに、平素の精進が一層望ま

れる。

（『神奈川大学通信』第四六号、一九六〇年三月二十五日）

## 25 各学部における最低履修学科目及び単位数

（一九六〇（昭和三十五）年）

四、各学部における最低履修学科目及び単位数

法経学部、第二法経学部、工学部、第二工学部の学生は一般教育科目、語学、専門科目、体育科目について、それぞれ学則の定める左記の学科目及び単位数を履修取得しなければならない。

### (1) 一般教育科目

一般教育科目については、法経学部及び第二法経学部の経済学科及び貿易学科においては、人文科学系列三科目十二単位以上、社会科学系列四科目十六単位以上、自然科学系列三科目十二単位以上、合計十科目四十単位以上を、法学科においては、人文科学系列三科目十二単位以上、社

会科学系列三科目十二単位以上、自然科学系列三科目十二単位以上、合計九科目三十六単位以上を、工学部及び第二工学部においては、人文科学系列三科目十二単位以上、社会科学系列三科目十二単位以上、社会

単位以上、合計九科目四十単位以上を履修しなければならない。

(2) 外国語

外国語については第一外国語は英語、第二外国語は独語、仏語、西語、中国語、英語に分かれ、第二外国語中各自の選ぶ一科目は貿易学科においては必修であり、他の各科においては選択である。

(3) 専門科目

専門科目については法経学部、第二法経学部においては九十四単位以上を、工学部においては八十六単位以上を、第二工学部においては八十四単位以上を取得しなければならない。この場合各科とも必修科目（別表授業学科目中○印を付す）に注意し、遗漏のないようにすること。

(4) 体育科目

体育科目については、講義二単位（体育理論一単位、体育衛生一単位）実技二単位の合計四単位を取得しなければならない。

(5) 教職科目

以上の外卒業後教員の資格を得ようとすることは教職課程を履修しなければならない。（詳細は後出教職課程の説明の項参照）

(6) 以上を表示すれば次の通りである。

（神奈川大学所蔵『学生のしおり—昭和35年度』、一九六〇年）

電気工学科	機械工学科	第二工学部	応用化学科	工業経営学科	電気工学科	機械工学科	工学部	法学科	貿易学科	経済学科	第二法経学部	法学科	貿易学科	経済学科	法経学部			
																科目数	人文	一般教育科目
3	3		3	3	3	3		3	3	3		3	3	3		科目数	人文	一般教育科目
12	12		12	12	12	12		12	12	12		12	12	12		単位数		
3	3		3	3	3	3		3	4	4		3	4	4		科目数	社会	一般教育科目
12	12		12	12	12	12		12	16	16		12	16	16		単位数		
3	3		3	3	3	3		3	3	3		3	3	3		科目数	自然	一般教育科目
16	16		16	16	16	16		12	12	12		12	12	12		単位数		
9	9		9	9	9	9		9	10	10		9	10	10		科目数	計	
40	40		40	40	40	40		36	40	40		36	40	40		単位数		
10	10		10	10	10	10		10	18	14		10	18	14		必修	第一外国語	外国語
4	4		4	4	4	4		4	4	4		4	6	4		選択		
									8				12			必修	第二外国語	外国語
8	8		8	8	8	8		8	4	8		8	4	8		選択		
10	10		10	10	10	10		10	26	14		10	30	14			計	
68	70		64	72	69	72		60	84	56		60	84	56		単位数	必修	
12	10		22	14	17	14		34	10	26		34	10	26		単位数	第選	専門
										12				12		単位数	第二	
80	80		86	86	86	86		94	94	94		94	94	94			計	
2	2		2	2	2	2		2	2	2		2	2	2		単位数	講義	体育
2	2		2	2	2	2		2	2	2		2	2	2		単位数	実技	
134	134		140	140	140	140		144	164	152		144	168	152			合計	

## 26 記事「新鋭電子計算機も 工学部研究施設の概要」

(一九六二(昭和三十七)年十二月二十五日)

工学部実験研究室新館が竣工し、旧館の新装も完成したことは、前号の大学通信に紹介した。工学部の実験研究施設は新館の工事に着手する以前から、すでに着々拡充しつつあつたが、新館落成を期とし、今年度以後さらに施設の飛躍的充実を行なうことが計画されている。以下最近設備された装置、施設の内主な装置、施設について紹介したい。

高能率・高精度

電子計算機 工学部研究施設としてデイジタル電子計算機は現在欠くことのできない存在となつてゐるが、何分きわめて高価なため、必ずしもどの大学も保有するという現状とはなつていない。本学では、昨年度初めより電気工学科が主体となり、比較的安価で、しかも性能においては決して既存の計算機に劣らないデジタル計算機の製作計画を開始した。以後、富士通信機製造株式会社の援助を受け、着々と進行し、本年十一月富士通信機の正式製

品FACOM二三一電子計算機システムとして、市販されることになった。本学に施設されている電子計算機はその第一号機である。本計算機は任意に桁を指定できる、二進法と十進法ものどちらも扱かえる、論理演算が行えるなど、他の小形計算機には無い数々の特徴を備えている。現在施設されている部分はFACOM二三一システムの基本部(Aシステム)のみで、小規模な科学計算と事務データ処理を行なうことができ小面積で高能率高精度なシステムとなつてゐる。将来、全システムを装備すれば、記憶容量一万語、ラインプリンタおよびパンチカードの使用也可能となり、大形電子計算機に劣らぬ機能を備えた計算機システムが完成する予定である(写真参照)。ルーチンライブラリとして連立方程式、線形計画、行列式、逆行列、一般代数方程式、多項式、微分方程式、統計計算などを備え、工学部関係の諸種の科学計算のほか、経済関係の研究にも活用することになる。

アンテナ鉄塔 工学部新館の屋上からさらに二十米の高さで聳える鉄塔は新館に一段の偉容を備えるに役立つてい

る。宇田八木空中線の発明者、本学宇田教授の研究室において、今後さらに積極的に空中線の研究を推進するためには、この鉄塔が大いに利用されることになる。すでに塔上に幾本かのアンテナが設置され、UHF（極超短波）伝播の研究が開始されている。

つぎに機械工学科関係の主な新施設を紹介しよう。

#### 正野崎教授の考案

**研削油試験機** 研削はきわめて高速な加工であり、それに伴なう摩擦作用のため熱が発生する。この研削熱は研削能率、加工面の精度を害し、また焼き付きによる目づまりの原因となる。研削油はこのような熱の発生を減少させ、研削加工を円滑に行なわせるのに重要な役割を果たしている。したがつて研削油の特性は加工に大きな影響を持つているが、本試験機は機械工学科正野崎教授の考案になるもので、砥石、被加工材質の種類、加工条件に応じて油剤の適性な選択を行なうための試験機である。砥石と加工材の接触摩擦係数等を測定でき、また研削面積を大きくして油剤の潤滑性および浸透性の差異を明白に検出する工夫が施

されている。

**油圧バルブ試験装置** 近年油圧技術は航空機、船舶、自動車、工作機械等に広範囲に利用されている。本装置は油圧ポンプの性能試験、油圧伝動装置の性能試験を行なうもので、現在本試験装置によつて米国デニソン社の油圧ポンプの性能試験などを行なつてている。

**油圧バルブ試験装置** 油圧回路に用いられる流量制御弁、圧力制御弁等の静および動特性を調べる装置である。本装置は、最高圧 $140\text{ kg/cm}^2$ まで試験でき、現スプールバルブの動特性試験およびサーボバルブの試験を行なつてている。

応用化学科はまだ創設日が浅いにかかわらず、着々施設の整備が行なわれ、充実した内容となつてている。その主な装置を紹介しよう。

#### 近く電子顕微鏡も

**ガスクロマトグラフ** この数年急激に発展した新しい分析機器の一つであつて、ガスを充填物中に通し、充填物への吸着の差によつてガス成分を分離するものである。測定

時間も短かく、石油関係などで従来困難であった分離分析を容易に行なうことができる。現在島津製、柳本製の二台が設備されている。

**ポーラログラフ** 水銀滴下電極を陰極とし、表面積の大きな静止水銀陽極との間に次第に電圧を増加させ、電解による電流、電圧回線をつくり、曲線の解析より分析を行なう装置である。無機、有機物の定性、定量分析に広く利用される。

その他光電比色計、高周波測定装置、赤外線分光光度計、X線分析装置、微量元素定量分析装置など豊富な設備を有している。なお工学部共通施設として、近く電子顕微鏡も設備されることになった。

最後に工業経営学科の設備を紹介しよう。

**デルテン（作業時間自動記録機）** 作業機械に取付ければ、自動的に稼動・停止が発生時刻別に区分されて、一100分の精度で自動記録される新しい作業測定機である。在来のストップウォッチ法では、不可能とされていた終日を連続する観測記録法が容易に行われる。従つて、この経過

時間記録を分析すれば、妥当なる標準時間および余裕率が統計的に信憑性をもつて完成される。

流れ作業用ベルト・コンベアーコンベアには、その用途により、例えば、搬送用、作業台兼仕事の押出機械として用いられるが、本学での用途はもっぱら後者の目的に用い、作業速度の他律方式化の有力な作業管理具として用いるもので、減速装置をもつ、連続可逆式と三段变速の断続式との二本が設備された。

その他、テトラクティス会計加算機、フリツカーペット測定機等々が設備された。

（『神奈川大学通信』第六〇号、一九六二年十一月二十五日）

## 27 記事「学生の研究論文『かながわ論叢』1号を発刊」

（一九六三（昭和三十八）年三月二十五日）

商経法学会では、このほど、学生会員の研究論文をまとめた「かながわ論叢」第一号を発刊した。内容つぎの通り。

「海上保険における因果関係の考察」

岡本靖史

「戦後西ドイツにおける資本市場の性格」

笹崎良吉

「事業部制」

相馬剛幸

この位なら自分にも書ける——と諸君も思うであろう。そう思つてもらいたい。そして、どしどし研究し、どしどし発表してもらいたい。

「ケインズ派経済学における総供給函数の研究」共同研究  
小原健志、高橋洋保、谷川修、中村忍、山崎浩義  
古沢常任委員長の話

学生自身の書いた論文を印刷して、学生諸君の研究を発表し、おたがいに議論や研鑽をしよう——こういう目的をもつてこの「かながわ論叢」は発刊された。

次号には、もっと面白く、もっと独創的な、もっと変化にとんだ論文をのせられるよう、学生諸君の積極的な協力を期待したい。

(『神奈川大学通信』第六一号、一九六三年三月二一十五日)

大学は学生にとって学問を学ぶ場所であると共に、学生自身が自ら研究し、創造する場所である。このために、ゼミナールや研究部がある。しかし、それを仲間の全学生に発表する機関誌がなかつた。この間隙をうめるためにこの論叢が発行されることとなつた。

ここに載せられた論文は、手もとに集められた学生諸君の論文のうち、比較的によくできたものではあるが、最高のものではない。いろいろの欠点や間違いがあるだろう。だが、それはむしろ編集者のねらつてているところである。

28 記事「人文学研究所設立さる 国際文化を研究 所長に草薙正夫教授」

(一九六三(昭和三十八)年十二月二一十五日)

本学では、かねて大学付属の人文学研究所を開設するため、草薙、須藤、信太、山本(新)、福田、飯田、妹尾の

七教授が準備委員として設立準備に当たっていたが、左の

役員を決定、十二月十日から正式に発足した。

## 29 記事「高原や海浜にひらく 夏季合宿ゼミの計画」

(一九六三(昭和三十八)年七月二十五日)

海外文化の交流の門戸である横浜市における本学の立地条件にかんがみ、国際文化の研究、あるいは比較文化の研究に本研究所の活動が期待される。

### ◇所長＝草薙正夫

◇常任委員＝信太正三、長井和雄、山本新、山田操、須藤兼吉、飯田耕作、福田実、中村駿夫、妹尾幹、相原幸一

草薙正夫所長談 文学部のない本大学において人文学研究所が設立されたことは、おそらく他の大学に例を見ないことであるが、これは米田学長が本学の将来に対して抱いている遠大な構想の一端のあらわれともいべきものであり従つて本学の歴史にとつて重大な発展的意義を有するものであろう。

今夏の合宿ゼミの計画はどうであろうか。高原に、山村に、海辺に、それぞれ計画が練られているが、以下はそのプラン。

【山口ゼミ】八月二十八日から一週間、和歌山県磯の浦で、参加人員三年二十名。

【古沢ゼミ】九月一日から同六日まで、長野県大町郊外新行で、参加人員三、四年二十名。

【岡野ゼミ】八月二十四日から同二十九日まで、長野県

北安曇郡白馬村南神城マルナカ旅館、参加人員三年二十名。

【内山ゼミ】九月五日から同八日まで、鎌倉雲頂庵、参

加人員三年十七名。

【須藤ゼミ】七月五日から八日まで、山中湖畔。

【草薙ゼミ】七月二十六日から八月一日まで、長野県信濃町野尻湖畔、野尻湖ハウス、参加人員三年十一名。

【山本ゼミ】九月五日から同九日まで、小海線野辺山、

野辺山荘、参加人員は昼夜三・四年約五十名。

【信太ゼミ】九月六日から同八日まで、湯河原、参加人員十五名。

教職員および学生の研修のために、横須賀市野比海岸に建設中の野比研修所が、このほど完工、合宿ゼミやクラス会に利用されることが期待されている。

交通は横浜駅から京浜急行で約一時間、野比駅で下車、または国鉄久里浜駅からバスで終点野比下車、海岸に沿つて平坦なアスファルト道路を十数分歩けば右側に二階建てのしようしやな建物が見える。敷地は約七百坪、十畳八室、

七畳半一室、教職員専用室十畳一室、ほかに会議室兼食堂、浴場、事務室等からなり窓からは芝生を通して眼下に海が

ひろがる。会議室は広く、大きな黒板、掲示板等が設置され、照明も工夫されてすべてがデラックスな感じである。宿泊

も日帰りもでき、収容定員は五十二名。

(『神奈川大学報』第六三号、一九六三年七月二十五日)

午前十時まで—四五〇円、(B)同(三食付)午後三時より翌日

30 記事「野比海岸に研修所完成 合宿ゼミ等に最適 デ

ラックスな造り 五十二名を収容」

(一九六四(昭和三十九)年十一月一日)

日午後二時まで—五八〇円、(C)昼間のみ使用（昼食付）午前十時より午後二時三十分—二五〇円、宿泊は原則として一泊とする。ただし事情により二泊することができる。自己炊はできない。

申込方法は、使用五日前までに総務課で所定用紙をもらい、記入のうえ、同行される教員の認印を得て、所定の料金を会計課へ納入して総務課から使用許可証を得ればよい。使用許可証は研修所で必ず管理人に提出すること。

研修所での飲酒はできないし、掲示してある諸事項を守つて規律のある生活をしてほしいと係は希望している。

（『神奈川大学報』第六九号、一九六四年十一月一日）

離、「神奈川大学法学会」「神奈川大学経済学会」という新しい名称をもつて、それぞれ発足することになった。  
これで本学には「神奈川大学人文学会」とあわせて、三つの学会ができ、学問的協同と交流が期待されることになつた。

法学会常任委員＝尾後貫荘太郎（委員長）、岩崎二郎、

浦田一晴、東寿太郎

経済学会常任委員＝大泉行雄（委員長）、岡野鑑記、内

山力、小野旭、馬場宏二

なお、学会活動その他は、次号詳細に紹介する。

（『神奈川大学報』第七二号、一九六五年六月二十一日）

### 31 記事「二学会発足する 法学会・経済学会に独立」

（一九六五（昭和四十）年六月二十一日）

### 32 記事「学生ホールを開設 近く旧図書館を転用して」

（一九五八（昭和三十三）年六月十二日）

本年四月一日より、法経学部が改組して法学部、経済学部に分離独立したのに呼応して、商経法学会も発展的に分

新図書館完成に伴う旧図書館の利用については、かねて研究中のところ、このほど本館を学生ホールに転用するこ

とに決定した。

整備の出来次第、使えること、なるが、学生の部活動のセンターとして便益が多い。

(『神奈川大学通信』第三七号、一九五八年六月十二日)

一、総会は毎年六月に開催する。

但し、緊急の場合には、委員長又は常任委員の三分の一、又はゼミナール代表委員の過半数の決議よりこれを招集する。

### 33 ゼミナール連合会々則

(一九五八(昭和三十三)年十一月十四日)

- 一、総会は毎年六月に開催する。
- 二、定期的に大会を開く事(研究発表会、研究討論会等)
- 三、年一回、機関誌を発刊する事。
- 四、学内及び学外の先生を招いて、講演会を開催する事。
- 五、「商経法学会」「人文学会」「経済貿易研究所」及び他大学のゼミナール連合会等との連絡を密にして、其の有機的運営を図ること。
- 六、会員相互の親睦を図る為、ゼミナール対抗のスポーツ其の他を行う事。
- 七、其の他、本会の目的を達成する為に、必要と認めることを行う事。

#### ゼミナール連合会々則

#### 第一章 名称

第一条 本会は神奈川大学ゼミナール連合会と称する。

第二条 本会の本部を に置く。

#### 第二章 目的

第三条 本会は、各ゼミナールの主体性を保持し、純粹な

学問的立場に立脚し、会員相互の知識を向上せしめ、

認める事を行う事。

□□□□□□□□□□□□□□□□とを、目的とする。

#### 第三章 会員

第四条 本会は、右の目的を達成する為に次のことを行う。

第五条 本会は、次の会員をもつて組織する。

一、普通会員 各ゼミナール所属の学生。

二、特別会員 本学ゼミナール卒業生にして、本

会に入会を希望する者。

#### 第四章 役員

第六条 本会の事務を処理する為、次の役員を置く。

一、ゼミナール代表委員 各ゼミナールより二名

選出する。

但し、議決権は、一ゼミ一票とする。

二、常任委員 ゼミナール代表委員の中から、十五名互選する。

但し、法学、人文関係から各三名、経済貿易  
関係から九名を選出の事。

三、委員長一名、副委員長一名、会計二名、書記

二名、涉外三名を常任委員から互選する事。

四、顧問、ゼミナール担当教授がこれに任ずる。

五、常任委員の任期は一ヶ年とし、改選は、毎年

六月末とする事。

第七条 会員の、会費は次の通りとする。

一、普通会員 会員一人当たり年額五十円とする。

二、特別会員 会員一人当たり年額百円以上とする。

#### 第八条

一、会計監査は、会計監査委員を、常任委員以外のゼミナール代表委員の中から総会に於いて二名選出しこれに□□□□□

二、決算報告は、総会に於いて行い、承認を得る事。

第九条 本会々則の改正は代表委員の三分の一以上の決議によるものとする。

#### 付則

本会則は昭和三十三年十一月十四日より施行する。

(神奈川大学所蔵『昭和三十四年度会議録』、一九五九年)

#### 第五章 会費

### 34 神奈川大学ゼミナール連合会34年度白書

(1959(昭和34)年11月4日)

#### 一、 本会概略

本学ゼミナール連合会は法経学部において開講されてい、45のゼミナールでもって構成され、各ゼミナールの主体性を保持しながら、横のつながりを親密にすることにより、各ゼミナリストの知的向上をはかる目的のもとに、ゼミナール研究発表会、講演会、ゼミナール対抗ソフトボール大会、機関紙発表等を年間行事とし、又一方日本学生経済ゼミナールの加盟校として対外的な活動も行っている。

本年度の役員は委員長・板橋一郎(山本ゼミ)、副委員長・池田靖一(堀ゼミ)、書記・原亨(大熊ゼミ)、同・宮内融(山口ゼミ)、会計・南條宏(薬師寺ゼミ)、同・三原克己(大原ゼミ)、涉外・太田正雄(岡野ゼミ)その他数名の常任委員で運営されている。

#### 二、 本年度活動報告

①第一回ゼミナール研究発表会  
 去る6月6日、13日の両日にわたって、各ゼミナールの交流と、研究意欲の一層の盛り上りを目指して、本学では初めての研究発表会が開かれた。宇佐美委員長の挨拶と原教授の挨拶にはじまり、経済系では、中西ゼミの「マーケッティング・リサーチ」、不破ゼミの「マーケッティング」、原ゼミの「独占度変質と景気循環」、宮川ゼミの「ヒックス・景気循環論」の4ゼミが、人文系では、山本ゼミの「インテリゲンチア論」、信太ゼミの「人間性について」、草薙ゼミの「現代の実存主義的態度」、長井ゼミの「教育行政機関」等が発表された。しかし、この発表会が半年前から計画され、前もって、小山・山本両先生の御意見を聞いた上、当日も原・山本両教授の挨拶は勿論各担当教授の応援があったにもかゝわらず、その会に参加した学生数は必ずしも満足出来るものではなく、本学の学問研究の低調さを示していた。

#### ②ゼミナール対抗ソフトボール大会(続行中)

各ゼミナールの親睦をかねたゼミ対抗ソフトボール大会は32のゼミナールの参加を得て、グランド不足や、悪い天候にわざわざながらも、試合数の2/3を消化、実力あ

るゼミ同志の熱い入った試合が行なわれ、親睦の目的もある程度達成されているようである。

その他、11月9日の体育祭では、ゼミ対抗の600メートルリレーが行なわれ、ゼミ担当教授にアンカーをお願いしてゼミナールの親睦をかねることになっている。

### ③第六回日本学生経済ゼミナール参加

来る11月21日から3日間東北大学で行なわれる第六回日本学生経済ゼミナール大会に本学より「経済哲学部門」に大熊ゼミの中田君が、「社会思想史部門」に山本ゼミの落合・板橋兩君がそれぞれゼミの代表者として仙台におもむくことに決まったが、この3名の応援並びに自由聴講の為15名前後がこの大会に参加する予定である。

### ④講演会開催

年間予算の規模から考えて、独自の講演会を持つことは出来ないが、本年度の予定として11月中旬に正木ゼミナール主催の講演会（講師未定）及び山本ゼミナールの主催で11月24日に評論家・加藤周一氏を呼んで「日本のインテリゲンチアについて」の講演会を開く事になっているので、本

会はこれ等を後援して各ゼミナリストの参加を要望したいと思っている。

その他11月14日法経学部会主催・ゼミナール連合会後援でもって「憲法と現行天皇制」についての学内法律討論会を開くことになっている。

### ⑤第二回ゼミナール研究発表会（予定）

来年の1月20日前後に4年生の卒論を中心とした研究発表会を開く予定。

### ⑥機関誌発行（予定）

研究発表会の中から秀れた論文を選んで数篇収録したものを中心に、ゼミナールの現状・実体を内・外から論じて各ゼミナールの奮起と向上をはかる機関誌を発行したいと思っている。

## 三、反省

本会は、法科・経済科・貿易科の三科によって構成されている上、各々専攻する学問の性質が異なる為、各人の考え方なり、立場がくいちがい、役員の結束は必ずしも固いものとは云いがたい。又本会専用の部屋が与えられない為に、

一、二の者の独断で仕事を進めなければならない事も度々生ずる。又ゼミナールに対する意識希薄な学生が多い為か、ゼミの代表者を本会に送らないゼミが多く、従って本会の活動が疎外せられているのが現状であり、本学の無気力、不活発性をそのまま表している様に思われる。

以上

昭和34年11月4日

文責ゼミナール連合会委員長

板橋一郎

(神奈川大学所蔵『昭和三十四年度会議録』、1959年)

四月新学年より学生部所管のむとに学生相談室を開設する。但し現在本部建物新築中であり、早速は適当の専用の相談室がないので週間毎の相談のスケデュールを組んで、担当教授と場所とを掲示する方法による。定められた時間に行けば相談の機会が得られるにつき、積極的に活用されたい。

新制大学は研学の道と共に、人間形成の目標を大きく掲げて出発した。その為に端的にはガイダンス教授による学修指導生活補導の方法がとられているが、種々雑多な問題をもつ多数の学生の」とではあり、相談の機会は出来るだけ多く用意するのが望ましいので「云わばおそまわながら」との実現に及んだ次第である。学生は学修・読書・交友・家庭・健康・経済生活上の問題等その内容の如何を問わず、フランクな態度で相談をもち出していただきたい。個人的問題については勿論秘密を守るし、誠実な態度であるなら学生としてどんな問題でも別に恥ずかしき」とでは

### 35 記事「学生相談室を開設 新学期から」

(一九五九(昭和三十四)年三月一十五日)

ない筈だ。但し相談を受けた教授としても課題によつては

キツパリとした結論を出したり、適切な指示を与えること

は出来ない場合も多いかも知れない。それはそれで止むを

得ないので、只常に大切なことは学生が何でも打ち割つて

相談する先があり、又実際に相談するということである筈

だ。たとえ解決困難な問題でも相談をもちかけて教授と一緒に

緒に考えたということは必ず何等かの意義があるに違ひ

ない。学生部としては快刀乱麻学生諸君の悩みを解消する

等の自信は勿論ないが常に共に考え出来るだけ適切なアド

バイスを与えるという人間的誠意を用意して、この相談室の開設を試みるわけである。

特に戦後社会は極めて複雑な或いは怪奇にすら感ぜざるを得ない様相を呈しており、社会は過渡期的様相をもつて大きく変化しつつある現代、感受性に富む青年が精神的に不安動搖を覚えるのは、或いはごく当たり前かも知れぬ。学生部は力足らないままにもこの青年の精神的悩みに直接触れてゆくわけである。それでも学生諸君が卒直な心持で積極的に相談をもちかけてくれることからすべてが発足

する。具体的なことは新学期早々の掲示によつてみられたい。

（『神奈川大学通信』第四一号、一九五九年三月二十五日）

### 36 記事「本学学生生活についての調査」（抄）

（一九六〇（昭和三十五）年十月二一十五日）

本学学生の生活意識がどのような構造をもつてゐるかという問題は、関係者のすべてが関心を寄せてゐる事柄であろう。現実の社会過程が、学生諸君の生活意識に鋭敏に反映されることは確かであるけれども、人間の意識は社会過程をそのまま反映するものではなくて、一方では、人間が社会的状況を認識し、意味づけ、価値づけることによつて形成していく。人間は、ほぼ十七才ごろから、個人的な生活実験がはじまるといわれそれ以前には、環境による無意識的な影響が意識の底層を形成し、少年期の教訓内容は自明なものという性格を帶びながら表層を成すのである。十七才ごろから後になると、生活の諸問題が反省的に肯定

あるいは否定されて意識の表層に定着される。社会的・精神的过程の変動が急激であるときには、反省的整理によつて意識の表層に同化し切れないこともあれば、急に底層と結合することもあるであろう。

学生部では、大学通信第四七号で予告し学生諸君の協力ををお願いしておいたとおり、六月九日から十四日にかけて、「学生生活についての調査」を実施した。五つの附表は、一年次四四一名、二年次一九二名、計六三三名の諸君に無記名で

回答してもらつたものの集計である。参考として、学生相談所（所長矢内原忠雄氏）が三三年十二月から三四年一月にかけて行つた全国調査の結果をつけ加えてある。全国調査も対象学生は一二年次生が主であり、標本抽出を比較厳密に行つた六〇〇名分の集計である。本学の調査も集計能力があれば、各学部、各学年にわたつて実施し、学部別や学年別の差異を明らかにして、もつと興味深い結果が得られたと思う。

この調査は、学生生活に關係の深い単語つまり疲労、睡眠、意志薄弱、家庭のふんいき、講義、クラス等一二九の項目を並べたものについて学生諸君が問題であるとか、不安である

と感じる項目に○印を次々につけてもらい、更にもう一度読みかえして、○印のうちで特に強く問題性をもつ項目に○印をつけてもらつたものである。これは一種の言語反応であるから、各項目に対する問題意識の強さは○と○とで深さが区別されている程度で問題の具体的方向とか質的内容は明らかにされていない。また「不安の調査」で意志の否定的な側面が主になつていることも断つておかなければならぬ。

### 〔中略〕

以上の分析を纏めて、一応次のような結論を引き出せると思う。

①実感的に政治や社会の問題に相当に強い感受性をもつてゐるとともに、それを理論的に意欲的に整理して意識の表層に定着していく期待がもてるであろう。②本学学生は将来の外的要因に対して可成り強い関心と不安をもつてゐる。③同性あるいは異性とか教師に対する人間的接触を求めて、人間的關係による人生の意味充実を願つてゐる。④一般的な教養に対する関心がやや低く、読書の強烈さがいま少し望まれるが、共通な問題意識を中心に、その問題に

ついて基本的に重要な文献の共同研究などによつて、全人的な成長と新しい支持の獲得が期待される。

第1表 領域別反応率

	○				◎			
	本学	順位	全国	順位	本学	順位	全国	順位
身 体	11.5	10	(13.5)	(8)	1.9	9	(□.4)	(8)
自己人生	16.2	6	(18.0)	(6)	3.0	6	(3.2)	(4)
家庭	11.7	9	(4.8)	(7)	2.6	7	(2.6)	(7)
人間関係	21.2	3	(25.0)	(2)	4.5	2	(5.4)	(2)
教養	16.2	6	(23.3)	(4)	1.9	9	(2.9)	(5)
経済	16.9	5	(13.0)	(9)	3.9	5	(2.3)	(9)
修学	24.4	2	(23.3)	(3)	4.4	3	(3.9)	(3)
将来	24.8	1	(26.2)	(1)	7.1	1	(8.5)	(1)
学園	14.8	8	(10.8)	(10)	2.6	7	(1.4)	(10)
社会	21.1	4	(20.0)	(5)	4.1	4	(2.7)	(6)

（数値は  $\frac{\text{各領域の○印又は} \odot \text{印反応数}}{\text{各領域の項目数} \times \text{被調査者総数} 633} \times 100$  という式による）

第2表 多数反応項目一覧表（○印反応）

神奈川大学					全 国				
順位	項 目	実数	領 域		順位	項 目	実数	領 域	
1	政 治	331	社 会		1	就 職	277	将 来	
2	就 職	301	将 来	來	2	卒業後の進路	271	將 將	
3	学 生 運 動	265	社 会	來	3	人生の目標、意義	244	自 己 人 生	
4	卒業後の進路	263	将 来	來	4	政 治	238	社 會 人 間 関 係	
5	語 学	60	修 学	學 會	5	人とのつきあい	234	人 間 関 係	
6	国 際 情 勢	241	社 會	來	6	将来の見通し	231	將 来	
7	將 来 の 見 通 し	231	將	來	7	戦 爭、原 水 爆 撃	227	社 會	
8	勉 強 法	229	修 学	學 會	8	劣 等	224	自 己 人 間 関 係	
9	大 学 の 施 設	226	学 園		9	社 交	221	人 間 関 係	
10	人とのつきあい	220	人 間 関 係		10	恋 愛	220	人 間 関 係	
11	異 性 の 友 人	214	人 間 関 係		11	決 断	213	自 己 学 校	
12	戦 爭、原 水 爆 撃	213	社 會	來	12	語 表	208	修 学	
13	試 験	210	修 学	學 會	13	現 行	200	自 学	
14	社 性	209	修 学	己 学	14	実 力	198	修 学	
15	口 ベ た タ	206	自 修	己 学	15	社会の不正、不義	191	自 修	
16	表 現 力	203	修 学	己 学	16	友 情	188	修 学	
17	基 礎 学 力	98	修 学	己 学	17	異 性 の 友 人	186	修 学	
18	アルバイト	194	經 済	己 学	18	教 試	184	修 学	
19	決 断 力	193	自 修	己 学	19	讀	181	修 学	
20	実 行 力	193	自 修	己 学					
21	人生の意義、目標	192	自 修	己 学					
22	記 憶 力	191	修 学						

第3表 多数反応項目一覧表(◎印反応)

神奈川大学					全 国				
順位	項目	実数	領域		順位	項目	実数	領域	
1	就職	112	将来	来会	1	就業	130	将来	来会
2	政治	110	将社	來學	2	卒業後の進路	93	將將	來來
3	卒業後の進路	75	將修	來學	3	人生の目標、意義	81	自己	人生
4	語学	71	修社	濟園	4	恋愛等	66	人間関係	己來
5	学生運動	71	社經	濟園	5	将来の見通し	65	自將	來人間關係
6	学費	62	經學	人間	6	異性の友人とのつきあい	52	人間關係	人間關係
7	大学の施設	62	学人間	關係	7	結婚	49	人間關係	人間關係
8	異性の友人	60	将来	來會	8	政治	46	人社	會來
9	将来の見通し	58	自社	己會	9	転学、転科	45	將人間	關係關係
10	口べ	54	自修	己學	10	交友	44	修修	學學
11	国際情勢	52	社教	關係	11	才語	43	修人教	關係關係
12	実行力	51	教	關係	12	実試	42	修自修	關係關係
13	人とのつきあい	51	自人間	關係	13	勉強	40	修修	關係關係
14	試験	51	修社	關係	14	性養力	39	人教	養己
15	戦争、原爆	20	自	關係	15	交行	37	修自修	學學
16	劣等	49	人間	關係	16	実驗	36	修修	關係關係
17	恋愛	48	關係	關係	17	勉強	33	修修	關係關係
18	異性	48	人間	關係	18	アルバイトと学業	32	修修	關係關係
19	アルバイトと学業	47	経済	關係	19	戦争、原爆	31	修修	關係關係
20	人生の目標、意義	46	自	關係	20	決断	30	修修	關係關係
21	勉強法	46	修	學	21	基礎	30	修修	關係關係
22	基礎学力	46	修	學	22	基	30	修修	關係關係

第4表 少数反応項目一覧表(○印反応)

神奈川大学				全 国			
順位	項目	実数	領域	順位	項目	実数	領域
1	結核	19	身體	1	事務職員	12	學園
2	自殺	23	自己	2	規則、手続	17	學園
3	主体性	27	自己	3	學寮	24	經濟
4	親類	24	家庭	4	クラス	24	學園
5	遺伝	30	身體	5	親類	27	家庭
6	悪癖	31	自己	6	疾病	30	身體
7	疾病	32	身體	7	自杀	30	自己
8	神経症	34	身體	8	悪癖	30	自己
9	財産	34	家庭	9	死の不安	34	自己
10	美術	38	教養	10	結核	32	身體

第5表 少数反応項目一覧表(◎印反応)

神奈川大学					全国				
順位	項目	実数	領域		順位	項目	実数	領域	
1	頭痛	0	体		1	スラ	0	園	
2	結核	0	體		2	規則、	0	園	
2	悪美	0	己		4	頭親	1	體	
4	教育の	3	養会		4	事務	1	園	
4	主制	3	己		4	先輩	1	庭	
6	親死	4	庭		7	学生	2	園	
6	の経	4	己		7	財浪	2	已	
9	神容	5	体		9	浪費	3	園	
9	指住	5	間人		9	学生	3	庭	
9	修学	5	自身		9	園	3	濟	
9	ク	5	身人		9	園	3	學	
9	規則、	5	修學		9	会社	3	家	
9	イデオロギー	5	社会					経	

(『神奈川大学通信』第四九号、一九六〇年十月二十五日)

### 37 記事「母と子の往復書簡 審にはいつて」

(一九六三(昭和三十八)年七月一日)

子から母へ

お母さん、横浜に無事着いての第一便です。関門トンネルを越えて感じたさびしさと、未知の土地での大学生活に対する不安は、寮にはいつて幾分かうすらぎました。今は明日からの新しい生活へ期待でいっぱい、というところ。

日頃から一人っ子として、わがままほうだいだった僕にとって、よい意味で試練になると思います。母さんは僕がこちらに来るのに反対でしたが、父さんの“可愛い子には旅をさせろ”的なアドバイスに従つて、つくづくよかったです。と今思つて いるところです。

僕は母さんたちの期待にそむくことのないよう、りつぱな大学生になります。社会に出ても恥かしくない人格だけは、この大学でつくつてみせます。

その点この大学は、勉学はもちろんとして“人格形成”をモットーとしていますので、僕らにとつて願つてもない

ことです。

僕の寮についておしらせしますと、部屋はA寮の三階で、運よく寮生活をリードしていく地位にある残寮生と一緒になりました。寮の環境はよく、市内の静閑とした住宅街にあります。宮面ヶ丘といつて、横浜の港と晴れた日には

富士山が見える、丘の上の住宅街です。勉強ができる点では申し分ありませんが、ちょっと欲をいえば、食事がまずいということです。

それからこの寮はとても言葉づかいが厳格です。『なまりは国の手紙』といって、僕など知らず知らずのうちに、お国なまりがでてきますが、そのうちになれるでしょう。そして『あの一年間の寮生活は大変勉強になつた』と思うようになるでしょう。

またこの寮はいろいろの団体行事、ソフトボール大会とか、バス旅行とかがあって、寮生の楽しみになつていてるそうです。僕も楽しめます。

これくらいでおしまいにしておきます。第二便をすぐ書きたいと思います。先輩たちがよく話すのですが、親元を

離れている寮生にとって、なんといっても手紙の来るのが、いちばんの楽しみだそうです。僕もここについた時から母さんの手紙を待つ気持ちになつてしましました。

では、父さんによろしく。

母から子へ

武久、きょう、手紙が届きました。あなたが無事横浜に着いたのを知り、ほっと胸をなでおろしました。やはり手紙がくるまでは、なにごともなく着いたかしら、新しい生

活に早くなれるかしらと、そればかりが心配でした。一時はあなたを横浜に出した父さんを、恨んだりもしましたよ。

でも、あなたの手紙を手にしてそんな心配も恨みも消えてしましました。お母さんにとつて、あなたが元気いっふい張りきつている様子を目に浮かべるのが、いちばんうれしいのです。いちばん武久らしいんですもの。

ただ今度はうれしいのか、さびしいのか、わからない気持ちになりましたよ。子供だ、子供だと思つてゐるうちに、遠く離れた新しい生活に、喜んで飛びこんでいくほど、お

となになつていたのですから。

父さんは、あなたの手紙を読んで、大変喜んでいました。  
これで武久もおとなになれるつて。

寮はなかなか厳格だそうですがそれも人生経験上たいせつなことですので、勉強のうちと思つて、しっかりとがんばつ

てください。会長さんのいうことはよく聞いて、迷惑をかけないようにね。兄弟のない家庭で育ったあなたのことですから、団体生活になれるまで大変でしうがやりとげる

ことを祈っています。でも、武久、あなたその陽気な性格だけは失わない様に、寮生活を有意義に楽しく過してください。

新しい住いは、とても環境のよい所にある由、よかつた

ですね。横浜港が見渡せ、晴れた日には富士山がよく見える丘つて、それはすばらしいことでしょう。お母さんも一度は行つてみたいと思っています。

ではお元気で、同室の方によろしく、お手紙をお待ちしております。

追伸、食事がまざいとか、そのうちになれるとは思いま

すが、時にはあなたの好きなトンカツでもフンパツしなさいね。夏休みになつて戻つてきましたら、お母さんがいろいろ作つてあげます。すると今度は、お母さんの料理はずいや、なんていうことになるのではないかしら。

（『神奈川大学報』第六二号、一九六三年七月一日）

### 38 記事「父と子の往復書簡 大学生生活二ヶ月たつて」

（一九六五（昭和四十）年六月二十一日）

娘より父へ

若葉の季節となりました。初夏の装いも新たに今日このごろですが、おとうさんお元気ですか。何か、この前のお手紙によりますと風邪ぎみとのこと、お体にはくれぐれも気をつけて下さい。

さて、月日の経つのは早いもので、わたしがこちらに来てから、約二ヶ月になります。一番心配だった寮の自炊生

活もなんとかうまくやっていますからご安心下さい。寮のお友達どうして「野菜が高くてこまるわねえ」などと言いうとき、いつの間にか世帯じみてしまつた自分に気がついて、おかしくなるときがあります。でもやっぱり女の子だなあと思うわ。

今年新築されたこの女子寮から学校までは歩いて五分とかかりません。汽車で通った高校時代から比べると、ずっと楽で、朝寝坊もできますが、そのため最近運動不足のよう気がします。

授業も今では軌道にのつてきました。最初のころは、一〇〇分間の講義を緊張して聞いていたせいか、ひどく疲れましたが、このごろでは舟をこぐわざも覚えました。

高校と違つて大学の学問は広く深く研究的です。従つてその科目数も豊富で、自分が専攻した学科のほかに、一般教養科目として、経済学、倫理学、法学、化学をはじめとしてきわめて広範囲の学問が専門の教授によつてなされます。

わたしは英語英文学科ですから、英語ではいつもしぶら

れています。毎日二時間ずつある英語の授業に出席するためには、予習が容易でありません。でも立派な先生と最高の設備がわたくし達の向學心をかりたてるのです。なかでも最も興味あるのは、外人教師による授業とラボラトリーオの時間で、外人の先生には週四時間、それぞれ別な先生から書き取り、英語を使っての演説、英会話などを習います。

この間も、シーバーク先生の時間にスピーチをしなければならないはめになつてしましました。さあ、たいへん！

辞書と首つぴきで原稿を書いて、どうにかすませましたけど、果たして外人の先生に理解いただけるかどうか不安でした。でも先生が理解してくれたと知つたとき、わたしは天にも昇る気持ちでした。

それからランゲージ・ラボラトリーやでは発音を徹底的に直されます。テープレコーダを通して録音された先生と自分の発音を比べてみると、貧弱な自分の発音に顔が赤くなってしまいます。けれど他人に知れる心配はありません。一人一人の装置がきちんとしきられており、その中でイヤホーンをつけて発音の練習ができるのです。

わたし、こんなすばらしい環境で好きな英語をみつかり勉強できること、本当に幸せに思っています。やはり大学に入つてよかつた。おとうさん、おかあさんありがとうございます。これからもしっかりとやってゆきますから、よろしくね。

それではお体に気をつけて、皆さんによろしく、さようなら。

父より娘へ

手紙みんなで嬉しく読みました。お前の便りを読むと、論語の「学んで時にこれを習う、また悦ばしからずや」のことばがじんと胸にくる。学問と正面から取り組んでいる様子がはつきりとうかがわれて愉快だ。その意氣で大いにやれ。

野菜を少々送る。お母さんが、せりを摘んでくれた。(ゆでておひたしにすると、田舎の香がしておいしいと思う。この前送った荷物無事ついたと思うがいかが。

そういえば近頃、何だか手紙書きばかりしているようで、

我ながらおかしくなる。それにしても親子というものは妙なもので、お母さんなんか、野菜はもうそろそろ届いたはずだから、きょうか明日は勝代から便りがくるね、きっと、などとお前の便りを待っている。一緒にいればどうというわけでもないのに、一旦離れて暮らすことになると、片時も心から離れないものだ。

それから気がついたこと一つ。お前の手紙に、漢字の誤字があった。たとえば講義は講義が正しい。大学生なのに何ということだと笑われる。他人に手紙を書くときは、やはり辞書を座右において書くこと。

最後に、懸命に勉強するのも結構だが、健康にはくれぐれも注意してほしい。適度の睡眠、栄養、運動、この三つだ。スポーツはぜひ一つやっておくがいい。もしできないなら、寮のまわりの散歩でもよい。大学生活、寮生活、経済生活、自分なりのペースを確立して進むことが大切だ。

〔後略〕

(『神奈川大学報』第七二号、一九六五年六月二十一日)

**39 記事「新装なつた学生寮 100室200名を収容 新校舎も建設すすむ」**

(一九六四(昭和三十九)年六月二十四日)

昨年九月に着工、新学期の入寮に間に合わせるため鋭意工事を急いでいた新学生寮は、三月末に新装なり四月三日から新入生が入居をはじめた。

新学生寮は旧B寮の前に鉄筋五階建(三、四五七平方メートル)として建てられたクリーム色のしようしやな建物で六帖半の個室に机、いすが備えられ、一〇〇室、二〇〇名収容となつており、部屋からは、いながらにして横浜港を一望のもとに眺められる。

大食堂は、同時に五百名の集会ができ、拡声器を通して音楽のムードに浸れるよう設計されており、厨房も広々した清潔なものでこのほか、談話室一、養護室二、事務所、監理人宿所などがあり、各階には八カ所の洗濯槽、四カ所の湯わかし場ができており、すべてが便利にできている。

これで本学の学生寮の収容人員は旧寮と合わせて五一二

名となり、寮の規模においては、全国大学中屈指のものとなつた。

昨年十月から始まつた新校舎の工事は、現在ほとんど外装を終わり内部工作に入つた。

八月中には工事を終わり、後期授業からは、ランゲージ・ラボラトリ一とともに新校舎を使える見通しが濃い。

(『神奈川大学報』第六七号、一九六四年六月二十四日)

**40 記事「女子寮を新築 一三六名を収容」**

(一九六六(昭和四十一)年十一月一日)

本学には現在、二棟の女子学生寮があつて、四十名の女子学生を収容しているが、近年女子学生が急増する趨勢に対応して、新たに女子学生寮を建築することとなつた。工事は去る九月すでに着工し、来年三月に完成、新学年度より開寮する運びとなつてゐる。

新寮の所在地は、横浜市神奈川区片倉町で、本学まで徒

歩十五分の距離にあり、環境は閑静である。

寮は鉄筋コンクリート四階建ての清楚なスタイルで、広さ一、五八七平方メートル、収容定員一三六名、寮室数

三四、社交自習室、応接室、静養室、その他浴室、洗濯室、アイロン室など、女子学生の生活にふさわしく整備される。

（『神奈川大学報』第八一号、一九六六年十一月一日）

文発表となつて現れ、それはなお拡まるばかりであります。このような事態に直面して、私達は自己の学問とそのあるべき立場を深く顧みざるをえません。

#### 41 日米安全保障条約承認に対する教員有志による声明文\*

（一九六〇（昭和三十五）年）

五月十九日と二十日にわたる国会での新安保条約承認の强行は、私達に大きなショックを与えました。かねて国会審議のゆくえを見まもつていた私達は、その後の進展について新安保条約に大きな疑惑と不安を感じはじめましたところ、遂に不幸な单独議決の强行となり、私達のねがう民主主義はここに危機におちいりました。全国の大学教授、学会等の批准反対、民主政治確立の要求は国会請願、声明

私達はここに安保条約の改定に反対し、眞の民主政治の確立のため、国会解散を要求します。私達は、私達と要求を同じくする全国の大学教授、科学者、研究者とともに、この要求の実現を求めます。

私達の決意をここに声明いたします。

神奈川大学教授、助教授、講師有志

（神奈川大学所蔵『昭和三十五年度教務委員会議事録』、一九六〇年）

## 42 記事「遂に出た教授会有志声明 安保条約改定反対」

国会解散を要求 教授、助教授、講師六二名

(一九六〇(昭和三十五)年六月七日)

## 〔前略〕

国会に警官隊と暴力団を導入して、新安保条約を自民党が単独で衆議院を強行に通過させたことに対し、教授会の草薙正夫、宮川武雄、小野重雄、松本忠彦、信太正三、松村清次郎の六教授が代表となり「安保条約改定反対」「国会解散要求」の声明文が発表された。声明内容は別項の通りであるが、教授、助教授、講師有志の声明署名者は六十二名で六月二日正午学生ホールに掲示された。(教授団声明支持) 本紙は一貫して学内外の平和と民主主義を目的とし、学園の自治と学問の自由を守るため発行されてきましたが今回の良心ある教授会有志の声明を絶対的に支持するものである。なお今回の教授会有志の声明を支持する声明が次々と出され、連日自治会掲示板にはり出されている(声明文中の署名者数は六月二日正午現在)

(『神奈川大学新聞』第二九三号、一九六〇年六月七日)

## 43 岸本光造「大学をめぐる暴力と非暴力」(抄)

〔一九六〇(昭和三十五)年〕

六〇年安保闘争についての記録はたくさんあるが、私たち青年の心に感動を与えた一つのエピソードを紹介しておこう。それは全学デモ行進を計画したときのことだ、学生たちが本館前に結集して、これから白楽駅まで行進しようとした際、教授会からの参加がなかつた。もちろん教授会も安保反対の声明を発表していたわけだが、当局の圧力が強くどの先生方も教授室におられた。それで、私たちが教授室に行つて、一緒に白楽まで行進してほしいと訴えた。ある先生は目を伏せ、別な先生は背をむけ、新聞を急に拡げて顔をかくす人がいる中で、食事中だった信太正三先生ただ一人が、「よし、ぼくが行こう」と立ち上つて下さった。それを合図にしてみんなが歩いてくれたけれども、この時の信太先生の決断と勇気には敬服したし、いまでも知識人論などを読むたびに、信太先生のあの時の姿や言葉が想い

うかんでくる。

〔後略〕

(『宮陵会報』第一七号、一九七二年三月)

#### 44 学生自治会の全学連加入に対する告示\*

(一九六一(昭和三十六)年七月七日)

告示

本学学生自治会は、去る六月三十日、全学投票という形式で全学連加入の賛否を問うた結果、全学連加入を決定したと公表し、且つ加入の手続きをとつたとのことである。

右の事態に対し、本学は教授会の議を経て、次の通り意思を表明する。

二、本学は大学の教育的使命を全うするため、学内学生諸団体が、学外団体に加入することについては、常に慎重を期して来た。この度の事態のように、全学生が一団として学外団体に加入しようとする場合には、予め、大学当局の諒解を得なければならないことは、当然である。したがつて、自治会執行部が、故意にこの措置をとらなかつたことは、不当である。

三、本学は穩健中正な学生の立場を尊重し、政治的中立を守つて、有為な人材の育成に努め、着々としてその成果を収めている。一方、現在の「全学連」はとくの批判を受けている団体であり、これに加入することは、全学生的利益にはならないものであるから、本学としてはその加入を認めるることはできない。このことは、本学学生に対して常に表明して来たところである。

ここに改めて全學生の注意を喚起し、その善処を促がすものである。

一、全学投票は、自治会規約に規定されていない議決方法であり、且つその根拠とする規定も全くないものである。更にこの全学投票の実施は、およそ投票に必要な諸条件を著しく欠いたものであり、これをもつて、本

学全学生の総意が公平明白に表明されたものとは判断できない。

学生諸君は、本学の基本方針を理解し、冷静な判断と健全な良識に従つて行動するよう、切に望む。

昭和三十六年七月七日

神奈川大学学長 米田吉盛

(神奈川大学所蔵『昭和三十六年度教務委員会議事録』、  
一九六一年)

本学学生自治会はさる六月二十九日の学生大会において、全学連加入問題を討議し、その賛否を票決したところ、五百三十対四百五十で可決した。しかしその票決が不完全であるとの理由によつて、これが無効となり、改めて全学投票を行うことを議決して、翌三十日朝より直ちに投票を行つた。各クラス毎に集め、その結果は、賛成千八百五十、反対

六百三十五、保留三百八十七、棄権二十八、無効二十一となりここに執行部は加入を決定した。しかし学校当局はこの全学投票が、自治会の規約にもないこと、また議案の討議が前以て全学生の間に行われていないこと、また投票日が時日の余裕を以て告知されていなかつた点において、この全学投票が偽装された非民主的な形式と断定するにいたつた事実六千有余の学生の中、投票した者は三千に欠けた数であり、ことに三、四年生はこの投票の行われることすら知らないものが殆んどであつた。また全学連加入の如き全学生の利害に甚大な影響のある事柄は、前以て学校当局の諒解を要するは当然の理であるとの考えにより、自治会執行部に対し、右の二点の不備を指摘して、反省を求めたが、執行部はこれを一切無視して急ぎよ新聞紙上に加入決定を発表した。学校当局は事態を憂慮し、直ちに教授会を召集して、冷静にこの問題を討議し、自治会執行部の今回の挙を不当なりと全員一致して議決した。この教授会の意思をひろく全学生に知らしめる必要から、左の如き告示を学長名を以て行なつた。方法的に重大な過誤をおかした全

学連加入決定は、大学としてあくまでも認めることはできないのである。

### 〔後略〕

(『神奈川大学通信』第五三号、一九六一年七月二十八日)

### 46 学生自治会の在り方に對する示達\*

(一九六一(昭和三十七)年四月二十四日)

示達

現在わが国の各大学における学生の課外組織はその形態や内容にいろいろ差異はあるが殆んど例外なく学生の全員加入をたてまえとする学生自治会の形をとつてゐる。そこでは課外活動について、学内秩序の範囲内で、学生たちの自己責任による自主的活動が容認せられ、大学側は多くの努力と犠牲を払つてその健全な育成発達につとめている。この制度の主旨とするところは、憲法が目ざす民主的で文化的な国家社会の建設という理想の実現は、

結局教育の力に待つべきものであるということからくるわけである。

すなわち、民主社会は、それを構成する社会的単位が、与えられた枠内において、自主的活動を自己の責任において行なうことを要求する社会であるから、学生としては大學に在学する期間に、将来の民主社会における自主的活動に備えて、課外における大学生活について自治活動を行なつて、有用な体験を身につけ民主的な社会人の資質を養つておくことが極めて必要なことである。大学としては、将来の民主社会において指導的役割を荷うべき人材の教育に当るものであるから、学校教育の最終段階において、学生に対して、そのような資質を充分に養う機会を与えることが、今日の教育上是非とも必要と考えられるのである。学生自治会の存在理由は以上に要約したところによつて充分理解されること、思う。

従つて一般に学生自治会は、大学教育の一環であり、教育計画の一部として大学の意思にもとづく存在である。このことは、現在のわが国の教育制度を前提とする限り疑を

入れる余地はない。国民としての結社の自由にもとづいて成立した独立の団体でもなければ、勤労者のために認められた団結権にもとづく組織では勿論ない。もつぱら教育上の必要により大学と各学生との間に結ばれた教育関係にもとづいて大学が成立せしめた学生の学内組織である。従つて結社の自由とは全く反対に、学生は入学と同時にその全員が当然加入するものとし、任意の脱退を認めないとまえをとつてゐるのである。学生自治の本旨がこのようなものであり、その自治会活動が大学を場として行なわれる限り、研究と教育という大学の本質と使命とともにとづき学則の範囲内において、自治会規約によつて活動し、自主的な判断力を養い、責任ある態度を身につけてゆくのでなければならない。又自治会が全員加入のたてまえをとり、脱退の自由を認めない以上、その運営においては何よりも学生同士の深い信頼関係を必要とし、自己と異なる立場をも十分尊重するところの寛容の精神をもたなければならぬ。このような能力をつくること自体が大学教育の目的の一つである。本学においても発足以来右のような教育目的によ

つて学生自治会の設立を認めその民主的育成に努めてきた次第である。

しかるに、わが国の民主主義そのものが未だ成熟の域に達しておらず、国民の血肉となるまでに至つていなかっため、今日社会の各方面において、数多くの問題が発生していると同様に、各大学の学生の自治活動も未熟なもの不合理なものをおんでいて、所期された民主教育の成果を挙げているというには程遠しの憾あるものと言わざるを得ない。民主的に訓練されていない集団は、少数者による多数者の支配に利用される。少数の主導者乃至活動家の特異の性格と才能によつて、全学生の名において反社会的行動を行なわれ、その被害を全学生がこうむることがしばしばあることは実例について人の知るところである。この場合利用者が意図的であつたことも、その者の地位如何によつては相当問題ではあるが、それよりも重大なことは、集団そのものが他に利用される条件乃至は隙をもつていたということである。この点に今日の学生自治会問題の核心がある。個人の尊厳、自主性の確立は決して観念的なものでなく、日常

行動に様式化されるまでに具体的な内容を具えていなければならぬ。

右のような一般の学生自治会の民主的未熟という状態については、本学の学生自治会も、必らずしもその例外をなすものということはできない。たゞ伝統にもとづく質実剛健の学風によつて比較的健全な成長を見せ、他大学に起つたような世の指弾を受ける事件も発生せず、十分とはいえないまでも、自治的実践が学生の民主的な人格形成に直接間接寄与した効果も大きく、制度の目的は概ね達成されて来たものといい得る。

しかるに最近の一両年において自治会執行部の一部その他の少数学生の間に、思想的な活動が積極化し、時に激しく謙虚であるべき学徒の地位を忘れて、些細な問題についても礼讓を失つた言動をもつて教職員に立ち向つたり、学園にふさわしくない鬭争的表現を用いた文書が頒布、掲示されるようになつた。このような態度は信頼と理性とを基本としてのみ成り立つ教育の場を攪乱するものと認められるので、関係教職員は、その都度これ等の者に強く反省を

うながして來たところである。それにも拘わらずこの傾向は遂に最近に至つて一つの頂点に達した。すなわち購買部の設置に関連して、本学の方針として既に確定し、公表し、自治会代表者にも連絡説明の上実行に着手したこと柄について、かねて之に反対し異なる要望をもつた自治会執行部その他一部の学生は、既定方針の変更を求めて当局者に迫つた。そして一、二の学生は感情の激するまゝかつて本学に前例を見ない非礼の言動を行なつて、到底黙過することのできない場面を現出したのである。このような行為は、あくまでも暴力を否定して良識にもとづく言論によつてすべてを解決しようとする民主社会の原則に反し、学生自治の本旨をそこない、大学の品位をきずつけるものであつて、到底寛容に値しないものといわざるを得ない。常にかような事態の發生を極力防止して、すべてを平和的に民主的なルールに従つて解決する態勢を、学生の協同の努力によつてうちたてゝゆくことこそ、学生自治の本旨であるといわなければならない。

本学学生は以上によつて、学生自治が教育の手段たる性

格のものであることを明確に認識して、政治上の自治及び

学問の本質に由来する研究教育機関としての大学の自治と

の間に観念の混同を來し、実践上の混迷を招かないよう

特に留意しなければならない。又社会においても、学園に

おいても、自由はこれを濫用することによつて失われ、こ  
れを濫用しない者のみがその恵沢に浴し得るものであるこ

と、並びに自由は秩序の枠内の自由であつて、進んで秩序

のためのルールを守ること自体が民主教育の根本であるこ

とを銘記して行動すべきであることを強調する次第であ  
る。

こゝに最近の出来事に關連して、その関係者に強く将来  
を戒めると共に一般学生の注意を喚起する。

昭和三十七年四月廿四日

神奈川大学長

(神奈川大学所蔵『昭和三十七年度教務委員会議事録』、

一九六二年)

学長示達の全般的な内容は学生自治会が、大学当局の御用自

#### 47 憲法無視の学長示達に反論する

(一九六二(昭和三十七)年四月二十六日)

憲法無視の学長示達に反論する

われわれは、大学は学問の場であると考える。しかるに大  
学における学問の自由は尊重され保障されていなければな  
らない。大学に学ぶ学問・知識は、高い人類文化と、平和

と・民主主義のために使用されなければならない。そのた  
めにもわれわれの大学の学生自治会を始め全国の各大学学  
生自治会には、「平和と民主主義と豊かな学園生活のため

に」というスローガンが、かかげられている。

大学教育は、高度な知識・技術はもとより、それを通して  
平和と民主主義を追求することこそが憲法・教育基本法に  
定められた大前提であろうと考える。それら知識・技術・

平和民主主義の追求はなにものにも束縛されず、その本  
來の真理をきわめることは困難であろう。困難以上に不可  
能であろう。

治会になることを強要していることは明らかである。

学生自治に対する一切の国家権力をはじめとする大学当局の圧力や介入は、不当にも憲法を軽々しく解釈し、踏みにじる行為である。われわれは、国家権力や大学当局の御用自治になることを真理を追求する学園の名において反対し、憲法蹂躪の学長示達に激しい怒りと悲しみをこめて抗議する。同時に日本の最高学府たる大学の学長をはじめとした大学当局がかかる示達が今日の日本の教育の中で如何なる目的と意図を持つたものであるか認識され猛省を促すものである。

現在、政府自民党は平和憲法の改悪を準備し「徴兵制度」の確立を急ぎ自衛隊の基地強化核武装化をおしすすめている。その現象が最つとも自由であり民主的であらねばならない大学の中にも、いつわりの民主主義や平和を口にしても浸入している事実を学長示達は□語っている。

われわれは、大学自治に対する一切の介入も圧力も受け入れないし、今後ますます「平和と民主主義と豊かな学園生活のために」を最前面に高々とかかげ、真理追求に前進す□□とをかたい決意をもつて確認することができる。

#### 全学友諸君！

われわれがわれわれの日本と世界の歴史をきりひらき未来を建設することを『キモ』に命じて学園生活を送らねばならない。

かかる目的と意図は過去の日本の歴史が悲しみと涙をもつて、われわれに教訓を残している。過去に、学生の自治が國家権力や大学当局の配下に落し込まれ、学問の自由はおろか平和・民主主義・真理の追求は無視され、高度な知識と技術は軍国主義者に利用され戦争のために使用された。のみならずわれわれの先輩たちは、学徒動員の名の下に若い生命をおしみもなく投げすてる要求され教育された。

平和で幸福な未来を創造するか、はめつと戦争の歴史を生むかは、われわれ一人一人の責任である。よりよき未来と限りなき人類前進のために非民主的・反憲法的学長示達を□□し学生自治を売り渡すことのないよう皆んなで、がつちりと「スクラム」を組んで□□自治を『ヒトミ』のように

大切にしなければならない。

一九六二年四月二六日

神奈川大学学生自治会執行委員会

スローガン ▽日韓会談反対！ ▽クリスマス島核実験反

対！ ▽ミサイル基地設置反対！

▽憲法改悪反対！ ▽治安立法反対！ ▽公

安条例反対！ ▽完全軍縮 ▽憲法民主的

条項完全実施せよ！ 等々

(神奈川大学所蔵『昭和三十七年度教授会議事録』、一九六二年)

外国人は主に大桟橋の船中泊客でしたが、オリンピックを機会に日本を訪ねてみようといった老夫婦達の団体、四五人のグループでやつてきた若い連中、新婚旅行を兼ねてといったお熱いカップルもありました。

何といつても戸惑ったのは発音の相違で、日曜日に行きたいと言っているのに、こちらは仙台に行きたいと解し、時刻表を見ていたということもあります。オーストラリア人はAをエイでなくアと発音し、サンデイがサンダイになる訳です。懸命になつて地図でサウスリンカーンを探していると南林間のことだつたとか、今でこそ笑い話になりますが、その時は無我夢中でした。

#### 48 松下廸子「五輪通訳となつて」

(一九六四(昭和三十九)年十二月二十五日)

第十八回オリンピック東京大会も成功のうちに幕を閉じましたが横浜市に配置された通訳は約三十名、私は横浜駅外人案内所で、二十日間を毎日、外人の応待に過ごしました。

これから日帰りでどこがいいかしらと聞いてくる若い女性達。新横浜駅が別の駅である事を始めて知つてオロオロする人達。パトカーに先導されてきて特別日光号を遅延させた团体バス。風邪をひいたとトルコ風呂を聞いてくる男性。迷子になつた御主人の呼び出しを、あわてふためきながら依頼してくる奥さん。五百円しか持たず、乗船するまでの二、三泊をどうにかしてくれと、しょんぼりするアメリカ人

リカの学生。奥さんが急病だからと、日光行切符の払い戻しを依頼してきたやさしそうな若い御主人。切符を燃してしまったから再発行してくれと証明書を持ってきたイタリアの若い五人組。様々なお客様で、それぞれの国民性を知る上によい勉強になりました。

しかし何といっても、今でも一番印象に残っているのは、オーストラリア人のボーテー夫妻との出会いでした。新幹線の時間、費用等を調べるのに私が無理なかつこうで見ているのを見て「さかだちしてごらん、そうすれば見やすいよ」といったのが陽気で、ジョーク好きなボーテー氏の言葉でした。丸顔で眼鏡をかけ、でっぷりとしたいかにも心の暖かいお人好しといった彼と、ほつそりとして、やさしく品のある夫人は私を気に入ってくれたらしく、切符の予約を待つ間にも話がはずみ、オーストラリアに来られる機会があつたらぜひと、住所から電話番号まで教えてくれました。その上翌日の船でのディナーに招待するというのです。

約束どおり私の勤務時間後に迎えに来てくれた夫妻をお

茶の先生宅に案内しました。私が靴をぬいで上ったのを見て、たたきの上で靴をぬいでしまい、陽気に部屋に入つてしまつたから再発行してくれと証明書を持ってきたイタリアの若い五人組。様々なお客様で、それぞれの国民性を知る上によい勉強になりました。

しかし何といっても、今でも一番印象に残っているのは、オーストラリア人のボーテー夫妻との出会いでした。新幹線の時間、費用等を調べるのに私が無理なかつこうで見ているのを見て「さかだちしてごらん、そうすれば見やすいよ」といったのが陽気で、ジョーク好きなボーテー氏の言葉でした。丸顔で眼鏡をかけ、でっぷりとしたいかにも心の暖かいお人好しといった彼と、ほつそりとして、やさしく品のある夫人は私を気に入ってくれたらしく、切符の予約を待つ間にも話がはずみ、オーストラリアに来られる機会があつたらぜひと、住所から電話番号まで教えてくれました。その上翌日の船でのディナーに招待するというのも向い側から呼んでは、おいしいかとか、いやだったら止めときなさいとか、御一緒した先生方にまでとても気を使

て、たたきの上で靴をぬいでしまい、陽気に部屋に入つてしまつたから再発行してくれと証明書を持ってきたイタリアの若い五人組。様々なお客様で、それぞれの国民性を知る上によい勉強になりました。

うのです。

食後にラウンジへ行くと、樂士のトリオがニコニコと迎えてくれました。とても落ち着いたシックなムードのあるラウンジでコーヒーを飲みながら話しているうちに時間がきて演奏が終わってしまいましたが、とても残念がつた私をみて「FOR YOU! MICHIKO.」と私の知っている曲ばかりきかせてくれたのです。時間のたつのも忘れるほどで後髪をひかれる思いで別れる時には、子供のない夫妻には、本当に我が子のごとく思われたのか、とても別れを惜しみながら、やさしく私を抱いてキスするのでした。

(『神奈川大学報』第七〇号、一九六四年十二月二十五日)